国士舘大学審査学位論文

「明治期司法省の政治史的研究」

大庭 裕介

# 明治期司法省の政治史的研究

人文科学研究科博士課程 大庭裕介 (平成二十一年度入学)

学籍番号:一一 - DHOO一

目次

序章 司法省研究の現状と課題 一頁

・部 明治初期の近代化と司法省における非近代的思想

第一章 司法省と明治初期の思想状況 一二頁

第二章 江藤新平の政治思想 二二頁

第三章 司法省におけるフランス法受容の端緒 三六頁

田部 明治前期の政局と近代法制度の形成

第一章 明治前期の財政と裁判所設置構想 五一頁

第二章 明治前期の法運用と旧刑法編纂の契機 六六頁

Ⅲ部 内閣期司法省への胎動

第一章 内閣期司法省職掌形成の萌芽 八一頁

第二章 初期議会期の法典編纂と司法省権限の形成 九五頁

終章 まとめと課題 一〇八頁

表一~一三 一一一頁

参考文献 一二四頁

## 明治期司法省の政治史的研究

大庭裕介

## 序章 司法省研究の現状と課題

### (1) 研究の背景と問題点

た司法省の政策確立過程を同時期の政治過程に位置づけることは看過できない問題である。 錯綜する時期でもある。こうした時期において、政府の構想に配慮しながらも法制度を整備し もに政権内部では西洋化を目指し、様々な政治勢力によって理想とされた多様な国家モデルが 新たな軌範意識を確立し、それを民衆に付与することで国民を創出する過程である。それとと 期である。とりわけ、 近代国家の形成過程は、 明治維新期は近代法とそれを運営するための装置である法制度によって 近世以前の国家体制を捨象し、新たな国家体制へと変貌を遂げる時

なわち、 よう。 過程を踏まえたうえで司法省の政策確立の過程を論じることは、 纂・近代司法制度の確立という一貫した政策を担う必要があった。この点から明治初期の政治 には、岩倉使節団・明治六年政変・台湾出兵・元老院拡充といった同時期の政局があった。す 孝弟・大木喬任・田中不二麿・山田顕義と長官が目まぐるしく交替している。この交替の背景 思われる。構想が一定しない要因として、創設以来、司法省では佐佐木高行・江藤新平・福岡 草されるなど、草創期から一貫した方針がないなかで、 法省官員の手によってフランス法の導入が企図された他、儒学思想の影響を受けた旧刑法が起 イギリス、伊藤博文がドイツに範をとることを企図する。その一方で司法省では草創期より司 特に本研究が射程に入れている明治二〇年代までの政治過程は、大久保利通・大隈重信らが 司法省では長官の頻繁な異動により、方針が変化する余地を残しつつも、 政府の中枢とは構想を異にしていたと 十分に意義があるものと言え 近代法の編

1

るにいたった。 ったのかという基本的な部分がなおざりとされてきたのである。 てきたものの、 に則って研究されてきた。その結果、設置当初より西洋化を自明としているような解釈」がされ るのであろうか。司法省は、近代法と司法制度の導入過程を検討するという法制史の問題関心 では、このように政局との関連のもとで司法省の政策を考察することにどのような意味が こうしたこれまでの法制史研究では司法省が近代化に果たした役割が強調され 西洋化を自明化するあまり、どのような経緯を経て司法省の政策が確立して

な意義を持って司法省のもとで近代法制度が導入されていったのかを検討する。 問題点を念頭に置きながらも、本研究では政局という流動的な要素が作用した結果、 度の持つ独自性や特質を却って不明確にしてしまっている嫌いがある。こうした法制史研究の 近代法制度が必要とされた理由を所与の前提として捉えすぎている。そのため、日本近代法制 代化の過程に欧米との同一性を見ようとする「近代化論」の延長線上にあるような歴史観では 従来の法制史研究が念頭におくような欧米の政治制度や近代像に軸足を置きつつ、日本の近 どのよう

このように 「近代化論」の延長線上にあるような研究手法がある一方で、 江藤新平や井上毅

指摘に留まり、どのように近代法制度を構想していったのかという点についての具体的な はいないのである。 論証を欠いてきた。 ながら、島善高氏らの研究は江藤らの思想に依然として前近代的側面が残存していたとの らの国学思想に注目し、 つまり、 西洋近代との異質性を強調する研究も行われてきている2。 非西洋的側面と西洋法制度との接合が必ずしも明確になって

ったのである3。 るにせよ、 明治初期における法制度形成過程への評価は、 日本独自の法制度がなぜ形成されたのかという点に明確な解答を示してこなか 近代的・非近代的側面のいずれを強調す

#### (2) 研究中

司法省への評価を中心に、 のものの評価が太政官期と内閣期を対象とする研究者のなかで大きな隔たりがある。 本研究が対象とする司法省についてはこれまで多くの研究がされてきた。こうした研究 司法行政を構想・運営するという点では大きな相違がないにも関わらず、司法省そ 司法省の位置づけを見ていきたい。

### (a) 太政官期の司法省像

究においては形成されていないことがわかる。 留意した上で、 の開明性は念頭におかれていたものの、江藤司法卿期を絶対化するような視点は法制史研 としたのは江藤司法卿期以降が中心である。このことからも終戦直後には日本近代法制度 出版された団藤重光『刑法の近代的展開』4は、同時代の出来事である日本国憲法の起草に 制度を日本に導入しようとする開明的かつ急進的な省庁として描かれている。 太政官期の司法省研究の多くが江藤司法卿期に集中しており、概ね前述したような西洋法 明治初期の法制度整備を西洋法受容の過程として描き出したが、 終戦直後に 分析対象

ばかりか、明治初年の司法省への言及すらも相対化されている。 想であるとしながらも、司法省設立以降の司法政策としては井上毅の方をより高く評価し ているマ。このように一九六〇年代後半の研究では江藤の評価はさほど絶対化されていない 同様に稲田正次『明治憲法成立史』『においては江藤の構想をかなり早い段階での立憲構

たってい に限定されており、 た点を指摘している。 始めた点を重視しており、江藤の司法卿就任を契機として西洋法の導入が企図されていっ ある。この論文のなかで手塚氏は、江藤がフランス民法を翻訳・参考にして、民法編纂を が司法卿に就任した後の業績を対象とした研究の端緒に手塚豊 「明治初年の民法編纂」 8が では、江藤司法卿期を高く評価するような研究はどの時点から始まるのであろうか。 近年の司法制度の整備や急進的改革者というイメージは定着するにい とはいえ、手塚氏の江藤司法卿期への言及は民法を対象にしたもの

われる。 藤への評 中村英郎氏9らが江藤の法思想と西洋法との近似を明らかにした。 手塚豊氏の研究以降、江 る評価自体は、一九六〇年代以降の法制史研究では焦点の一つとなっており、野田良之氏・ するものでなかったものの、 このように戦中・戦後の研究が現在の法制史研究ほど江藤の司法卿期の実績を高く評価 価が高まっていったことが「司法省開明史観」を形成する背景にあったものと思 手塚氏が明らかにした江藤の構想が西洋法の導入にあるとす

た点を強調した。 実証した。福島氏は近代法制度の導入を司法省の職務・政策内容とする「司法省職務定制」 法省の開明性の出発点が江藤司法卿期にあることを「司法省職務定制」11の分析を通して つけたのが福島正夫氏であった。福島正夫「司法省職務定制の制定とその意義」エロは、 江藤の法思想から司法省全体を射程に入れて、その近代性を評価する研究手法に先鞭を 江藤の起草によるものであることを明らかにし、江藤が近代司法制度の形成に寄与し

策を「人民の権利を保護する」14ものであるとして、江藤とその時期の司法省の政策は民 主主義的改革を行ったものとして高く評価したのである。 にあるとし、 敏彦氏12は、 ものと思われる。 をどのように捉えるかとする政治史の問題関心と関連することで、より先鋭化していった 江藤の思想と司法省を高く評価するような研究は、戦後歴史学のなかで明治維新の本質 明治維新の本質が封建制を解体し、近代的市民社会を目指すブルジョア革命 その実現を担う政治アクターとして江藤を描き出した13。 政治史研究のなかで江藤・司法省を分析した先駆的な研究者である毛利 毛利氏は江藤の

確立という視点でのみ研究対象とされてきた司法省を、 対抗関係という図式自体には説得性はない。とはいえ、毛利氏の研究はそれまで法制度の 抑制による衝突と西郷を中心とする征韓論の是非でありほ、 いう新たな試みであった。 のであるとした。しかし、 弾による長州閥の是正―と、自派の勢力維持を企図する長州閥の対抗関係を中心とするも による近代法制度の整備―併せて山城屋和助事件・尾去沢銅山事件・小野組転籍事件の糾 谷昭『江藤新平』15が江藤の伝記として発表されたものの、概説的な論述に留まり、 司法卿期の司法省を政局の中に位置づけたとはいえないものであった。そのような研究状 期を政治史の中において位置づけた点である。歴史学の成果としては、毛利氏以前にも杉 こうした「司法省開明史観」を提示した一方で、 のなかで、 毛利氏の『明治六年政変の研究』は、明治六年政変前後の政局を江藤司法省 あくまで留守政府期の政局は各省による予算の増額要求とその 毛利氏の功績と言えるのは江藤司法 政局との関連のもとで評価すると 毛利氏が描く江藤と長州 関の

止されながらも、 って企図された府県裁判所の設置は明治六年政変後の財政状況・参議の意向を踏まえて中 明らかにしたのが、 毛利氏の手法である政局との関連を江藤司法卿期に留まらず、司法制度の確立過程とし 大阪会議で大審院設置が決定したことで近代司法制度が確立したとの結 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』17である。 菊山氏は江藤によ

法卿期の政策を相対化しつつ、 政策の全体像が不明確であるとの課題が残った18。このことからもわかるように、 制度の重要なトピックスがあるにも関わらず、研究上では司法制度の形成に終始しており、 けようとする試みは管見の限りない。そのため、大木司法卿期は刑法の起草という近代法 政策が絶対化されているような印象を受ける。すなわち、大木司法卿期を対象としつつも 江藤司法卿期に根拠を持つ「司法省開明史観」の時期範囲が延長されているのである。ま いるため、同時代のなかでの司法省の位置づけが不明確であるとともに、江藤司法卿期の の俎上に載せている。そのうえ、大木司法卿期の政策も江藤司法卿期の延長線上に捉えて に司法省が置かれた状況を民権運動の展開といった政局のなかで相対化することなく検討 期の政府内での位置づけ このように毛利・菊山両氏の研究を経て近代法制度の一端―司法制度の形成や江藤司 菊山氏が司法制度の整備を取り上げて以降、 ―が明らかになった。しかし、 その後の政局との関連を考察する必要がある。 大木司法卿期の政策を政局の中で位置づ 両氏の研究は、江藤司法卿期 江藤司

ぜそうした近代西洋の文献が参考とされ、基本線は変更されることなく、その文献が重層 江藤の思索の結果、形作られるとする従来の「司法省開明史観」が前提となっている。 的に重なっていったのかという点への言及がない。すなわち、大枠としては近代法制度が の司法制度との関連性をもって近代法制度を構想していたことを指摘した10。 近年においても山口亮介氏は、江藤がその都度ごとに様々な文献を参考とし、 しかし、な 当該時期

草も企図されており、江藤司法卿期以上にその後の司法省の方針に大きな影響を与えてい 研究上の意義があると考えられる。 る。このことから江藤司法卿期を相対化しつつ、 木司法卿期をより深く考察していく。大木司法卿期は司法制度の形成とともに旧刑法の起 じてきた「司法省開明史観」に疑義を呈していきたい。本研究では江藤司法卿期よりも大 太政官期の司法省の位置づけを再考していくと共に、江藤司法卿期を基準とすることで生 ではなぜ旧刑法が必要とされていったのかという根本的な問題の考察を踏まえることで、 自の視点の問題が大きく作用しているものと思われる。法制史的意義だけでなく、本研究 うに機能したのかとする法制史的意義を明らかにすることを主眼としてきた法制史研究独 疑問に応えるものではない。逐条研究が主流となった要因として、 は逐条研究∞にその多くが特化しており、旧刑法が何故必要とされたのかという根本的な また、司法制度と同じく大木司法卿期に企図された旧刑法について、これまでの研究で 新たな司法省像を提示することは充分な 制定された法がどのよ

影響がある。『江藤南白』では江藤の事績について次のような説明がされている。 そもそも江藤司法卿期を中心に「司法省開明史観」が形成されていった要因として考え 長らく江藤研究の基礎史料として活用されてきた的野半助『江藤南白』21の

由権利を保護するは彼の主張なりき22 に先づ一般の官職制度をして法治的組織と為し、 法制を経とし経済を緯とし、 以て法治国の基礎を建設するは南白の理想にして之が為 司法権を独立せしめ、 以て人民の自

ように江藤は司法権の独立に基づき、 人民の自由・ 権利の保護を企図していたとする

な影響を及ぼした24。 失敗したことから、憲政本党を懐柔するために江藤の顕彰がされたことも、 が九州遊説をした際、松田正久・江藤新作ら憲政本党からネガティブキャンペーンを受け、 由党史』にも江藤顕彰があることについて、一八九九(明治三二)年に板垣退助ら憲政党 題の犠牲者たる江藤南白の事蹟編纂所を東京赤坂霊南坂に設け、専ら史料の蒐集に着手」23 た的野は「明治四十三年八月、朝鮮併合の大詔煥発せらるゝや、諸同人と相謀り、 したと『江藤南白』の序文で回想しており、 つくったとする江藤評価の出発点が的野半助『江藤南白』であった。玄洋社の重鎮であっ 毛利氏の江藤評の下地になっていた点が看取できよう。つまり、 後世の江藤評価にも影響を与えていったのである。また、同時期に刊行された『自 朝鮮併合の魁として江藤を英雄視していたこ 後の司法権独立の基礎を 江藤像に大き

ある25。 光の歴史とするような歴史観に疑義を呈する段階に明治維新史研究そのものが到達しつつ ど、『江藤南白』が書かれた時期の政治的バイアスがかかっている。近年では明治維新を栄 このように、江藤が高い評価を受けた背景には、 この点を念頭に置き、本研究では江藤司法卿期を再評価することから始めていき 朝鮮併合を正当化しようとする意識

とすることに疑義が呈されてこない点も研究上の課題であろう。 的な役割を果たした司法省像が描かれていることに特徴があり、 太政官期司法省の研究では、 江藤司法卿期に軸足を置きつつ、 政策内容を西洋的なもの 主に法制度の整備に主体

#### (b) 内閣期の司法省像

てきた。 られており、西洋に範をとるような近代法制度の確立は自明のものとなっている。しかし、 ては司法権の独立をめぐって、日本法制度が政局の影響を受けたものかどうかが議論され 司法省の主体性という点については多様な見解がある点も見逃せない。特に内閣期におい 内閣制のもとでの司法省及び法制度に関する研究については、 運用について焦点があて

究の争点となっていた。しかし横山氏や久保田氏らの研究は、裁判所官制以後の論述が中 心であり、こうした司法制度が構築されるような土壌がどこにあったのかという視点がな 政局との関連も一部の研究者が視野に入れつつ、内閣制のもとでの司法権独立の有無が研 し28、同様の点は久保田穣氏らによっても論じられている29。内閣期の司法省研究の多くは、 六年の裁判所官制の施行をきっかけとして、司法権は行政権から独立した存在となったと 法省の主体性を前提としつつ、横山晃一郎氏は、 で企図されたもの27であるとして、 の存在が大きく左右したことを述べた26ほか、三谷太一郎氏は陪審制度が政党主導のもと 例えば、司法制度を既定する裁判所構成法の検討を通して、染野義信氏は自由民権論者 三谷氏の研究もまた内閣制発足以降の政局を対象としているため、 司法省は政局の中で相対化されてきた。その一方で司 裁判官の身分保障が盛り込まれた一八八 日本法制度の形成

を考えるにおいて、 太政官期と内閣期の断絶性が強調されてきた。

全な独立に終始したとあり、戦前期にかけて一貫して行政からの介入を受けていたことか 代の政治理念である三権分立は、日本では建前上標榜されたに過ぎず、 できないものとされてきた。しかし、家永三郎『司法権独立の歴史的考察』31は、 いてどのような意味があるのであろうか。内閣期の司法制度については、主に三権分立を では、断絶性ではなく、筆者が述べてきたような連続性を視点とすることは研究史にお 司法権は不完全な独立であったとしている。 司法行政と司法権は対等のものとされ、 他の行政官庁もまた司法権には介入 司法権自体は不完 西洋近

握することは充分な意義を持つものである。 任していることからも、太政官制の司法省を踏まえたうえで、内閣期の司法省について把 端緒の段階において、ごく短期間ではあるが山県有朋や伊藤博文といった元老が法相に就 また政府の要請に沿うことが求められていたものと思われる。実際に内閣制が導入された 期の政治制度を刷新し、内閣制度を機能させようとしているなかで、司法行政や法制度も 山県有朋といった太政官期の政府で中枢を担ったような人物の多くが政府に残り、 制度が太政官制から内閣制に移行したとはいえ、政治アクターの殆どは太政官期 していないなかで、 本研究では家永氏の指摘を踏まえて法制度が政局を通して受けた影響を考察する。 司法権を機能させる司法行政が政局の影響を受けている。 伊藤博文や 元から変化 太政官

していったのかという問題を棚上げしてきた。 り、司法権が不完全な独立に終始するような独自の法制度が、日本社会においてなぜ確立 るものであった。そのため、家永氏の研究もまた「西洋近代への憧憬」が描かれるに留ま 氏の評価は日本社会における非近代的な側面を強調する帝国主義批判という視点に立脚す では、次に家永氏の視点をどのように本研究では乗り越えるべきなのであろうか。 家永

野においては、 年代から念頭に置かれていたにも関わらず、法制度を直接研究対象としてきた法制史の分 このように西洋近代とは異質な法制度が日本において確立していったことが、 主に法制度の西洋近代との同質性が強調されてきたのである。 一九六〇

日本法制度の一端を担うはずであった陪審制度が行政主導で整備されていった様に司法府 独立は自明のものではなかった。 司法府の独立という意味での司法権独立について、三谷太一郎氏の研究にもあるように

がくだされており、その時々の政局に左右されている。すなわち、 において確かに一端は確立されたといえるが、幸徳事件においては行政の主導のもと判決 いずれの意味での三権分立も内閣期においても流動的な性質のものであった。 裁判官の独立という意味での司法権独立についても、裁判所官制と裁判所構成法 司法府の独立・裁判官

そもそも内閣制の導入に際し、 近代日本内閣制の問題点・特質を捉えるにあたり、重要な位置を占める問題である。 司法部門が行政部門の介入を招く余地を残したのかを考える必要がある。 西洋的な三権分立を理想として標榜したにも関わらず、 こうした

## (3) 本研究の視点と方法論

的視点のなかで捉え直すことは、大きな意味があるといえる。 年政変後の司法省については、あまり明確にされておらず、これらを踏まえて司法省を政治史 政策を全体的に捉えようとする政治史的視点を取り入れた。特に先述の草創期司法省と明治六 連性をもって論じられてはいたが、本研究ではそれらのうえに太政官期全体を通して司法省の 本研究の視点は、 政府中枢 司法省の政策である裁判所の設置に関しては、これまでもある程度は政局との関 の政治構想との有機的関連のもとで把握しようとする点にある。 従来、法制史など他の研究領域で検討されてきた司法省を政治史に位置づ 江藤新平の政治

たことが本研究の背景にあるヨz。 展望が現時点で曖昧であること、 していく。こうした点は近年の行政史研究が明治○年代に集約されるあまり、近代史全体への あわせて、冒頭でも述べた通り、本研究では太政官期から内閣期への連続性についても言及 太政官期を通しての各省庁の政治的特質への総括を欠い てき

として司法省の政策が形成されていく点を描き出す。 線的に邁進していく司法省像から一端離れ、流動的な要素のもとで紆余曲折を経た政治的所産 かで相対的に評価することが出来ないでいた。そこで本研究では西洋的な政治制度の導入に単 られてきたタポ つまりは従来の研究では参議や各省の長官の政策決定権を政局などの環境のな 明治維新期の官僚像は大隈重信や伊藤博文・江藤新平らを近代官僚制への過渡的な官僚像(「維 新官僚」「政策官僚」)とし、彼らの西洋化政策こそが政局を構成するものであるとの視点がと 究』33以降、 きな影響を与えたと考察してきた。本稿の視点である政局との関連性は柏原宏紀『工部省 との関連の中で捉えられており、筆者もまた太政官期司法省の政策には、その時々の政局が大 近年の政治史研究では、政策立案に長じた開明派官僚による政策の形成・運営の過程が政局 行政史研究の主要な視点・方法論となっている。柏原氏以前の研究においては の研

思想を持つような人物であった。こうした非西洋的思想が多く残存する状況のなかで、 導入の意味をそれぞれ明らかにする必要が出てきた。この点に留意しつつ、本研究では司法省 きている。 法卿期につながるような近代法制度がどのように構想されていったのであろうか。 に弾正台出身の守旧的な人物がおり、責任者である江藤もまた島善高氏が指摘するように国学 の政策がどういった状況のなかで構想されていったのか、 で西洋的法制度の導入が検討されていった経緯、法典編纂・司法制度の整備、 移植された「西洋」の意味自体を西洋近代のものと同質と捉えるのではなく、再考する段階に 過程のなかで変質していることが明らかにされてきている。。こうした思想状況からも日本に 項対立的な思想状況ではなく、非西洋的思想・西洋思想のいずれもが西洋思想の受容・伝播の そこで本研究では第1部において法制度を西洋化した急先鋒のように解釈されてきた江藤 また、近年ではこの時期の思想状況という点においても西洋と非西洋とが反目するという二 の相対化を試みる。草創期から江藤司法卿期の司法省では実務を遂行する官員の多く つまり、 西洋の制度・思想の模倣という所与の前提が崩れた以上、西洋的法 その意義を改めて紐解いてみたい。 内閣期の司法省 大木司 制度の では

司法省における非西洋的思想と西洋的思想の接合を検討していく。

想を通して、 それらの官員がどのような形で近代法制度の形成に関わっていたのかを再検討する。 も引き続き任用されながらも、箕作麟祥ら西洋思想を持つような官員も登用され始めている。 の受容の端緒について明らかにしていく。司法省では非西洋的思想を持つような弾正台の官員 思想が江藤の中でどのように接合されていたのかを明らかにしていく。第三章では近代法制度 濃く残る反面、 藤新平の政治思想を再検討していく。江藤の思想には島善高氏が指摘したように国学思想が色 制度が形成されていく点を検討していきたい。第二章では近代法制度の設計者とされてきた江 として牧民官的発想や儒学的発想が多く存在しており、こうした思想が法の要素となって 第一章では明治初期の政府における非西洋思想について言及する。 江藤新平による近代法制度の設計という従来の図式に疑義を呈していく。 司法省内外に非西洋的思想も未だ広がっており、 近代法制度の構築には異論を示していなかったことから、近代法制度と非西洋 非西洋的思想によっても近代法 明治初期の政府では依 官員の構

過程に考察を加えるとともに、大木司法卿期の再評価を図っていきたい。 たのか。また、 展開している点について言及する。なぜ、大木司法卿期に突然旧刑法の編纂が企図されていっ で企図されていったのかを明らかにしていく。ここでは政局との関連のもとで司法省の政策が 第Ⅱ部では司法省の政策の中核となる司法制度の整備と法典編纂がどのような経緯のもと 司法制度の確立と旧刑法編纂の関連を検討することで、 明治初期の法制度形成

関連性を明らかにし、司法省の政策を政局のもとで全体的に評価していくことを試みる。 を考察する。この二つを検討することで司法省の基幹政策である法典編纂と司法制度の整備の の過程を明らかにする。第二章では旧刑法が何故必要とされていったのかという根本的な問題 政局の影響のもとで挫折していくことで、新たな基幹政策として旧刑法編纂が企図されるまで 第一章では江藤司法卿期に企図され、長く司法省の基幹政策となっていた司法制度の整備が

らかにしていきたい。 との兼任大臣であったことを踏まえ、流動的な状況のもとで内閣期での司法省の位置づけを明 討する。政務執行に際しての最終決定者である大臣が一貫しておらず、当初、その殆どが他省 法案の起草権と司法行政を専管とする内閣期司法省へとどのように移行していったのかを検 間(二つの内閣)で四人も法相が交代している。このようにめまぐるしく法相が変わるなかで、 麿(再任)・山県有朋・伊藤博文と、第二次伊藤内閣で芳川顕正が就任するまで、わずか二年 初代法相山田こそ太政官期から継続して八年に渡って長期在任しているが、その後は田中不二 田中不二麿・大木喬任(再任)・山田顕義とめまぐるしく変わっており、 第川部では大木司法卿期以降の司法省を分析対象とする。大木喬任が司法省を去った後、 内閣期においても

は司法権と立法権の関連について検討し、 権分立構想の内実も司法権と行政権の関連について専ら検討されてきた。そこで第一章で の連続性を考察する。 法典編纂権の位置づけを検討する。 第一章では太政官期における司法行政の位置づけを検討することで、 これまで司法省研究では西洋との同質性が意識とされるあまり、 つまり、 大木司法卿期以降の司法省で基幹政策となっていた なぜ司法省が立法機能をも管掌できたのかを明ら

閣期に再び司法省の職掌となっていく経緯を明らかにする。この点を通して、太政官期の状況 が内閣期の司法省に影響を及ぼしたことを論述していきたい。 つながっていったのかを検討していきたい。第二章では法律起草が元老院に移管された後、内 かにするとともに、司法行政が行政権の介入を受けるとする内閣期の司法行政のあり方に何故

洋的法制度の導入や内閣期の司法権独立といった研究史で自明的な事柄への疑義を呈し、 を考察していく。とりわけ、本研究では流動的な政策の形成過程を明らかにし、太政官期の西 な司法省像を提示していくことを目的としている。 こうした三つの論点を踏まえ、太政官期司法省の特質を検討し、内閣期の司法省との連続性

- 制度を持つとしている(http://www.courts.go.jp/about/kaikaku\_sihou\_21/index.html)。
- 前掲稲田『明治憲法成立史』上巻、一九一~一九三頁。前掲稲田『明治憲法成立史』上巻、八九~九二頁。稲田正次『明治憲法成立史』上巻(有斐閣、一九六〇年)。団藤重光『刑法の近代的展開』(弘文堂書店、一九四八年)
- 手塚豊「明治初年の民法編纂」(司法省秘書課編『司法資料』別冊二一号、 一九四四年)。
- 9 註1参照。
- 11 司法省法務図書館所蔵「司法省職務定制」、一八七二年七月。九九三年。初出は『法学新法』八三‐七・八・九、一九八九年)。10 福島正夫「司法省職務定制の制定とその意義」(『福島正夫著作集』一巻、
- 一九七九年)『江藤新平』(中央公論社、一九八七年)『明治維新政治外交史研究』(吉川弘12 毛利敏彦『明治六年政変の研究』(有斐閣、一九七八年)『明治六年政変』(中央公論社、
- 文館、二〇〇二年)。
- 指摘している。 武合体路線を明らかにしつつ、明治維新の意義をブルジョア君主制への移行にあることを 13 毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未来社、一九六七年)において、毛利氏は薩摩藩公
- 14 前掲毛利『江藤新平』一五二頁。
- 15 杉谷昭『江藤新平』(吉川弘文館、一九六二年)。

- たとするようなマルクス主義史観においては、旧刑法の制定は自明のものと捉えられてきしかし、旧刑法が絶対主義的ともいえる支配秩序維持を目的として政府によって制定され六年)がある。吉井氏は旧刑法編纂の要因を政府と民権運動の対立の結果に求めている。 18 旧刑法制定については、吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本評論社、17 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(御茶ノ水書房、一九九三年)。16 関口栄一「明治六年定額問題」(『法学』四四 - 四、一九八〇年)。
- ける編纂過程を明らかにしているが、旧刑法制定の契機については自明のものとされて編纂過程」(『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』二六号、一九八七年)が司法省にまた、旧刑法については編纂過程と逐条研究に重点がおかれており、岩谷十郎「旧刑 一九八七年)が司法省におれており、岩谷十郎「旧刑法
- 19 山口亮介「明治初期における 二〇一〇年)。 「司法」 の形成に関する一考察」(『法制史研究』 五九号、
- 20 例えば、三田奈穂「旧刑法数罪倶発条成立に関する一考察」(『法学政治学論究』七六号: 二〇〇八年)
- 的野半助 『江藤南白』上下 (南白顕彰会、 四年、 二〇〇六年マツノ書店復刻版)。
- 前揭的野 前揭的野 『江藤南白』 片 六三七頁。
- 『江藤南白』上、 一頁。

- 二〇〇九年)。 *(*) 「明治維新観」 形成と『自由党史』」(『明治維新史研究』六号、
- 25 鵜飼政志「明治維新の理想像」(鵜飼政志・川口暁弘編『きのうの日本』有志舎、  $\frac{-}{0}$
- 二巻・六巻、勁草書房、一九五八・一九五九年)。法制度」「裁判制度」(鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編『講座日本近代法発達史』 染野義信『近代的転換における裁判制度』(頸草書房、 一九八八年)。初出は染野義信 「司
- 27 三谷太一郎『近代日本の司法制度と政党』(塙書房、 一九八〇年)
- 評論社、一九八一年)。 28 横山晃一郎「刑罰・治安機構の整備」(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上、28 日本
- 編『法における近代と現代』日本評論社、 『法における近代と現代』日本評論社、一九九三年)。 人民田穣「明治司法制度の形成・確立と司法官僚制」(利谷信義・吉井蒼生夫・ 水林彪
- ろう。 た場合、先行研究で意味する司法権の独立とは、前者の裁判官の独立を意味するものであして自主的に活動する―司法府の独立―とする二つの意味がある。このことを念頭に置い何者にも拘束されないとする場合―裁判官の独立―と、司法部門が他の権力部門から独立 そもそも、厳密には司法権の独立という定義には、裁判官が裁判を行うに際し法以外の
- 治初年大蔵省勧農政策の展開」(『歴史』一一五号、二〇一〇年)。同「明治初年井上馨と大32 例えば、柏原宏紀『工部省の研究』(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)。小幡圭祐「明31 家永三郎『司法権独立の歴史的考察』(日本評論新社、一九六二年)。 史研究』七号、 蔵省勧農政策」(『日本歴史』七五三号、二〇一一年治初年大蔵省勧農政策の展開」(『歴史』一一五号、 (『歴史』 二〇一一年)。同「明治初期教育事務の戊五・パラをはまた。」、『明治維新一一八号、二〇一二年)。湯川文彦「明治初年外交事務の形成」(『明治維新(『日本歴史』七五三号、二〇一一年)。同「明治初年大蔵省勧農政策と大隈(『日本歴史』七五三号、二〇一一年)。同「明治初年大蔵省勧農政策と大隈
- 二〇〇〇年に講談社より再版。 出版社、一九八六年)。佐々木克『志士と官僚』(ミネルヴァ書房、一九八六年)のちに松尾正人「維新官僚の形成と太政官制」(近代日本研究会編『官僚制の形成と展開』山前掲柏原『工部省の研究』。 真辺将之『西村茂樹研究』 (思文閣、 笠原英彦『明治国家と官僚制』(葦書房、 二〇〇九年)。 一九八六年)のちに 一九九三年)。

#### はじめに

の分野で主に言及されており、 研究で前者は同時期の政局の中で位置づけられたのに対し1、後者については、 高行らを中心に法典編纂が展開するという二つの政策が念頭におかれていた。これまでの 明治初期の司法省では、島本仲道や江藤新平を中心に裁判所が各地に設置され、佐佐木 団藤重光氏2以降の重厚な研究史が存在する。 法制史研究

価する必要があろう。 そのため、当該時期の政局ユロや政治思想との有機的関連のもとで、 旧刑法編纂が始まった時期は、必ずしも西洋法の導入だけが企図されているわけではない。 てきた๑。こうした議論においては、おおむね旧刑法編纂時の政治状況を無前提に「近代化」 た点®や、 と思われる。 難い。こうした点が検討されてこなかった要因として、法制史研究そのものの特質がある 討されてきたものの。、編纂時の政局『や思想状況といった点が踏まえられているとは言い ると言えよう⁵。その一方で、司法省における旧刑法の編纂過程は、個々の条文について検 目した三田奈穂氏の研究があり⁴、元老院における編纂過程は詳細に明らかにされてきてい の編纂過程を明らかにした新井勉氏の研究のほか。、近年では元老院議官村田保の行動に着 「西洋化」という文脈のなかで解釈してきた。しかしながら、本章でも検討するように、 旧刑法の各条の検討を通して近代法としての性質を確認するという点が強調され 法制史研究では、天皇制国家の支配原理の正当化が旧刑法を通して担保され 一八八〇(明治一三)年に公布された旧刑法については、これまで元老院で 旧刑法そのものを再評

明らかにはされておらず、未だ検討の余地があろう。 ガムとして評価したーペしかしながら、岩谷氏の評価は旧刑法の条文に対する評価であり、 なぜこうしたアマルガムな刑法となっていったのかという根本的な点については具体的に に対する正当防衛の否定に関する条文に着目し、 洋法的側面が強調されるなかで、岩谷十郎氏は旧刑法における尊属殺人の重罪化と、尊属 旧刑法については、西欧型近代刑法典の最初期のものと評価されてきたーー。こうした西 旧刑法を儒教的倫理観と西洋法のアマル

刑法を機に急速に変化していったとは考え難いユー。 そのまま旧刑法の編纂に携わっており、 いるものと推察できよう。あわせて、新律綱領・改定律例を編纂した司法省官員の多くは、 入が企図されており、 もわかるように、明治初期においても旧来的な法典の意義が残存する一方で、西洋法の導 ており、近代法的な側面があるとする評価も存在するー4。新律綱領や改定律例の評価から 近代的側面を強調する研究がある「3一方で、刑罰方法は近世的な刑罰方法から既に脱却し 刑法との接合も興味深い点である。新律綱領や改定律例は、 こうした旧刑法の評価や思想的背景に関連して、新律綱領や改定律例といった律系統の 旧来的な価値観ー律やその根底にある儒学的側面 明治初年に立て続けに編纂された法典の性格が旧 そのため本章では手始めに司法省を取 清律を念頭においたとし、 ―もまた混在して

## 一 司法省を取り巻く政治思想

きたい。 理解できるものの、 うな明治維新観を念頭に置いた場合、刑法そのものが近代法的色彩を帯びることは容易に 度の「西洋化」・「近代化」を推進していたート。こうした「近代化」「西洋化」を断行するよ ついては検討の余地が残る。そこで本節では司法省を取り巻く思想状況を明らかにしてい 旧来的道徳観の両義が散見するユ゚。 明治初期、内務省・工部省など多くの省庁は、政治制 一八八〇年に公布された旧刑法は、岩谷氏が評価するように条文中には近代法的側面と なぜ旧来的道徳観も同時に旧刑法に反映されていったのかという点に

のものが形を変えながら統治者の意識の中に潜在していたものと思われる20。 明治維新後も継続していたーゥ。例えば、明治一〇年代に保守主義を標榜した人物達の多く が儒学思想などの旧来からの思想に正当性の根拠を見出していたことからも、 の遵守が念頭に置かれている。こうした旧来的な道徳観や、それに基づく統治者の意識は モノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事」とあり、朱子学をベースとした儒学的道徳観である五倫 そもそも明治政府発足当初に民衆に政府が示した「第百五十八号布達」-®には、「人タル 儒学思想そ

的に変化しよう筈もなく、 上にあったと考えることが出来る23。すなわち、統治者の意識が近代の到来によって急進 ない。こうした民情への配慮は「人心の掌握」を念頭に置くような近世的な思想の延長線 情に配慮した法典の起草を望んでおり、必ずしも急進的な西洋化を企図していたわけでは ムヤミニ法則ヲ立、束縛スルコトヲ反省スル事ξロアワテフヒ娠ニシテ、ヒルワラワテンムロニアラサザ」 22として、民 木戸孝允もまた旧刑法編纂に関する相談を山田顕義・村田保から受けた際21、「不察民情 依然として近世の牧民官的発想が横たわっていたものといえよ

しようとした様に、ある程度の普遍性を持つものであった。 クセザルベカラザルハ、固ヨリ論スルコトヲ待タズ」፯٩として、「民情」や「土俗」へ配慮 こうした点は同時期の司法省においても、井上毅が「法ヲ作ルハ民情ニ近ツキ土俗ニ宜

も政府中に少なからず旧来的な発想が維持されていた。このような旧来的な思想は、 では旧刑法編纂を担った司法省官員たちによっても、 的発想とも融和することによって新たな制度の構築へと作用することになる26.次に本章 によって旧来の道徳を維持しようとしている。西洋化が企図されていた明治初年において 不孝ノ罪ハ大ナリ」マラとして、儒学の基本理念である五倫の遵守を提唱しており、大法典 られる「夫婦ノ交リハ五倫ノ一、(中略)親子タル者ガ親ノ教示ニ随ハザル時ハ不孝トス。 なるような儒学思想は、旧刑法編纂直前まで司法大輔を務めていた佐佐木高行にも見受け この時期の統治者にとっても依然として意識されるものであった。牧民官的発想の基盤と 木戸や井上の主張に見られるように、「民情」に配慮しようとするような牧民官的発想は 旧来的な思想は意識されうるものだ

### | 刑法草案取調掛の思想

定律例の編纂にも携わっていたことから、鶴田が刑法草案取調掛の中心的存在であった。 法寮所属の官僚たちであった。この中で最も高位にあったのが鶴田であり、新律綱領・改 重哉・藤田高之・名村泰蔵・福原芳山・草野久素・昌谷千里・横山尚?®であり、殆どが明 設けられ、草案起草の下準備が始まっている。そのメンバーは、 内務省や工部省など多くの省庁が近代的発想に基づいて制度設計を企図する時代のなか 刑法の編纂に着手する。しかし、その前年には既に司法省において、刑法草案取調掛が 司法省は一八七六(明治九)年一月の大木喬任司法卿の正院宛伺マーーをもって、本格的に 旧刑法の編纂に中心的役割を果たした鶴田の思想はどのようなものだったのであろう 鶴田皓・平賀義質・小原

日本ハ近来、大二旧習ヲ去リ、 州ノ説ニ従フコト、餓タル虎ノ肉ヲ見カ如ク。 反テ進歩ノ度ヲ失ヒ、自国ノ損益ヲモ図ラス、 (中略) 近時、 日本ノ形勢、 狂人ノ如ク 只管欧

改革に関する記事を紹介している。

新平に宛てて送った書簡のなかで鶴田の思想はフランスの新聞に掲載された明治維新の諸 か。鶴田自身が残した史料は決して多くはないながらも、司法省視察団の随行先から江藤

帰国後、鶴田は佐佐木高行に宛てて「過日申上置候改正律一条、如何相成居候哉」。。との て西洋法に基づき、 がらも存続させることを企図しており、 書簡を送っている。「改正律」とあるように、 を取り入れることを企図しており、盲目的な西洋化への批判意識があった。また、 は不明だが、第Ⅱ部二章で後述するように鶴田は旧刑法の編纂でも儒学的要素である「孝 これは盲目的ともいえるような西洋化に対する批判である。この記事を江藤に送った真意 一されていたわけではない。こうした点からも、刑法草案取調掛が必ずしも一枚岩となっ 旧刑法を起草していたわけではないとも推察できよう。 決して西洋法の受容一辺倒に司法省内の構想が統 鶴田は旧来からの法体系である律を改定しな 使節団

うに考えられていたのである。 はなかった。 田の思想に見られるように、旧刑法編纂に携わった官僚が西洋法を絶対視しているわけで 次に刑法草案取調掛が西洋法をどのように捉えていたのかを明らかにしていきたい。鶴 実際に鶴田を中心とした刑法草案取調掛の審議では、 西洋法の導入は次のよ

且仏国教師雇中ニ付、質問ニ便ナルニヨリ、先仏国ノ刑法ヲ以テ基礎ト為シ、 シテ編纂スルコト。尤モ欧州諸国ノ刑法中仏国ノ刑法翻訳先成り、各員目能ク慣レ 起案ノ目的トナス所ハ欧州大陸諸国ノ刑法ヲ以テ骨子トナシ、 刑法二及フヘキコト。 本邦ノ時勢人情ニ参酌 其他各

ここではフランス法を参考とする根拠として、翻訳が既に発行されていることと、 ・ドを雇用しているため質問しやすいとする点があげられている。 利便性が先立ってい ボワソ

絶対視されていたわけではない点を強調したい。つまりは儒学思想の優位性はああるもの されていたわけではない。すなわち、まだ旧刑法編纂の段階においては、西洋法が決して たことからも、 法制度もまた参考とされていた。 司法省ではフランス法を念頭に置くような、 明確な根拠や国家構想が想定

と思われる。 指しており、 想されていった点を指摘したい。こうした点から、 の疑義が生じてこよう。 て、西洋法制度に全面的に依拠しつつ、日本近代法制度が確立されていったという構図へ 司法省では決して盲目的に西洋法の導入が企図されていたわけではない。これらの事例を 通して、 は存在しない日本独特の刑罰である笞杖刑の優位性を述べている32。こうしたことからも また、司法省における旧刑法編纂に直接携わったわけではないが、井上毅もフランスに 旧来の制度や思想も選択肢の一つとしされた上でを前提にした上で、法制度が構 両者の融和した結果として刑法をはじめとした法制度が形成されていくもの 司法省もまた旧来的発想を残しながらも、 西洋法に対する無批判な信仰に基づい 近代法制度の構築を目

## 二 旧刑法の特質と罪刑法定主義

ボワソナードの答申が影響したものと思われる。 といえよう。その一方で、 におくようなものではなかった。このことは、明治初期の思想状況を十分に反映している 性を持ちえたわけではなかった。実際に、刑部省で編纂された新律綱領は明律を、司法省 で編纂された改定律例は清律をそれぞれ参考としており、必ずしも西洋法を全面的に念頭 が盛り込まれている。こうした律を参照としないような点が意識されていった要因として ここまで指摘したように、明治政府が発足したからといって、直ちに西洋的制度が優位 旧刑法には正当防衛などの律系統の刑法にはない、新たな規定

記念碑ナリ(中略)今之彼二取テ以テ律例ヲ改正ス可シト云ハヽ ル原則ハ我日本ニ於テハ既シテ今日ハ死物トナリタルナリ。抑々彼国ノ刑法ハ、旧キ 支那ノ刑法ノ甚夕残酷ニシテ、 稍々厚キニ過ルカ如ショョ 且細苛ナルコトハ、 世ノ周ク知ル所ニシテ、其ノ重ナ 之ヲ信スルニ於テ

の参考対象が西洋法へと切り替わっていったわけではない。 旧刑法は中国の律を参照としないとする点において、これまでの刑法とは異なるものであ 背景として、 律に則って刑法を改正することに難色を示していることがわかる。ボワソナードの答申を この史料において、ボワソナードは清の刑法が残酷な刑罰を科していると批判し、 しかしながら、中国の律が参照とされないからといって、必ずしもすぐさま旧刑法 旧刑法編纂に際して中国の律が参考対象から外されていったものと思われる 中国

た要因として、 中国の律が参考対象から外れた後、すぐさま西洋法へと参考とする法典が移行しなか ごく初期の段階から「罪ト云フ語ノ本旨ハ、 旧来からの「道徳」が念頭におかれたことが考えられる。旧刑法編纂にあ 重罪ハ道徳ト公益トヲ害スルコト 5

されていた。 ものであっても民衆の規範として必要なものや生活に定着したものを取り込むことも重視 徳・公益―であるのかを明確に意識させるものとなりえる。 外にある事件が罰則の対象とはなり得ない。このことは逆説的には何が遵守する基準―道 旧刑法の性質が罪刑法定主義36であったことも指摘できよう。罪刑法定主義では法の想定 また、こうした旧来的発想をより色濃く残存・機能させることになっていった原因として、 議論が交わされた結果、尊属親への正当防衛は旧刑法において否定されるにいたった。。。 己防衛を承認するボワソナードと儒学的秩序―孝-実際に刑法の審議過程においても、尊属親への正当防衛の可否が問題化し、自然権的自 -を承認する刑法草案取調委員との間で そのため旧来的発想からなる

law は、各地の慣習法を容認し、判決にも大きく左右する可能性を有するものであった37。 われる39。 各地の慣習は取り入れられず、慣習の代わりとして儒学的な規範が持ち出されたものと思 司法省の企図するところと隔たるものであるといえよう。。。 こうした各地の慣習を容認するという点は、統一的な法制度の確立を目指す政府ならびに common law は採用していない。罪刑法定主義と共に近代的法理念の一つとされる commor 旧刑法では罪刑法定主義を理念とする大陸法の影響をうけており、英米法の理念である しかしながら、罪刑法定主義は旧来的発想を残存させたのみではないことも指摘した そのため、旧刑法においては

的な刑法となっていった背景には、この時期の政策構想に西洋化と非西洋が綯交ぜとなっ ている点があったことを強調したい。 近代的な刑法への過渡的法典としての意義を有していたものと指摘したい。 可能とさせるような近代的な側面もまた有していたといえよう。こうした点から旧刑法が このように旧刑法は、儒学を含む旧来的発想を有する一方で、 統一的法制度・法解釈を 旧刑法が過渡

#### 四 旧来的思想の位相

省で旧刑法編纂の際に加味された儒学的道徳観についても言及していきたい。 ここまで本章では、 司法省では儒学的道徳観が念頭に置かれた点を検討してきた。では、 西洋的発想が政府では必ずしも普遍化されているとはいえない状況 最後に司法

代の到来によって変化している点も指摘された。 ける儒学的発想を考察していきたい。 真辺将之『西村茂樹研究』40によっ τ̈́ この指摘を受けて、 儒学や仏教などの旧来的道徳観もまた近 本節では旧刑法にお

子学的発想が変化してきていることがわかる。 は特に盛り込まれていない。こうした点からも、 うに、「父子の親」「夫婦の別」といった徳目こそ重視されていたものの、 儒学思想から考えると、旧刑法には尊属殺人の厳罰化を企図する発想や姦通罪があったよ 素が一つでも欠けてはならないとされ、「五倫」すべてを併せ持つ必要があった41。 長幼の序・朋友の信からなる「五倫」こそが重要とされてきた。朱子学では そもそも近世までの儒学である朱子学では、父子の親・君臣の義・夫婦の別 本来は「五倫」全てを併せ持つとする朱 それ以外の徳目 「五倫」の要

そうした孝悌を重視しようとする考えにも現れているように、近世の教学であった朱子学 ではあるが逸脱していったものと思われる。 から論語への転換が起きているマッ。たしかに旧刑法には儒学的発想が含まれてはいたもの ある「論語」のなかで、孔子は「君子務本、本立而道生、孝弟也者、其為仁之本與」ィュと して、親・兄といった家族のなかでも目上には逆らわないとする孝悌こそ重視している。 刑法の条文に尊属親への正当防衛を否定することを盛り込もうとしている。儒学の原典で 述しているが、旧刑法の編纂に関わっていた鶴田皓は「孝」の重要性を認識しており、 したように、 さらに旧刑法における儒学的発想について言及するならば、 それは近世日本の教学であった朱子学とは一線を画すものであったと思われる。 儒学的発想も近代化という大きな変化に伴って、 本稿第二部二章において詳 従来の朱子学から少しずつ

#### おわりに

質があったといえよう。こうした思想的状況を背景として、 う二項対立的な思想状況ではなく、両者が融和しながらも政治制度を構想していく点に特 面も有していた。こうした点からもわかるように、明治初年は必ずしも西洋と非西洋とい 上毅や木戸孝允らは非西洋的意識を持ちながらも、 意識は、明治初年においては必ずしも相反発していたわけではなく、本稿で取り上げた井 スローガンである西洋化が混在するという両義的な思想状況であったといえる。 法編纂を企図する司法省では、明治維新後も旧来的道徳観に基づく治者意識と明治政府の 刑法の一階梯としての旧刑法が成立したものといえる。 本章では旧刑法の持つ意義を同時代の思想的文脈との関連のもとで検討してきた。旧刑 積極的に西洋社会を評価するような一 儒学的側面も含みつつ、 それらの

また、 旧刑法は尊属親への正当防衛の否定といった儒学的発想にも依拠しており、

も法解釈の画一化という実務の面では近代的な法制度整備の一端を担っていた。 性質は、従来の研究が指摘するような西洋的か非西洋的かという二項対立で片付けること 研究の多くが指摘したように、旧刑法の理念は罪刑法定主義にあったとし、近世的法体系 氏の指摘にあるように、その性格は儒学的発想と西洋的発想のアマルガムであった。こう ができるようなものではない。その根拠として、朱子学とは異なる儒学思想を持ちながら の延長線上44または大陸法受容の萌芽45として捉えられてきた。 した岩谷氏の指摘に基づき、本章では旧刑法の特質についても言及してきた。これまでの しかしながら、 旧刑法の

れていったものの、 法の専門的教育を受けているわけでもない4~。このように国家目標として西洋化が企図さ 纂に携わった法制官僚の殆どに西洋を実際に見聞するような経験があったわけでも、西洋 僚層のみによって遂行が担われていったわけではない。実際に司法省において旧刑法の編 面を有していた⁴6。しかしながら、こうした国家目標は常に西洋化を念頭に置くような官 たしかに明治初年の法体系の確立は、条約改正のための西洋化を伴う国内改革という側 西洋と非西洋の融和的な制度が構想されていったのである。 改革の担い手の意識には儒学的発想などの旧来的な点があったことか

- されており、 「司法省と大蔵省」(『法学』五〇巻一号、 維新政権期から大久保政権にかけての裁判所設置構想の変遷を検討している。 拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」(『ヒストリア』二三四号、 「留守政府期の政治過程」(『人文論集』二九巻一号、一九九三年)、 一九八六年)が留守政府期を中心に検討 \_\_
- 団藤重光『刑法の近代的展開』(弘文堂、
- 纂(二)」(『法学論叢』九八巻四号、 新井勉「旧刑法の編纂 (一)」(『法学論叢』九八巻一号、一九七五年)、的展開』(弘文堂、一九四八年)。 一九七六年)。 司 旧 刑法の編
- 5 また、浅古弘「刑法草案審査局小考」(『早稲田法学』五七巻三号、一九八二4 三田奈穂「旧刑法の成立と村田保」(『政治法学論究』七九巻、二〇〇八年)。 元老院における刑法編纂過程が詳述されている。 一九八二年)では、
- 〇七年)、三田奈穂「旧刑法「数罪俱発」条成立に関する一考察」(『政治法学論究』七六巻、六年)、新井勉「旧刑法における内乱罪の新設とその解釈」(『日本法学』七二巻四号、二〇 6 岩谷十郎「旧刑法編纂過程」(『慶応義塾大学大学院法学研究科論文集』二六号、 二〇〇八年) など。
- 法編纂の契機」(『東アジア近代史』一六号、二〇一三年)参照。『 刑法編纂に着手した時期の政局とその影響については、拙稿「明治初期の法運用と旧刑
- 吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本経済評論社、 一九九六年)。
- 規定の成立と抵当権の公証」(『修道法学』二八巻二号、二〇〇六年)、矢田陽一「旧刑法に 研究』四七号、 前掲吉井『近代日本の国家形成と法』、藤田正「明治一三年刑法の近代的性格」(『法制史 一九九七年)、 藤原明久「明治一三年公布「刑法」(旧刑法)の二重抵当罪
- 。刑法編纂時の政局については、前掲「旧刑法編纂の契機とその背景」を参照。おける教唆犯規定の沿革」(『法学研究論集』二九号、二〇〇九年)など。 刑法編纂時の政局については、
- として日本近代法が成立したことへの疑問と関連した研究動向であったといえよう。 か近代法の再生か?」(『法の科学』二二号、 - 一九九七年)。こうした岩谷氏の論考は三阪佳弘・三成賢次・佐藤岩夫「ポストモダン岩谷十郎「旧刑法編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」(『法制史研究』四七前掲吉井『近代日本の国家形成と法』。 一九九四年)らの指摘する西洋法体系を基準
- 水林彪「解説」(石井紫郎・水林彪校注『法と秩序』(岩波書店、中山勝『明治初期刑事法の研究』(慶応通信、一九九〇年)。
- 一九九二年)。
- 律例編纂史』(慶応義塾大学出版会、 - 5 新律綱領・改定律例の編纂に携わった法制官僚については、藤田弘道『新律綱領・改定 二〇〇一年)を参照。
- 前掲岩谷「旧刑法編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」。
- 究』(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)など。 - 7 勝田政治『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館、 二〇〇二年)、 柏原宏紀『工部省の研
- 治思想」(『日本歴史』七六五号、二〇一二年)。 19 小川和也『牧民の思想』(平凡社、二〇〇八年)、二〇〇九年)、拙稿「江藤新平の政18 小別和也『牧民の思想』(平凡社、二〇〇八年)、池田勇太「明治初年における木下助之18 内閣官報局『法令全書』第一巻、六五~六七頁。一八六八年三月。究』(慶應義耋丿╬┸品より、「6000円
- 四分冊、 2° 真辺将之「近代国家形成期における伝統思想」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第 四七号、二〇〇一年)。
- 編『木戸孝允日記』三巻、二一五頁)、 戸に持ちかけている。 法中の数件」(前掲日本史籍協会編『木戸孝允日記』三巻、 例えば、 一八七五年七月二八日には「村田保刑法改正の事に付、来談」(日本史籍協会 一八七五年八月一七日には山田顕義司法大輔が「司 二二四頁) についての相談を木

- 前掲池田「明治初年における木下助之の百姓代改正論について」。前掲日本史籍協会編『木戸孝允日記』三巻、四六八頁。一八七六 一八七六年一二月二四日。
- 井上毅「司法制度意見書」(井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝』史料編第一、 本史料の起草は一八七四年。
- 25 佐佐木高行「大法典の議」(津田茂麿『明治聖上と臣高行』(自笑会、 〇四~三〇八頁)。本史料の起草は一八七三年。 一九二八年〉、
- 26 前掲真辺「近代国家形成期における伝統思想」、前掲池田「明治初年における木下助之 の百姓代改正論について」、 近代国家の形成』、有志舎、二〇一二年) 坂本一登「明治天皇の形成」(明治維新史学会編『講座明治維
- 大木喬任の伺には次のようにある。
- 年中ヲ以テ古ヲ改メ新ヲ施ノ事ニ至ランヲ期ス。(「刑法改正議」、 各国ノ律書ヲ研シ、 リ、新夕二新法ノ草案ヲ起シ、以テ進奏スル所アラント擬ス、更ニ委員ヲ命シ、広ク本省職司法ニ在リ、成法ノ得失適否ニ関スル者固ヨリ其建議スヘキ所、乃チ職制ニ拠 〈国立公文書館所蔵「公文録」、 比較考証其上其厚則ヲ究メ、 明治九年一月司法省伺〉)。 以テ寰宇普通ノ成典ヲ編シ、 一八七六年一月四日 必ス当
- 設置構想と旧刑法編纂の関連については、 この伺を契機の一つとして、 司法省では旧刑法の編纂が企図されていった。なお、 前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」
- 28 早稲田大学鶴田文書研究会編 『刑法編集日誌·日本帝国刑法草案』 (早稲田大学出版部 一九七二年)、 三頁。 一八七五年五月
- 月六日。 「江藤新平宛鶴田皓書簡」(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」)。 一八七二年四
- 高行宛鶴田皓書簡。 ∞ 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』六巻、二一八頁。 一八七五年三月二四日付佐佐木
- 案』)、四頁。一八七三年九月二〇日。 「刑法編集日誌」(前掲早稲田大学鶴田文書研究会編『刑法編集日誌・日本帝国刑法草
- ∞∞ 井上毅 「答杖刑ノ存廃ニ関スルボアソナード氏答議」(國學院大學日本文化研究所編 『近
- ∞∞ ボワソナード「漢律ト欧律ノ比較ニ関スルボアソナード氏答議」(前掲國學院大學日本法ニ優レル所アルヲ覚フルナリ」として、その優位性を述べている。 代日本法制史料集』第九巻)。ここで井上は笞杖刑について、 「軽罪ニ至テハ其大ニ懲役ノ
- 文化研究所編『近代日本法制史料集』第九巻、 早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』一巻、二八~二九頁。化研究所編『近代日本法制史料集』第九巻、一八一~一八七頁)、一八七六年五月二五日。
- を参照。 35 この条文については、 前掲岩谷「旧刑法編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」
- 置といった近代性と天皇制国家に即した法典であるとする評価を下した。 義の宣言、身分を念頭においた刑罰の廃止、酌量などの軽減規程の設置、 としている。 ∞6 旧刑法第二条には、「法律二正条ナキ者ハ、何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ズ」 『法学協会紀念論文集』第二巻、有斐閣、 また、 **X集』第二巻、有斐閣、一九八三年)では、旧刑法の意義を罪刑法定主内藤謙「日本における『古典学派』刑法理論の形成過程」(法学協会編** 兇徒聚衆罪の設
- ∞? 明治初年に各地で独自の刑法が施行されていた点については、手塚豊『明治刑法史の研 (慶応通信、 一九八五年)において、神奈川県刑法・東京府刑法などを紹介して
- 端緒」(『国史学』二〇九号、 ∞∞ 統一的法制度が企図されていた点については、 二〇一三年)。 拙稿「司法省におけるフランス法受容の
- しかし民法の編纂に際しては旧慣が重視されており、 生田精 『日本民事慣例類集』

法省、 旧慣が参考とされようとしていたと思われる。 一八八〇年)が編纂されていることから、 大木司法卿期には民法に関しては各地の

- 真辺将之『西村茂樹研究』(思文閣、二〇一二年)。
- 二〇一二年)。
- 金谷治校訂『論語』(岩波書店、一九六三年)二〇・二一頁。小倉紀蔵『朱子学化する近代日本』(藤原書店、二〇一二年)
- 相と明治中期の元老院」(『風俗史学』五五号、二〇一四年)。43 旧刑法に孝悌といった思想が重視されていった背景については、 拙稿「旧刑法認識の諸
- 前掲岩谷「旧刑法編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」。
- 4 5 一九六七年)など。 例えば、 西原春夫「刑法制定史にあらわれた明治維新の性格」(『比較法学』三巻一号、
- ると同時に、日本が「列国公法」を受け入れることで西洋を中心とした国際法秩序におい八二年)。なお、領事裁判制度が異なる法制度を有する西洋と日本の間の協調システムであ て詳述されている。 ては下位にあったことは、森田朋子『開国と治外法権』(吉川弘文館、二〇〇五年)におい 46 松井芳郎「条約改正」(福島正夫編『日本近代法大成の形成』下巻、日本評論社、 日本が「列国公法」を受け入れることで西洋を中心とした国際法秩序におい
- 叢』三七号、一九八六年)が詳細を明らかにしている。って渡欧している。なお、司法省使節団については、藤田正「明治五年の司法省視察団」(『史って渡欧している。 鶴田は一八七二年の司法省使節団、名村は幕末期の幕府使節団と一八六九年の二度にわた 47 刑法草案取調会議において洋行経験があるのは、 鶴田皓と名村泰蔵の二人のみである。

#### はじめに

目等耶蘇宗ヨリ出タル由ニ付、 するのではないだろうか。 ことがわかる。このことから、 ナレバ、服製ノ針目迄耶蘇宗云々ト論ゼリ」¬とあり、江藤の思想には非西洋的側面がある され、「西洋的」「民主主義的」といった言葉に象徴されてきた。しかし、明治初年に政府 内で参議や司法大輔などの要職を歴任した佐佐木高行の日記には、「江藤云フ、西洋服ハ針 分析に比重がおかれた。その結果、江藤の政治思想は、近代法制度の確立との関連で検討 して位置づけられてきた江藤新平の政治思想を素材として、司法省の政策を再検討する。 一八七二(明治五)年の「司法省達第四十六号」の起草や、裁判所の設置など政治行動の 序章で述べたように、江藤新平研究は司法卿期に特化して検討されてきた。具体的には 本章では、従来の研究において「西洋的」な司法制度の導入を企図し、司法省の中心と 江藤の政治思想の特質を「西洋主義」とするには検討を要 日本ニテ用ヰ候ハ下相成ト(中略)江藤ハ頗ル耶蘇宗嫌ヒ

行動に特化して江藤の研究されたためであろう。 判する立場から、 した課題が浮かび上がる要因は、司法卿や教部省御用掛といった個々の時期における政治 が不明確であるという課題が顕在化し、江藤の政治思想を再検討する必要が生じた。こう であった。狐塚氏によって従来の図式に異論が呈されたものの、 狐塚氏の論考は、江藤を徹底的な「民主主義者」とする毛利氏の見解に異論を呈するもの また、狐塚裕子「教部省の設立と江藤新平」□は、江藤はキリスト教がもたらす共和制を批 神道に基づく天皇制国家形成を目指していたとした貴重な研究である。 神道と「西洋化」の関連

れを通して、江藤と司法官僚が同質の政治勢力として一括できるかを検討したい。 を検討するにあたり、儒教・神道・洋学がどのような位置にあるのかを明らかにする。そ と、江藤の政治思想との関連性について言及する。それとともに、江藤の政治思想の特質 近代民主主義の始期として位置づけられてきた「司法省達第四十六号」3をめぐる政治状況 本稿の史料中における傍線・波線・濁点は、筆者が適宜付したものである。 本稿では、司法省と江藤の関係についても言及する。具体的には、従来の研究において

# 江藤新平の民衆観と「司法省達第四十六号」

てきた史料である4。 省達第四十六号」は、 が積極的に「司法省達第四十六号」の施行に関与しえたかを分析の俎上に載せたい。 本節では「司法省達第四十六号」をめぐる政治状況を整理していく。その際、江藤新平 江藤の政治思想の特質が西洋主義にあったか否かを検討するための指標となりうる。 このことから、「司法省達第四十六号」と江藤の関連性を検討するこ 先行研究において人民の行政に対する訴訟権を確立したと評価され 一司法

23

急進的な近代化や「西洋主義」という言葉に象徴されるようなものだったのであろうか。 され、民主主義や急進的な近代化政策の事例として把握されてきた5。江藤の政治思想は、 に一般民衆の枠組みで捉えている。それゆえ、民衆への訴訟権を保障したものとして解釈 これまでの研究において、「司法省達第四十六号」は、「人民」という史料文言を無前提 「司法省達第四十六号」は何を企図したものであったのか検討したい。

少し長文になるが、「司法省達第四十六号」を引用してみよう。

- 地方官及ビ其戸長等ニテ太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達ニ悖リ規則ヲ立、或ハ処 置ヲ為ス時ハ各人民華士族卒平民ヲ併セ称ス(一 又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラザル事。 割注) ヨリ其地方裁判所へ
- 其地方裁判所工訴訟シ、又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラザル事。 地方官及ビ其戸長等ニテ各人民ヨリ願伺筋等ニ付、之ヲ壅閉スル時ハ各人民ヨリ
- 制スル等人民ノ権利ヲ妨ル時ハ、各人民ヨリ其地方ノ裁判所亦ハ司法省裁判所へ 各人民此地ヨリ彼地へ移住シ、或ハ此地ヨリ彼地へ往来スルヲ地方官ニテ之ヲ抑 訴訟苦シカラザル事。
- グルモ、 判所工訴訟苦シカラザル事。 太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達ヲ地方官ニテ其隣県ノ地方掲示ノ日ヨリ十日ヲ過 **『猶延滞布達セザル時ハ、各人民ヨリ其地方ノ裁判所へ訴訟シ亦ハ司法省裁**
- 太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達ニ付、地方官ニテ誤解等ノ故ヲ以テ、 選ノ旨ニ悖ル説得書等ヲ頒布スル時ハ、 所工訴訟苦シカラザル事。 各人民ヨリ其地方裁判所亦ハ司法省裁判 各御布告布
- 各人民ニテ地方裁判所及ビ地方官ノ裁判ニ服セザル時ハ、 シカラザル事。 司法省裁判所工訴訟苦

方官が政府の布達を民衆に正確に伝達できているかを確認し、地方官をコントロールでき 述べている点からは、人民の行政に対する訴訟を許可するというよりも、訴訟を通して地 立」てた場合や、 テ誤解等ノ故ヲ以テ、 十日ヲ過グルモ、 ではあるが、ここではすべての項目に地方官の施政に対する言及があることに着目したい。 「司法省達第四十六号」では、地方官が「太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達ニ悖リ規則ヲ 人民の行政に対する訴訟権という面のみが強調されてきた「司法省達第四十六号」 「太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達ヲ地方官ニテ其隣県ノ地方掲示ノ日ヨリ 猶延滞布達セザル時」、「太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達二付、地方官ニ 各御布告布達ノ旨ニ悖ル説得書等ヲ頒布スル時」に訴訟を起すよう

与することを企図していたのであろうか。 捉えていたのであろうか。すなわち、江藤が一般民衆に対して平等に行政への訴訟権を付 はたして、 政府の布達に悖るものかどうかを判断する能力を「人民」が有していることが前提になる。 また、「司法省達第四十六号」に則って「人民」が訴訟を起すためには、地方官の布告が 「司法省達第四十六号」の制定にあたって、江藤は「人民」を一般民衆と同義で この点を検討するにあたり、 江藤の民衆観につ

る制度を構築しようとしていたのである。。

いて言及したい。

うに民衆観を述べている。 中弁に就任する直前の一八六九年一月頃、 「藩政改革意見書」でにおいて、 江藤は 次のよ

勧懲の術なく専ら収斂、 皆奸詐利慾を事とし、又幻怪浮屠の説を信ず。 租税に心力を用るに在り。 此れ全く教化の道薄

江藤のおかれた状況が大きく関わっているものと思われる。 第四十六号」に同意したのであろうか。「司法省達第四十六号」への同意の要因としては、 離がある。なにゆえ、自らの民衆観と大きく乖離するにもかかわらず、江藤は「司法省達 四十六号」において想定されている「人民」と、「藩政改革意見書」の民衆像とは大きな乖 の「人民」は、地方官の施政にまで言及することが想定されている。つまり、「司法省達第 信じる愚昧な存在になっていることを、江藤は認識している。一方、「司法省達第四十六号」 ここでは政府が納税にこだわり、民衆の勧懲を行わないため、 民衆が「幻怪浮屠の説」を

藤は司法卿に就任した後、これら司法官僚の方針を肯定し、追認していたにすぎない。 省達第四十六号」を構想する下地が、司法省に存在していたと考えられる。 とによって消滅したことから考えると。、江藤司法卿就任以前から司法官僚によって「司法 る旨が記載されてある。「司法省達第一号」は、「司法省達第四十六号」などを発令するこ 申出事」とあり、 法令が発令されていることを指摘したい。一八七一年九月三〇日、司法省より発令された 「司法省達第一号」でには、「他府県庁へ関渉ノ訴訟ハ、訴人本管庁ノ添簡ヲ以テ当省へ可 江藤が司法卿に就任する以前から、司法省において「司法省達第四十六号」に類似する 地方行政に関わり合う訴訟が想定されており、その際に司法省へ申し出

#### 二 江藤新平と司法省

ような期待を寄せていたのかについて言及したい。 本節では江藤新平が司法卿に就任する経緯を検討することで、 周囲が江藤に対してどの

卿就任について、佐佐木高行は四月二七日の日記に次のように記している。ユロ 大蔵大輔のほか、 一八七二年四月、江藤は司法卿に就任する。 島本仲道・河野敏鎌といった司法官僚の働きかけがあった。 江藤が司法卿に就任した背景には、井上馨 江藤の司法

カニテハ埒明ヌトテ、江藤ヲ推挙シタル由(中略)尤モ江藤ヲ推挙シタルハ、 井上ハ江藤ノ人為ヲ能ク知ラザルヨリ、司法省ガ因循トカニテ、 中ヨリモ島本・河野等申合。 迚モ只今ノ佐佐木ト 司法省

官僚自身が司法省の急進化に積極的に関与していた。このことから、 対して島本と河野の二人の司法官僚が、江藤の就任を働きかけたとあることからも、 とがうかがえる。つまり、江藤は司法卿就任に際して、必然的に井上の期待を背負ってお この記述からは、 井上の思惑である司法省の急進化を肯定せざるをえなかったといえる。また、 司法省の因循さ!に批判的な井上が、江藤の司法卿就任を後押ししたこ 江藤以外の司法官僚 井上に

号」を肯定せざるをえない立場に立たされていた。 を肯定せざるをえなかった。つまり、 長官に推薦された以上、江藤が周囲の信頼を維持するためには、司法官僚の急進的な方針 の江藤に対する評価も次官級の実力者であったと思われる。そのため、 つまり、江藤は司法省の政策に積極的に関与していたとはいいがたい。江藤は司法卿就 左院副議長などの要職を歴任していたが、すべて次官級のキャリアであり、周囲 江藤は自らの意思とは関係なく、 「司法省達第四十六 司法官僚によって

拘束するという事件が起こった。 もかかわらず、槇村が請書の提出も上告も行わなかったことから、 組が転籍拒否を不当であるとして京都府裁判所へ出訴。その後、槇村の有罪が確定したに 京都府参事槇村正直が京都の豪商小野組の東京への転籍を拒否したことに端を発し、 江藤が参議に転任すると、司法省と江藤の間で見解の相違が目立ち始める。一八七三年、 司法省が槇村の身柄を

意見に賛同している。 槇村拘留時、参議の任にあった江藤は、 司法省の批判を行っていた京都府官員山本覚馬

二携ヘテ議スベシト。 セラルル上ハ請フ速ニ之ヲ行へ。 前参議江藤二見へテ之呈シケレバ、江藤称シテ公論ナリトス。 京都府ト京都裁判所ト両庁ノ紛紜ヲ覆審スル事件ニ付、 江藤曰ク、 余独断スルコト能ハズ、将二此書ヲ内閣 先般別紙ノ通卑意ヲ陳述シ、 覚馬乃チ曰ク公論ト決

なくなった以上、司法省と江藤は一枚岩ではなった13。 はいえない。また、 都府側の見解を擁護することは、「司法省達第四十六号」を全面的に江藤が肯定していたと 彼地へ往来スルヲ地方官ニテ之ヲ抑制スル等人民ノ権利ヲ妨ル」に関わる問題であり、京 拘留の可否は、 を擁護することなく、江藤は山本の意見を正論であるとして好感触を示したとある。 ここでは、 ではないとも言える。槇村拘留をめぐる見解の相違からも、司法制度の設計には関わら 司法省による槇村拘留を不当とする見解を山本が江藤に述べたところ、 「司法省達第四十六号」中の「各人民此地ヨリ彼地へ移住シ、或ハ此地ヨリ 槇村拘留に際しての司法省側の対応に対しても、 江藤が賛同していた

を指摘した。すなわち、司法省は地方行政への介入と裁判所の設置という近代性を志向し に詳しく検討するために、 ていたのに対し、江藤は司法省と異なる見解を有していた。 の乖離を起点として、江藤は急進的改革を望む司法省とは異なる構想を有していた可能性 たにすぎないことを明らかにした。つまり、江藤の民衆像と司法省の政策に現れた民衆像 本節では「司法省達第四十六号」の起草にあたり、江藤は司法卿の立場に基づき追認 江藤の政治思想を明らかにしていきたい。 次節以降では、 この点をさら

# 三 兵備の充実から浮かび上がる政治的課題

司 法省達第四十六号」をめぐる江藤新平の見解から、 必ずしも江藤が近代法制度の整

する。それにより、江藤の政治思想の一端を明らかにしていきたい。 のかを検討し、その課題をどのような知識によって解決しようとしていたのかを明らかに 込もうとしていたのであろうか。本節では、どのような政治的課題を江藤が認識していた 備にのみ傾倒していたわけではなかった。では、江藤の政治思想の特質とはどのようなも のだろうか。民衆を統治するにあたって、儒学や洋学・神道などの学問をどのように取り

ある参議に転任した際も、江藤は「官制案」^5を起草し、次のように政治的課題を示して ているー4。文部大輔や司法卿など専門領域に特化した職務から、国政全般に関わる職務で 一八六九年一一月の中弁就任直後から、江藤は軍備を整える必要を政府中枢に働きかけ

ラズトモ、又法律ノ精キ蘭白瑞ニ至ラズ。我ハ法兵ニツノ者ヲ并成ス訳ナレバ並立ノ 目的初テ達スル。 立ノ要務ナル。(中略)右兵法両条ノ務メ五年ヲ期シテ定ラバ仮令兵力ノ威ハ鄂羅ニ到 法律精シク行レズト雖モ強国ノ一ニ居ル者ハ兵カノ盛ナレバナリ。 然則兵ト法トハ並 荷蘭瑞士白耳義ノ如キ小弱ノ国ノ并立スルハ法律ノ精シク行ルレバナリ。鄂羅ノ如キ 并立ノ目的何等ノ方略ヲ以テ之ヲ達スルヤ。将幾年ヲ期シテ之ヲ成スヤ。試ニ看ヨ。

兵備の充実と法律の整備の関連について、先行研究ではあまり論じられてこなかった。「兵 ていきたい17。 ていたことは、島氏や毛利氏らの研究においても言及されているところであるユロ゚しかし、 法律の整備と兵備の充実を念頭に置いていた。江藤が法律の整備と兵備の充実を重要視し 目的初テ達スル」としている。すなわち、江藤は万国並立という目標を達成するために、 ト法トハ並立ノ要務」とする点を踏まえて、主に軍備と法との関連について本章で言及し 「官制案」では「兵ト法トハ並立ノ要務」であるとし、五年を期して整えた後に、「並立ノ

治政府登用後に初めて兵備について論じたものであることから、 の充実を構想する際の起点になっていたものと思われる。同時期に江藤が執筆した史料と 中弁就任後の一八七〇年、「兵備についての覚書」「®を江藤は執筆する。この史料は、明 江藤がどのように兵備を整えようとしていたのかを明らかにしたい。 以後の江藤にとって兵備

- 右藩々に課する処の兵は、陸軍常備兵とす。此の常備兵は兵部省にて管轄す。藩々 より所出を兵部にて撰ぶ法は、士卒民を不問、 只強壮を旨として、 白面油骨を禁
- 男子二十歳より二十三歳迄天下 月に三度操銃の稽古致候事。
- 、平素は皆其職業を勤候事。
- 一、非常の時は皆兵となり候事。

る。「兵備についての覚書」では、「皆兵」や「天下一般」とあるように、士族・卒といっ 常備兵の登用に際して、「強壮を旨」とするという条件があるものの、「男子二十歳より二 た旧来の武士身分だけではなく、 月に三度操銃の稽古致候事」とあるほか、 一般民衆も兵士に採用することを念頭においていた。 「非常の時は皆兵」としてい

意見書」ニ゚ロに見られるような、「愚民観」を有していた。「藩政改革意見書」では、兵備を 整える前提として民衆の教化を挙げている。 江藤は無前提に一般民衆を兵士として採用し、 「兵備についての覚書」において、「皆兵」とする一方で、同時期、江藤は「藩政改革 兵備が充実すると考えていたのであろう

不時非常の用に供せん。 勧懲を旋し幻説迷語を禁じ 市中郷村の農商、 勧懲の術なく専ら収斂、 皆奸詐利慾を事とし、又幻怪浮屠の説を信ず。此れ全く教化の道薄 租税に心力を用るに在り。 苛法を除き、 収斂を薄くし、 此れ皆浣洗して、 且つ市兵、 農兵を制して、 信義を尊び、

衆に教化を施す必要があるとしている。 民衆に教化を施す必要を説いてい る。 民衆を兵士として採用するためには、

#### 四 民衆の教化

図ることを江藤は企図していたのではないだろうか。 国法に盛り込むことを江藤は構想している。このことから、 七○年閏一○月に起草した「国法会議の議案」20「日記覚書」21において、 では、 江藤新平は民衆の教化をどのように実践しようと考えていたのであろうか。 国法を通して、 民衆の教化を 民衆の教化を

基づき自らの政治意見を提出する。23 一八七〇年末、国家制度を検討する国法会議が開催される22。 江藤は政府首脳の意向に

略)教化ノ事。 政府ト其国民トノ交際ハ国法ヲ以テ相整へ、民ト民ト (中略) 只今海内ノ事情ヲ酌デ国法ヶ条ノ目録ヲ立ル。 一神道ノ事。 ー儒道ノ事。 一仏ノ事。 ノ交際ハ民法ヲ以テ相整へ候。 如左二御座候。 謹デ議ス。

させようとしたものと思われる。 関係を規定する要素としている。国法に則るという手段によって、 る。すなわち、国法の一要素として教化―神道・儒学・仏教―を盛り込み、民衆と政府の 係を規定するものとしている。また、 ここでは、「政府ト其国民トノ交際ハ、国法ヲ以テ相整へ」るとし、国法は民衆と政府の関 神道・儒学・仏教をもって民衆を教化するとしてい 民衆に教化内容を遵守

理念を次のように「日記覚書」に書き付けている。 では、江藤は国法の理念をどのように認識していたのだろうか。 同時期に江藤は国法の

国法トハ何ゾ、天下ヲ治ルノ大道ナリ、大道トハ何ゾヤ、 道、三云刑典及治罪ノ式、四云租税ノ法、五云雑法。24 一云五倫ノ道、 二云経綸

以下ニ行ハル」20ものとしており、 視している。 ここでは租税や刑法の整備とともに、統治の道理として「五倫ノ道」という儒学思想を重 におき、「五倫ノ道」を法の理念にまで盛り込み、統治の要素としていたマーラ。この時期、 とりわけ、儒学の中でも五倫を重視することから、近世以来の朱子学を念頭 「勧善ノ道ヲ説クニ儒ト仏トアリテ、儒ハ中人以上ニ行ハレ、仏ハ中人 五倫の道は「中人以上」にしか実現できておらず、

国法を通して社会全体への浸透を考えていたのではないだろうか。 会全体には共有されていないとしている。江藤は朱子学を教化内容として重視しており、

比重を占めていたことを指摘できる27。 することを企図していた。そうしたことから、 た社会秩序や観念を教化に取り入れることで、 朋友の信・長幼の序とともに、君臣の礼といった上下の関係も盛り込まれており、そうし に基づいて完遂できると考えていた。すなわち、 このように江藤は朱子学を教化の内容として重視しており、民衆の教化を朱子学的発想 江藤の思想には在来の教学や意識が大きな 朱子学的発想に基づき、民衆の教化を完遂 「五倫ノ道」には、 父子の親 ・夫婦の別・

#### 五 神道認識

たのかを検討したい。 ことは既に述べた。特に儒教は国法という政治制度の理念として規定されるものであった。 次に本節では、江藤が神道をどのように教化内容―あるいは政治制度―として規定してい いて検討していきたい。在来の教学や思想によって、江藤新平が民衆教化を構想していた 本節では、「国法会議の議案」において、儒学や仏教とともに重要視されていた神道につ

神道をどのように考えていたのかを明らかにする必要があろう。 際は神道を教化としてではなく、政体として捉えていた。それゆえ、江藤が政体として、 江藤は「国法会議の議案」において、神道を教化の要素として捉えている。しかし、

規定している。 江藤は中弁就任後、「日記覚書」28において国法によって規定すべき制度を、 次のように

ノ景況ニヨリ臨時ヲ施行ス。是ヲ雑法ト云一也。 外国交際ノ上ニヨリ統ルヲ維持保護スルノ方法ヲ建ル。是ヲ経綸律法ト云一也。 国法ニ三法アリ。古来国家ノ習俗ニヨリ可行ヲ目的トシテ永世ノ法ヲ立ル。是ヲ政体 又根本立法ト云一也。国内ノ地勢時情ニヨリ区別ヲ建、官ヲ設ケ職ヲ置、

ものだったのであろうか。 することを企図している~9。この「古来国家ノ習俗」とは、 経綸―を整えることを必要とする一方で、古来よりの伝統的な習俗に基づいて政体を確立 ここでは臨時に施行する雑法のほか、国内の情勢なども斟酌することで秩序 儒学・神道のいずれからなる

うに述べている。 同時期、教部省御用掛を兼任するにあたって、江藤は神道と儒学・仏教について次のよ

③夫教導ニ因テ定マリタル一念ハ政令刑律モ移スベカラザル。 導シ、善ヲ奨メ悪ヲ戒メ心ヲ正クシ意ヲ誠ニセシメテ人ノ人タルベキ道ヲ行カシム。 よび傍線は筆者による) テ②我人民ヲ化育スルコト急ニ及ブ不能ナリ。因テ儒仏トカヲ併セ以テ、 ①惟神道ヲ以、 大二貫クコト当然ト雖モ前ニ陳スル如ク、 耶蘇教後二迫ル勢ノ時ニ当 (○囲みの数字お 我人民ヲ教

中弁在任期、江藤は岩倉具視の下問に対して、次のように返答している。1。

ニナス。 勢成り、 も辞さない。戦争で勝った暁にはー補足筆者〕各国ト並立ノ勢ヒ成ルト可謂ナリ。 [制度が整った後、 如此政整リ武張リ教方一ツニ帰シ、 然後二陰祠ヲ廃シ、仏ヲ廃シ、儒ヲ廃シ、 万国並立のための交渉をした際に無礼な国があった場合は、 然ルノ後ニ宇内ヲ並立スルノ策ヲ立ツベ 海内人皆神道一方ニ奉崇スルコト

道は仏教・儒学などの教化とは区別されている。 ここでは、 仏教や儒学・在来の祠を廃し、 崇拝対象を神道に一本化するとある。 また、 神

御用掛にかけて、 に在任していた時期の宗教観は異なる内容のものであろう。では、中弁在任期から教部省はできない。ゆえに、幕末期に枝吉のもとで学んだ国学的素養と、中弁から教部省御用掛 幕末期と維新政権期という、二つの異なる時間軸の思想を同一のものとして取り扱うこと 末期、枝吉神陽のもとで江藤が国学を学んでいたことは、よく知られている。こ。 では、 この時期の江藤は神道を政体として、どのように認識していたのであろうか。 江藤が想定していた「神道」とはどのような性質のものであったのだろ

礎とするものであった。 江藤が想定する神道とは、 倉に上申している。在来の神道を廃し、伊勢神道へ信仰を一本化するという点を考えると、 ゼシムルノ制ヲ定ム」∞∢として、江藤は伊勢神宮の遙拝所を建て、神道を講ずることを岩 想定していたと思われる。また、「府藩県郡村ニーヶ所ヅヽ伊勢ノ遥拝所ヲ建テ、神道ヲ講 神道への信奉を説いている一方で、「陰祠ヲ廃」するとしている。。。すなわち、在来ーある いは在地―の神々を祀る陰祠を廃するとしていることから、旧来の神道とは異なるものを 先ほどの岩倉に宛てた答申の中で、「海内人皆神道一方ニ奉崇スルコトニナス」として、 政府内の共通認識である伊勢神道を中心とした神道国教化を基

できないものと考えていたと思われる。 モ移スベカラザル」とあることから、江藤は儒学や仏教の理念や教義を変化させることが また、神道と儒学・仏教を比較した場合、「海内人皆神道一方二奉崇スルコトニナス」一 「仏ヲ廃シ、 儒ヲ廃」するとしながらも、 「夫教導ニ因テ定マリタル一念ハ政令刑律

#### 六 洋学の導入

本節では、先行研究で江藤の政治思想の特質として扱われてきた洋学についても言及した すなわち、 江藤の政治思想において、 儒学・神道・洋学がどのような位置をそれぞれ

ヲ本源トシ、外国ノ学ヲ補佐トシ他国ノ長ズルヲ取リ短ナルヲ捨テ以テ人民ヲ善導シ智 行ハシメ、而テ能ク独 ■ シムルヲ道学ト云フ。 万物ノ理ヲ窮メ千載ノ事ヲ明ラ〆 人ヲ教育スルハ道芸ノニニアリ。人ノ心ヲ正クシ善ヲ勧メ悪ヲ袪ケ人ノ人タルベキ務ヲ **、倣ヲ詳ニシ智識才能アルニ至ラシムルヲ芸学ト云フナリ** 江藤はどのように導入しようとしたのだろ 「教部云々之議」35において、 (中略) 皇国ニテハ惟神正直 学問につ

れることを主張したことから、一定程度洋学の受容を認める意思があったものと思われる。

占めていたのか検討していきたい。文部大輔在任期、江藤は大学南校に洋学教育を取り入

しかし、江藤の政治思想の特質は儒学などの在来の教学が比重の多くを占めるものであっ

在来の教学とは異なる洋学という知識を、

いて次のように述べている。

一八七二年、教部省御用掛兼勤となった江藤は、

を明確に分けている。つまり、芸学は道徳にまでは踏み込まないものとしていた。 ここで江藤は、道徳を意味する道学と、学問を意味する芸学の二つを想定し、 芸学ハ天文・地理・政治及ビ百部百技ノ事ニシテ、人々智識ヲ弘メ識ヲ精クスルモノ 芸学とは何を指していたのであろうか。「日記覚書」。『に芸学に関する記述がある。

識技能ヲ教育ス。

- 道学ハ我皇国ハ神道アリ。 へ道学校ヲ可置ナリ。 神祇官ノ専ラ任ジテ之ヲ弘ムベキ事ナリ。 因テ神祇官
- 長所とし、 テ人民ヲ善導シ智識技能ヲ教育ス」とあるように、洋学を「知識技能ヲ教育ス」る西洋の ものとしている。また、江藤は「外国ノ学ヲ補佐トシ他国ノ長ズルヲ取リ短ナルヲ捨テ以 西洋の学問を「西洋ノ丸写シニシテ施行スベキ」であるとして、あくまで模倣にとどめる このように、芸学とは天文学や地理学・政治学といった西洋の学問を意味すると思われる。 芸学ハ西洋諸国ニテ開タリ。因テ西洋ノ丸写シニシテ施行スベキナリ。 政体の補佐として期待していた。

それに対し、江藤は道徳を神道に限定している。すなわち、江藤が洋学の導入にあたり捨 していなかった。 不可然」38としたように、 ヲイツ迄モ禁止論ニテ、頗ル激烈ナル議論ニテ、仮令日本全国焼土トナルモ、 象するとしたものは、キリスト教的な道徳であろう。?。右院での評議の際、江藤は「耶蘇 基本的人権というキリスト教の精神―つまりはキリスト教の教学に基づく道徳―がある。 する「道学」を分けていることに着目したい。西洋の制度や学問の背景には、個人主義や を捨象することなのだろうか。ここでは、西洋の知識を意味する「芸学」と、 るとしているように、限定的導入に留めようとしていた。「短ナルヲ捨テ」るとは、一体何 しかし、江藤は洋学に政体の補佐としてのメリットがあるとしながらも、「短ナルヲ捨テ」 江藤にとって洋学とは道徳を前に相対化される存在であり、 西洋の知識の背景にあるキリスト教的価値観の導入までは企図 道徳を意味 知識のみの

質ではなく、 限定的な導入であった。 あくまで一面にすぎないものなのである。 すなわち、江藤の政治思想におい て 「西洋主義」 とは、

# 七 「司法省達第四十六号」の政治史的意義

われた結果、近代性・先進性に向けられたものと思われる。 られてきた。その背景には、 江藤新平の政治思想と「司法省達第四十六号」の評価は、 西洋近代の観念の導入という法制史研究の問題関心があったことが考えられる。つまり、 先行研究では、「司法省達第四十六号」。『について、民衆の訴訟権を保証したものと考え 司法制度の近代化とともに、基本的人権や個人主義といった 法制史研究の関心に基づいて行

に西洋化を構想していたとはいえないということになる。 に踏み込まないよう限定的に導入することを考えていた。 しかし、本章で指摘したように、江藤は国家神道を政体の中心として考え、洋学を道徳 つまり、 必ずしも江藤は 急進的

可能性を秘めているものであった⁴°。 を司法省が接収するだけでなく、 ことを意味していた。すなわち、「司法省達第四十六号」は、地方官の権限であった司法権 職務を尽くすこと求めるものであった。また、 省ノ布達ニ付、地方官ニテ誤解等ノ故ヲ以テ、各御布告布達ノ旨ニ悖ル説得書等ヲ頒布ス 隣県ノ地方掲示ノ日ヨリ十日ヲ過グルモ、猶延滞布達セザル時」、「太政官ノ御布告及ビ諸 ル時」に訴訟を起こすよう、「人民」に促していることから、地方官が政府の布達を遵守し、 諸省ノ布達ニ悖リ規則ヲ立」てた場合や、 「各人民ヨリ其地方ノ裁判所へ訴訟シ亦ハ司法省裁判所エ訴訟苦シカラザル事」という記 本章ですでに述べたように、 地方官の職務監視を訴訟によって行うことから、地方官の監督に司法省が関与する 「司法省達第四十六号」は、 大蔵省の権限であった地方官の監督に司法省が介入する 「太政官ノ御布告及ビ諸省ノ布達ヲ地方官ニテ其 「司法省達第四十六号」の各条の末尾にある 地方官が「太政官ノ御布告及ビ

監督を通して、地方行政への司法省の介入を容認する可能性を秘めたものであった⁴♡。 をめぐる対立4ºとして描かれてきた。しかし、「司法省達第四十六号」は、地方官への訴訟・ 裁判所の設置を急ぐ司法省と緊縮財政を優先する大蔵省の対立⁴1や、 これまでの研究において、留守政府期の司法省と大蔵省の裁判所設置をめぐる対立は、 司法権の独立の可否

ぐる争いという側面もあったと考えられる44。 るものではなく、地方官の監督を通して、司法省が地方行政へと介入することの可否をめ 大蔵省と司法省の対立の要因は、 司法省の急進性や司法権の独立をめぐ

#### おわりに

のである。 本章は江藤新平の政治思想の特質を検討し、 とりわけ、 本章では儒学・神道・洋学がどのような位置関係にあるのかという 西洋主義者江藤とする見解に再考を促すも

とはいえない。 勢神道に基づいた政体構想は、 考える国法には「五倫ノ道」が盛り込まれており、朱子学を念頭に置いた儒学を民衆教化 たと思われる。 家形成を企図していた。一方で、江藤は国家神道による政体を構想していた。しかし、 の不変的な手段とすることが示唆されている。この点から、江藤は儒学的発想に基づく国 江藤の政治思想の特質は儒学に基づく民衆の教化であるといえる。江藤が 江藤は洋学を道徳に踏み込まない限定的な受容にとどめるよう企図してい 政府内部の共通理解であり、 決して江藤の政治思想の特質

化や裁判所の設置といった構想にも同意することができたのではないだろうか。 なわち、江藤は状況に応じて政治行動をとっていたものと思われる。それゆえ、神道国教 る政治行動は、司法官僚の意見を批判することなく、追認をしていたように思われる。す 理解であった神道の国教化や、 いたことから、急進的な近代化を志向していたとはいいがたい。むしろ、政府内での共通 司法卿期の政治スタンスが江藤新平の政治思想の特質とはいいがたいのではないだろうか。 ち合わせるものであった。江藤が「司法省達第四十六号」を容認した背景には、司法官僚 の見解を追認するという政治判断を求められる立場にあったためと思われる45。そのため、 える。このことから、必ずしも江藤は司法省の政策を全面的に肯定していたとはいえない。 「司法省達第四十六号」は地方行政への司法省の介入と、裁判所の設置という近代性を持 次に本章の内容から江藤という個性を再考する。江藤は儒学による国家形成を企図して 江藤の政治思想の特質とは、儒学的発想に基づく国家形成を企図することにあったとい 漸進的な政策遂行を企図していたものと考えられる⁴6。また、 儒学的発想による教化・洋学の限定的な導入といった面か 司法卿在任期におけ

ていたかを検討する必要があろう⁴マ。 が明らかになろう。 江藤が漸進的な改革を志向したとするならば、 を評価した場合、他の維新官僚と同様の漸進的改革論を主張していたことになる。つまり、 最後に本章の課題を示しておきたい。 この点から、 次章では司法省内部において、 神道国教化に同意していた面から江藤の政治思想 司法権の確立を企図する司法官僚との相違 どのような構想が存在し

- 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』四巻、三二九頁、 一八七〇年四月一八日の条。
- 2 I 『明治日本の政治家群像』(吉川弘文館、
- の政治思想が近代的法体系の整備を意図していた根拠とされてきた史料である。 達第四十六号」は、 記載がある。 内閣官報局『法令全書』第五巻-二、 一九七四年)。同内容のものが佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」に収録され 作成年月日は、 佐賀県立図書館所蔵のものには、末尾に江藤と福岡孝弟が発令した旨の 人民の行政に対する訴訟権を確立したという点において、江藤新平 一八七二年一一月二六日。毛利敏彦氏らの研究で、 一三四六~一三四七頁、一八八九年(復刻版、治家群像』(吉川弘文館、一九九三年)。 「司法省
- 意義」など。 前掲毛利『明治六年政変の研究』『江藤新平』。 前掲福島「司法省職務定制の制定とその
- 意義」など。 前掲毛利『明治六年政変の研究』『江藤新平』。前掲福島「司法省職務定制の制定とその
- 酷を訴る者多し」(木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』一巻、三六二頁〈東 京大学出版会、 す故に、 蔵省え関係し、 前原一誠らの地方官の独断があったこと、 地方官の統制を政治的課題の一つとした背景には、維新政権期の小河一敏・梅村速水・ 一銭の事たりととも大蔵省伺なしに出すを得ず(中略)然るに県官より劣生の 且従来藩々自儘の租税、自由の出納をなせし官員をして新地の令官とな 二〇〇七年〉、 一八七三年一月二二日付木戸孝允宛井上馨書簡)とあるよ 「廃藩立県の事たるや、 其事務十に八、
- ノ書店、二〇〇六年)。藩政改革にあたって作成されたものであることから、的野半介『江藤南白』上、四三二~四三九頁、南白顕彰会、一九一四年(復 的野半介『江藤南白』上、四三二~四三九頁、南白顕彰会、一九一四年(復刻版、マツうに、大蔵省においても地方が中央に対して不満をもっていたことが考えられる。 一月ごろに作成されたものであろう。 一八六九年
- 前掲『法令全書』第四巻、 八九一頁。
- 政官第二四七号ニ依リ消滅」(八九一頁)とある。前掲『法令全書』第四巻の欄外に、「五年司法省第四十六号、 六年同第二十三号、 六年太
- 前掲『保古飛呂比』五巻、三〇六頁、 一八七二年四月二七日の条。
- -- 具体的にこの時期の司法省の因循さを示す事例としては、新たな刑法が起草されること なく、幕府の法や清律に依拠した「新律綱領」にとどまっていたことなどが考えられる。
- 一八七三年一一月四日。 内閣文庫「岩倉具視文書」収録「槙村正直拘留事件書類」中の岩倉具視宛山本覚馬書翰、
- たとはいいがたい。 限の拡大を念頭においていたとは言いがたい。また、江藤は司法省に対する構想につい をもって司法省において江藤閥が確立したと述べている。しかし、一方で江藤は同時期 にあった行政警察を内務省の管轄下へ移管することを構想しており、 に作成した「官制案」(佐賀県立図書館所蔵)においては、それまで司法省警保寮管轄下 において、予算紛議で江藤新平が辞表を出した後、司法官僚の辞表提出が相次いだこと た点が強調されてきた。例えば笠原英彦氏は『明治国家と官僚制』(葦書房、一九九四年) 先行研究においては、江藤を中心とした政治勢力が司法省の権限を拡大しようとしてい 「官制案」において「諸裁判ヲ整理スル」としたのみで、 明確な構想を持ってい 必ずしも司法省権
- 「兵備ノコト」「官制ノコト」を後藤象二郎とともに、 江藤は一八七一年一月一四日の「日記覚書」 (佐賀県立図書館所蔵) 三条実美へ上申した旨の記述があ において、

- 制へ』など。 体的に述べられてこなかった。例えば、 **(注水の研究においては、法認識に検討が多く行われ、兵備との関連についてはあまり具前掲毛利『江藤新平』。前掲島『律令制から立憲制へ』。**佐賀県立図書館所蔵「官制案」。作成は一八七三年。 前掲毛利『江藤新平』、 前掲島『律令制から立憲
- 前掲的野『江藤南白』上、四三二~四三九頁。佐賀県立図書館所蔵。作成は一八七〇年。
- 佐賀県立図書館所蔵「国法会議の議案」。作成は一八七〇年閏一〇月
- 前掲「日記覚書」。
- 年)、 +)、『維新政権』(吉川弘文館、一九九五年)などに詳述されている。 国法会議については、松尾正人「明治初年の国法会議」(『日本歴史』四一二、
- 前掲「国法会議の議案」。
- 24 前掲「日記覚書」。 一八七〇年九月四日の条。
- 25 江藤の仏教観については、稿を改めて言及したいと考えているが、 とって国法の理念は儒学であったことや、「仏教ハ中人以下」 考えて、 江藤は教化の内容として仏教をさほど重視していなかったのかも知れない。 のものとしていることから 後述の通り、江藤に
- 26 佐賀県立図書館所蔵「教部云々ノ議」。作成は一八七二年と思われる。
- 27 江藤は幕末期に佐賀藩の藩校弘道館において「四書の大学より素読を始めて論語孟子中 庸」(中野礼四郎編『鍋島直正公伝』第三巻、五七八頁〈侯爵鍋島家編纂所、 の読み方を学んでいる。 一九一九年〉)
- 2∞ 前掲「日記覚書」。作成年は一八七〇年頃のものと思われるが、 ため不明。 作成月日は記載がない

34

- 島『律令制から立憲制へ』) 島善高氏は、幕末期に江藤が日本や中国の古制を学んでいたことを指摘している(前掲
- ∞ 前掲「教部云々ノ議」。
- 七〇年六月一三日。 佐賀県立図書館所蔵「国の基本法について岩倉公の下問に対する答申書」。 作成は一
- 32 前掲島『律令制から立憲制へ』など。
- 34 前掲「国の基本法について岩倉公の下問に対する答申書」。33 前掲「国の基本法について岩倉公の下問に対する答申書」。
- 前掲 「教部省云々ノ議」
- がキリスト教に対して否定的な見解を示していたことがうかがえる。 ト教の広がりを防ごうとしていたことが論述されている。また、註7においても、 前掲狐塚「教部省の設置と江藤新平」においては、共和制阻止の観点から江藤がキリス前掲「日記覚書」。作成年月日は不明だが、一八七〇年頃の記載と思われる。
- 38 前掲『保古飛呂比』五巻、 一七三~一七四頁。一八七一年七月或日の条。
- 前掲『法令全書』第五巻-二、 一三四六~一三四七頁。
- に対する批判があったことが論述されている。 八月頃から左院、 勝田政治『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館、 次いで江藤司法卿就任後の司法省において、 『において、大蔵省の地方行政権掌握二〇〇二年)によると、一八七一年
- 高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』二九-一、 (慶應義塾大学出版会、 二〇一〇年) 一九九三年)。笠原英彦『明治
- 留守政府期の大蔵省の分析を通して、 大蔵省が人民支配の権限と予算編

法省達第四十六号」に基づき、関口氏の見解を補強したといえる。 成権を掌握しており、 (例えば、関口栄一 「司法省と大蔵省」〈『法学』五〇-一、 それが留守政府期の諸省と大蔵省の対立の背景であると推測した 一九八六年〉)。本稿では、 司

- 督することが企図されていることから、司法省の予算が滅額となった背景にはこうした因にまでは踏み込まなかった。しかし、「司法省達第四十六号」には地方官の統治を監 地方統治権への干渉が要因の一つになりえたことも考慮する必要があろう。 制』などにおいて、兵部省予算を優先したにすぎないと説明され、 補足として、司法省の予算が減額となった要因については、前掲笠原『明治国家と官僚 司法省予算減額の要
- 係文書」収録「官制潤色案」、 れた背景には、 を構想・容認する余地が江藤にはあったものと思われる。また、江藤が司法卿に推薦さ 度面・学術面にとどまる限定的な西洋化を江藤は企図していた。 ||文書」収録「官制潤色案」、一八七一年三月二九日)。すでに本稿で述べたように、制中弁在任期に江藤は、裁判所の設置を建言している(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関 裁判所設置構想があったことも指摘したい。 そのため、裁判所設置
- 一三、二〇〇九年)を参照。 中弁在任期の江藤の政治行動については、拙稿「江藤新平の政治行動」 (『国士舘史学』
- 出版会、二〇〇九年)が挙げられる。柏原氏は「工部の理念」に基づく、「技術官僚」の「近年、省庁の構造を分析した研究としては、柏原宏紀『工部省の研究』(慶應義塾大学 存在を明らかにし、 「技術官僚」が政策決定過程に与えた影響を検討している。 「技術官僚」の

緒について、本章では言及していく。 こうした政治問題の背景となった司法省の西洋化について検討することが本章の課題であ た政治問題の背景には西洋化を企図し、法制度の確立を急いだ司法省の政治姿勢があった。 政府内で司法省を中心に刑法の改訂をめぐる論争が起こる。これら司法省を中心に起こっ 村正直京都府参事の拘留といった政治的問題を引き起こすー。また、明治一〇年代には、 留守政府期、司法省は近代司法制度の導入を企図して、大蔵省との間での予算紛議や槇 とりわけ、 司法省内において法制度の理想とされてきたフランス法が受容される端

再検討する必要があろう。 司法省においてどういった経緯を踏まえて、近代法制度の確立が企図されていったのかを 参考とする土壌が司法省にあったという点も見逃せない問題である。こうした視点から、 法は一八七三年から本格化する旧刑法編纂の際に参考とされたように、フランス法制度を 度の確立に尽力した点への疑義とも大きく関わる点であろう。その一方で、フランス刑 度が念頭におかれていたというわけではなかろう。こうした点は、第1部二章において、 江藤が朱子学的発想に基づく政治思想を有している点を指摘したように、 法典である改定律令が江藤司法卿期に起草されたという点からは、 のものであり、フランス法制度を模倣したと直言することはできない。むしろ、 理解されており、近代法制度の確立者としての江藤の役割が強調されてきた。。しかしな フランス法の受容について、これまでは江藤新平の司法卿就任を契機とするものとして 江藤司法卿期には裁判所そのものは設置されるものの、それらは近代法制度に共通 必ずしもフランス法制 江藤が近代法制 律系統の

点でのみ草創期司法省を把握するのではなく、 するためにも、また、司法省そのものを相対的に把握するためにも、「漸進的改革」という 木司法卿期の構想への連続性を問う必要があると考えたのが本章の出発点である。 心の対象外にあり、十分に検討されていない。しかしながら、江藤司法卿期の特質を把握 草創期司法省は漸進的改革に留まっていたとされてきたため?、 備されていった江藤司法卿期に分析対象が絞られていったものといえよう。。その一方で、 制度の近代化を対象とするものであったため、裁判所の設置など急進的に近代法制度が整 法卿期に関心が集まった要因は、 調されるあまり、同時期の司法省官員にまでは考察が及んでこなかった。こうした江藤司 特質を把握していきたい。これまで司法省については、江藤を中心とした省務の建設が強 こうした問題点に基づき、 本稿では江藤司法卿就任以前の司法省―草創期司法省5 司法省研究を担ってきた法制史研究者の問題関心が、 その特質を明らかにし、江藤司法卿期・大 今もって法制史研究の関

本章では、これまでの法制史研究者によって等閑に付されてきた草創期司法省 人事・構想という基本的な点を明らかにし、 江藤司法卿期との連続性について

備されていったとする。、 員によって、紆余曲折を経ながらも西洋法受容の下地が形成されていったものと思われる。 こうした点を踏まえ、 弾正台の官員が在籍していたことから、開明的な官員だけでなく、 も視野に入れつつ考察していく。具体的には、司法省には非西洋的な思想を有する刑部省・ 本章は江藤などの開明的な一部の層によって、 これまでの評価に疑義を呈することを意図していきたい。。 様々な思想を有する官 明治期の西洋化が準

# 一 明治政府における司法制度構想

設置の背景を検討することで、草創期司法省が期せられた役割についても言及したい。 点から、本節では司法省が設置された背景について言及していきたい。ここでは、 る法制度の統一もまた、政府の政治的課題の一つになっていたものと思われる。こうした 弾正台を合併し、司法省が成立する。前述の通り、草創期司法省については、これまで実 制の創出といった統一的制度の導入が模索されており、各地で量刑基準・裁判制度が異な 態の解明が進んでいない。しかしながら、この時期、政府内では中央集権化や三治一致体 一八七一年七月九日、刑法編纂を主幹業務とする刑部省と、行政監察を主幹業務とする 司法省

衷されており、 岩倉具視が江藤新平・副島種臣・木戸孝允・大久保利通・広沢真臣らに下問し、「建国策」 - ○を起草する-- - 。 「建国策」は起草に際して上申された江藤らの意見が、 司法省の設置に先立つこと一年、一八七〇年六月、政治体制の集権化・統一を目指し、 政府中枢の共通見解であったユー2。 岩倉によって折

の中には司法権に関する記述もある。 この史料は政府改革の必要性や政体の変革を企図した十項目の内容からなっており、

シメ宸裁ヲ経テ、之ヲ府藩県ニ頒布スヘシ。 訟ノ法ハ公平ヲ主トシ裁判ノ公理ヲ明カニスルヲ要ス。故ニ府藩県ヲシテ法律ニ関ス 天下ノ刑罰及人民訴訟ノ法ヲ一定シテ刑部省ノ総轄ニ帰セシム可キ事。 ル事件ハ刑部省ノ指揮監督ヲ受ケシムヘシ。且刑部省ニ命シ、速ニ刑律改定ヲ進奏セ 刑罰及人民訴

踏まえ、 官が政府の意向を遵守するような統一的地方制度の創出が企図されていた。こうした点を 央政府の意向に沿わない独断で政治判断を下すことが問題化していた-->。そのため、地方 準を統一し、司法制度も集権化するという政府の構想の一端があったことが指摘できよう。 の改定がそれぞれ企図されている。その背景には、各藩と県によって異なっていた量刑基 揮監督」すること―司法制度の一元化―、後半部分では、未だ整備されていなかった刑律 この史料の前半部分で、府藩県といった各行政組織で取り扱っていた訴訟を刑部省で「指 併せて、この時期の地方官については、例えば小河一敏・梅村速水・前原一誠らが、 地方官が掌握していた司法権や量刑基準も画一化する必要があったものと思われ

制度の確立が構想されている点を強調したい。 本節では、既に一八七〇年頃から政府内で、 つまり、 司法制度の一元化と法典の編纂による司法 司法制度の一元化は、 江藤司法卿

期を画期に構想され始めたわけではないことを指摘できよう。では、こうした司法権その ものを政府が監督するというような発想の背景は、どこにあったのであろうか。

司法権は明治政府成立当初から認識されており、 には次のような記述がある。 明治政府成立直後に起草された「政体

- 一、天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス。則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム。 官ノ権カヲ分テ立法行政司法ノ三権トス。則チ偏重ノ患無カラシムルナリ。
- 制度の一元化が政府の課題であった点を強調したい。 ここでは司法省設置以前から、岩倉具視「建国策」や「政体書」に見られるように、 このように、「太政官ノ権カヲ分テ立法行政司法ノ三権」とするとして、「偏重ノ患」 いようにするとあり、 一、立法官ハ行政官ヲ兼ヌルヲ得ス。行政官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得スユ4。 「建国策」起草以前から司法権の独立が課題に上っていたのである 司法

権の一元化に向けた役割を期待されることとなる。 府内の統一的見解であり、こうした見解を背景に設置された司法省は、設置当初から司法 想に司法権の一元化が加えられていたことから、司法権の一元化は司法省設置以前から政 法台ノ職掌ヲ定ム」-5「刑部弾正ヲ合テ司法台ヲ置キ、是ヲ一等裁判所トスヘキ事」-6と して、 また、岩倉が刑部省の拡充に基づく司法制度の整備を企図していたのに対し、江藤は「司 新たに司法台を設置した上での司法制度確立を企図していた。江藤の構想の独自性 刑部省と弾正台を統合する点にあったものといえよう。このように岩倉や江藤の構

# 二 草創期司法省における西洋法の受容

きたい。 こうした点から、江藤による近代法制度確立については疑問を呈する余地があろう。その 江藤司法卿期、 本節では司法省において近代法制度の受容を可能とした背景について、 江藤自身は前近代的な思想を有しつつも近代法制度が形成されている。

一八七一年、司法省は政策方針を確定すべく、次のような伺いを正院に宛てている。 判シ、 セラレ候儀モ有之間敷、然トモ畢竟開化進歩ノ目的ヲ定メサセラレ候上ハ、分権相制 式・六典記載スル所ノ如ク、国政人事固ヨリ西洋ト異同モ有之、只管西洋ノ政体ニ倣 行ハレサルヲ以テ、全国ノ維持振作スルノ基本トナス。本邦・支那ノ古制ハ大略、礼 三分ニシ大政議事司法ト定メ、全国各地方ノ名賢、議事院ニ集テ闔国普通ノ規律ヲ制 今般、弾正・刑部ヲ廃セラレ、新ニ司法省ヲ設ケサセラレ候ニ付テハ、 シテ擅制ノ害ナク、 度、方今各国政体略取調候ニ、西洋諸国大同小異アリト雖モ開化ノ国ハ大要其大権ヲ ハ奉察候へ共、 太政部ハ其断ヲ受テ之ヲ実事ニ施行ス。三部互ニ相監シ、相制、 司法其規律ヲ受ケ之ヲ執持シ、上下ノ非違ヲ糾効ス。訴訟争闘ノ是非得失ヲ裁 御主意ノ次第、 維持振作ノ方法御斟酌遊サレ、司法将来ノ大規模立サセラレ候儀 何居不申候テハ省務ノ章程相立兼候間、 独断擅制ノ事 将来ノ規模伺 此段奉伺候

せることが可能となったと考えられる。 州各国ノ政体ニヨリ、進歩ノ目的ヲ以可取調事」--8として、「欧州各国ノ政体」に則った いて、 この文書は司法省が章程の起草に際して、 方針を司法省に求めている。正院からの指示を経て、司法省では西洋法の受容を本格化さ 西洋との国情の異同に留意しつつも、三権分立による司法権の独立という方向性につ 正院からお墨付きを得ようとしたものであろう。司法省からの伺に対し、 西洋的三権分立制度の導入を確認したものであ 正院は「欧

の方針について正院に指示を仰いでいる。 こうした正院からのお墨付きを得た司法省では、 直後に法典・条例編纂といった実務面

司法ノ要務ハ欧州各国ノ政体ニ依レハ、民法也、詞訟法也、 中最一ノ目的ニテ片時モ不可欠ノ処、(中略) 律法書ハ数千万ノ条例ニテ両三年ヲ経サ 刑法也。是等数法八事務

レハ卒業ノ目的モ無之、 当省二於テ夫迄安然相待候テハ滞訟如山、 事務且 ータ 二差支

土人情ヲ酌シー書編録エタ。 へ候二付、 右諸法条例ノ儀ハ新律編纂ノ例ニ倣ヒ、本省ニ於テ早急翻訳致、彼我ノ風

務が企図されており、一貫した業務であったことを指摘できよう。 江藤がフランス刑法の翻訳を企図した点が強調されてきたが2○、草創期司法省から翻訳業 ら司法省では西洋法を受容する端緒があった点が指摘できる。また、これまでの研究では、 の回答があった。このように、弾正台や刑部省の官員を多く引き継ぎながらも、草創期か 草創期司法省が法典の翻訳に着手した背景には、西洋の政体に則ることを求める正院から 録」するとして、自国の風土・人情に基づいて西洋法を斟酌することが企図されている。 ここでは司法省において、西洋各国の法典を翻訳した上で「彼我ノ風土人情ヲ酌シー書編

法省の方針があったものと思われる。 それぞれ翻訳しており、 草創期司法省では箕作麟祥や津田真道ら西洋的知識を有する官員が、 る点に着目したいマーー。この時期、既に箕作はフランス刑法ママ、津田も『泰西国法論』マヌを では、西洋法を参照するような方針は、どのような人員によって担われたのであろうか。 箕作らが司法省に招聘された要因に、 西洋法の翻訳を企図する司 新たに採用されてい

#### 二 宍戸璣と法典編纂

た点を明らかにしたい。 璣のもとで方針が実行されていく。 団の一員として渡欧する。司法省の方針が本格化する前に佐佐木が渡欧したことで、宍戸 近代法制度の導入を念頭におく司法省では、 本節では草創期司法省の方針が実務に反映されていっ 省務の中心であった佐佐木高行が岩倉使節

調査していた。 留守政府期、 そのため、 司法省において刑法が編纂されていく一方、 西洋法制度を参考するにあたり、 左院も各国政体と各国法典を 司法省では左院と相互調整の

にある。 必要が生じてくる。 この時期、 宍戸に宛てられた左院議官細川潤次郎の書簡には次のよう

之。来ル十二日頃ハ開場之御都合ニテモ幸ノ議御座候得共、 過日掛合之趣奉承知候。 問合如此御坐候24。 而御整頓二相成議モ御坐候。於当院精々紛急他事ヲ聞キ其事務ヲ致ス可ク候為、 兼而申上置候通り、 本院(左院)二於而モ取調不相整件モ有 若又、 明日二モ普墺等総 右ノ

たためである。 左院事務章程に「(左院)議員取調ノ課目ヲ分ツ左ノ如シ。一、司法、外務。 査に関心を有していることがうかがえる。宍戸ら司法省が左院の動向を注視した背景には、 このように、 神祇、文部、 左院では各国法典の調査が行われており、宍戸が左院における各国法典の調 宮内、 式部。 一、大蔵」25とあり、 左院で司法制度の取調が行われてい 一兵部、工部。

され、実務でも左院との相互調整が図られている27。 府期にも継続していたのである。つまり、草創期司法省では一貫して西洋法の斟酌が企図 ている。このように司法省は左院の法典調査に関心を示しており、 心協議之上、 藤(象二郎)議長出省二相成二面会候処、左院当省(司法省)之間法律之義ニ付、 左院が法典調査に本格的に着手したことを受け、司法少輔伊丹重賢が宍戸に対して、 迅速二運ヒ致度旨諮り、私議モ談ニ而モ好都合与被存候」26とする提案をし 西洋法の斟酌が留守政 向後同

されていた点をここでは強調したい。 草創期から司法省において西洋法の翻訳が念頭に置かれ、 そうした構想が実務にも反映

# 四 草創期司法省における官員の人事と方針

申されるまでの過程や背景を考察することなく結論づけている点に再検討の余地があろう。 述に基づき、司法省の政策が描かれているにすぎず、「公文録」収録の各史料が太政官へ上 省の官員の内訳を実証的に把握したわけではない。また、後者については「公文録」の記 こうした課題を踏まえ、 な基盤があったとする評価もある。。。しかしながら、前者については必ずしも草創期司法 きた29。その一方で、草創期司法省においても漸進的ながらも近代法制度を準備するよう おいては弾正台の官員を排除し、 江藤新平の構想に基づき、弾正台と刑部省を合併して司法省が誕生する28.先行研究に 本節では司法省の官員の内訳について明らかにしていきたい。 刑部省の官員を多く登用して司法省が成立したとされて

える。。。すなわち、草創期司法省における法典編纂などの諸政策は、 く在籍するなかで企図されていったものであった。 は二〇人、 必ずしも刑部省の官員に限って再任していたわけではないことがうかがえる。弾正台から くの比重があるとされてきた。1。しかし、実際に【表一】【表二】【表三】を比較すると、 繰り返し述べてきたように、これまでの研究では、草創期司法省では刑部省の官員に多 刑部省からは三二人を登用しているように、両者に大きな数的差異はないとい 旧弾正台の官員が多

草創期司法省で勤務していた司法省官員のうち、 を新たに任命しており、半年の間に人員を大きく拡充していることがわかる。その一方で、 たものと思われる。 弾正台・旧刑部省出身者も含まれており、そうした保守的な官員もまた省務に携わってい がうかがえる。 また、【表三】と【表四】からは、草創期司法省から江藤司法卿期への司法省官員の変化 一八七一年一一月から翌年五月にかけて、 一四九人が留任している。その中には旧 司法省では四〇人の司法省官員

置から岩倉使節団出国までの三か月間ではあるものの、 の方針を確認していきたい。 旧弾正台の官員たちにも依拠しつつ、近代化が企図されたこととなる。ここでは司法省設 いたのだろうか。草創期司法省で企図された方針が近代法制度の確立に向けたものならば、 では、保守的な人員が多くを占めていたなか、司法省ではどのような方針が標榜されて 司法省の長官を務めた佐佐木高行

司法省設置直後の一八七一年七月一二日、 モ無之、法律モ先無之位ノ事ナレハ、一朝一夕ニハ行ハレ申間敷~~。 諸裁判所ハ、先ツ東京丈ハ司法省へ取纏メ、追々二府五港二及候様可致、 景ニテハ、 司法ト相成候ヨリ、全国ニ裁判所ヲ置キ裁判権ヲ一ニ帰スル事当然ナレ共、当時ノ光 百事一時二施行、急敷、依ツテ、急務ハ、法律諸規則ヲ編成ニカヲ尽シ、 佐佐木は日記に司法省の方針を示している。 乍併法律家

えよう。このように旧弾正台の官員の多くを引き継ぎながら新たな法典の編纂が、司法省 法典編纂や司法権を司法省へ一元化しようと企図していた点からは近代性の一端がうかが では企図されはじめていくのである。 裁判所の設置を最優先とする江藤司法卿期の方針とは異なるものであった。しかしながら、 ここで佐佐木が示した方針は、裁判所の設置よりも法典編纂を最優先とするものであり、

指す政府内の構想に基づくものであった。 改定ヲ進奏セシメ、宸裁ヲ経テ之ヲ府藩県ニ頒布スヘシ」34という、 なっていた。すなわち、佐佐木の方針もまた、 すでに指摘したように、司法省設置前から、 岩倉具視が「建国策」で述べた「速二刑律 司法制度の整備は政府内でも共通の構想と 司法制度の整備を目

た点を強調したい。すなわち、 にこうした官員たちが、 くを引き継ぎながらも、 本節では旧弾正台の官員も多く在籍するなかで、司法省は法典編纂を企図し始めてい 司法省内でどのような位置にあったのかを再検討していきたい。 司法省は近代法制度の導入を決定していったのである。では、次 攘夷・保守といった印象をもたれてきた弾正台の官員の多 つ

# 五 司法省における旧弾正台・旧刑部省官員

や正院は司法省が西洋法を受容することで一致していた。 想に依拠した官員が多く在籍していたため、司法省の改革が漸進化していったとされてき 本章でも繰り返し述べてきたように、これまでの研究では旧刑部省官員など非西洋的思 しかしながら、本稿で既に明らかにしたように、佐佐木高行や宍戸璣ら司法省上層部 こうした状況下において、

洋的思想を持つ官員は、 実際、刑部省出身者は、 司法省の主要な役職から遠ざけられてしまうことになる。 この時期の法典編纂に殆ど携わっていない点が指摘できる。

ちが編纂の中心となっていく。 か、律を参考とした改定律例が編纂され、鶴田皓・高沢重道・横山尚ら旧刑部省の官員た 期には、江藤自身が儒学などの旧来的な思想に依拠していたため、江藤の意向を踏まえて 司法省の主要な業務に登場するのは、江藤司法卿期を待たなければならない。江藤司法卿 省官員の多くが主要なポストから外されていったものと思われる。こうした官員が、再び 省で省務に関与したのは鶴田のみであった。こうした人事編成が断行された背景には、こ 草にあたった官員の名前を列記している。 の時期、西洋化を企図する佐佐木や宍戸の意向があったため、律を念頭におくような刑部 本が引き続き司法省に出仕しているものの、青木と松本は裁判官としての任用であり、 多くが、法典編纂を職務とする役職から外されている。こうしたなかで、 鶴田(皓)ハ学問上ニテ明律ヲ基礎トシテ差出候処、(中略)松本新作、 部省に出仕していた時期、 孰レモ判事ニテ八釜敷、殆ト叩キ合フ程ノ事アリ」。5として、刑部省で新律綱領の起 佐佐木高行は、日記に「(新律綱領の編纂に際し)水本(成美)・ しかしながら、新律綱領編纂に携わった官員の 鶴田・青木・

貢献している。 めの抗議の辞表を正院に提出した際には、次のように江藤を擁護し、 官員であった渡辺驥・岸良兼養・河野敏鎌らは、翌年、江藤が裁判所設置の予算獲得のた わけではない。 ンス法を加味した旧刑法の編纂に主要な役割を果たしているヨ。。 しかしながら、こうした非西洋的思想をもつ官員達が全く近代法制度を構想しなかった 明法寮に出仕することになった鶴田皓は、後年、ボワソナードと共にフラ その他にも、旧弾正台の 近代法制度の導入に

第一成功に垂んとするの事業、水泡に帰する而巳ならず、人民の有らん限りは も欠ぐべからざる裁判事務に於ても、多少の窒礙を可生と存候ヨァ。 日日

たため、 制度設計には、主体的な役割を果たしていったことを指摘できよう^^ 員に遅れをとっていた。 るに至っていることを指摘したい。非西洋的思想を持つ官員は、語学などの知識もなかっ このように、 西洋法の翻訳という草創期の主要な業務では、箕作麟祥ら西洋的知識を有する官 非西洋的思想を持つ官員もまた江藤司法卿期には近代法制度の導入を企図す しかしながら、 裁判所の設置などのような語学力を必要としない

立を惹起したのではなく、 していたのである。 こうした点からも、司法省において非西洋的知識を有する官員は、政治主張を行い、 司法省上層部の意向を踏まえて、 柔軟に法制度の近代化も構想

担っていったものと思われる。こうした点からも非西洋的思想を有しつつも、 すなわち、 は西洋法受容という点に限らず、裁判所設置など法制度の近代化を担っていったのである。 ら構想されており、在籍していた官員達もまた近代法制度の導入には合意のもとで省務を 草創期司法省では、 正院や司法省上層部の影響の下、 お墨付きを正院から受けたこともあり、 司法省では西洋・非西洋という対抗関係のな 近代法制度の導入が早くか 多くの官員

庁の方針に則って近代化を企図しており、「開明派官僚」 によって近代化が推進されたとい も近代法制度の導入が企図されていったのである。こうした非西洋的知識を有する官員に う従来の枠組みそのものには疑義を呈する必要があろう。 よっても近代法制度が構想されていることからも明らかなように、 かで近代法制度が構想されていったのではなく、非西洋的知識を持つような官員によって 概ね多くの官員は、

# 六 明法寮の設置と西洋法の受容

考とされるような基盤が司法省にあったという点を明らかにしていく。 考とするような状況があったのである。ここでは旧刑法編纂に際し、フランス法制度が参 旧刑法はフランス刑法を参考とするものであり、大木司法卿期にこそフランス法制度を参 ス法制度のみが念頭におかれていたわけではない。その一方で大木司法卿期に編纂された たい。江藤司法卿期においては、改定律例が編纂されていることからも、 次に本章では、草創期司法省で参照されていくこととなる西洋法について検討していき 必ずしもフラン

おかれた法制度について検討していきたい。 による人材の育成を始める。。。ここでは明法寮での教育内容を通して、 司法省は設置直後から法制度の西洋化を企図し、 一八七二年七月から明法寮で法律教育 司法省内で念頭に

設置直後から司法省は正院に宛てて、明法寮の設置を願い出る。

挙ヲ以テ諸方ニ分遣スルノ基本ト致シ度候。不然ハ本省ノ事務到底振作ノ目的相立チ 不申候40。 権衡ヲ明ニセサレハ司法ノ任ニ当ル能ハス。(中略) 本省ニ於テハ法律育才ノ道即今至 法律ハ西洋各国ニテモ学科中専門ノー大業ニシテ、頴敏ノ才ト雖モ詞訟ノ方法刑名ノ 依テ明法寮ヲ建サセラレ、 法律有志ノ生徒ヲ集メ、 其成業ヲ責メ追々選

務であった。 申候」とあり、 このように、 「司法ノ任」には当たれないとしている。あわせて、「本省ノ事務到底振作ノ目的相立チ不 司法省では法律を専門的知識として認識し、法律の理解を伴わないことには 司法省が省務を軌道に乗せるには、専門的知識に基づいた官員の育成が急

長職務」4世に基づいて講義をしている。 ていた箕作麟祥も加わり、法学教育が本格化する。この時、 明法寮では、 一八七二年三月に来日した御雇外国人ブスケのほか、 箕作は自身の著作である「郷 法典編纂にも携わっ

当時仏国ノ憲法ニテハ立法・行法・司法ノ三権ヲ分別シ、互ニ之ヲ兼有スルコトヲ得 ドラクールチー氏ノ仏律書中二見ユ。 蓋シ斯ク三権ヲ分ツ時ハ皆互ニ権威ノ平均ヲ得テ、 即チ人民自由ノ基本トナル可

もフランス法の有用性が司法省で広く認識されていったものと思われる。こうした点から、 箕作がフランス法を念頭においた講義をしており4º、ブスケだけでなく箕作の手によって このように、「当時仏国ノ憲法ニテハ」や「ドラクールチー氏ノ仏律書中ニ見ユ」とあり、

際にフランス法を参考としたという風土は、こうした草創期からの連続の上に展開された 草創期から司法省では、すでにフランス法の有用性が認識され始めており、 のであった。 旧刑法編纂の

間で雇用契約が結ばれており、草創期からフランス法を念頭に置いて法制度を確立してい くことが企図されていた。また、 「日本法律創定之事業」43には、 実際に江藤新平が司法卿に就任する一か月前には、フランス人法律家ブスケと司法省の 江藤が司法卿に就任する二か月前に司法省で作成された 司法省の方針が次のように決められている。

ニシテ仏蘭西法ハ既ニ欧羅巴各国ノ法律ヲ定ムル雛形トナリシ良法ナリ。 国ノ法トカメテー致セシメ、後来欧羅巴各国ト伍格ニ万国公法ノ箇条ヲ論セントス。 日本政府、 日本政府ニテ自国ノ法ヲ制定スル基トシテ仏蘭西法ヲ択ミシカ、是最良ノ択ミ方 仏蘭西法律家ヲ迎へ、第一ニハ国政ヲ改正シ、第二ハ自国ノ法ヲ欧羅巴各

こうした点からも、儒学などの旧来的知識に基づいた刑法を編纂しようとする江藤が去っ ここでは法典編纂にもフランス法を参考とすることが既に決定していることがうかがえる。 司法省ではフランス法を参照とするような方針が採られたものと考えられる。

## 七 司法省とフランス法

景を明らかにしたい。 範としていた程度であった⁴⁴。本節では政府内で必ずしもフランスを模範とすることが統 を模範国とする司法省の構想は独自のものであり、政府ではわずかに陸軍がフランスを模 作麟祥を中心に明法寮での司法省官員の育成も企図されている。しかしながら、フランス 一的な見解でない状況において、司法省で受容する法制度がフランスへと特化していく背 すでに繰り返し述べたように、草創期司法省ではフランス法が受容され始めており、箕

法の翻訳に携わっていた点を箕作は評価されたものと思われる。 作任用の背景には、こうした司法省の事情があったものと思われる。また、各国法典の調 査には語学力を要するため、任用対象が限定されており、すでに訳官マーロとしてフランス刑 述べたように、 ことから、フランス法の受容にはブスケより箕作の影響が働いたものと考えられる。 箕作が司法省に出仕するのは、ブスケが司法省との間で雇用契約を結ぶ五か月前である 各国の法典調査の上で法典編纂をするには、新たに官員を補充する必要があった。箕 新律綱領を起草した旧刑部省官員の多くは司法省の省務には関与しておら

で次のようにフランス法を箕作は評している。 司法省出仕の前年、フランス刑法を箕作は翻訳し、『刑法』46を出版する47。 その序文

特二著名ノモノトス。 仏蘭西法律書ハ欧土ノ各国ニ於テ貴重セサル者ナク、就中、荷蘭、 一部及ヒ伊太利等ノ諸国ノ如キハ、 互二略々折衷シテ之ヲ其国内ニ行ヒ、 白耳義、日耳曼ノ 宇内二於テ

ロッパ各国においてフランス法が模範となっている点を、箕作は高く評価している⁴♡。

はフランスが有力な留学先になっていることがわかる。 月には、司法省から中江兆民や河内宗一がフランスへ留学していることから49、 こうしたフランス法を念頭におく構想は、早速、司法省に定着しており、 箕作出仕の翌 司法省で

ンス法制度の受容が実質的に決定していったのである。 法省では西洋的知識に則った司法省官員が居なかったため、 とが考えられる50。 箕作・津田以外には、訳官など翻訳を専門とする役職に就任した官員が殆どいなかったこ このように司法省でフランス法が念頭に置かれていく背景には、草創期司法省の中枢に つまり、 西洋的法制度の確立を正院から指示されたにも関わらず、 箕作を任用することで、

た箕作を出仕させることで、フランスを法制度の参考とし始めたものと思われる。 約していないばかりか、手引きとなり得る翻訳書もない司法省では、フランス法を翻訳し り得る書籍は、わずかに箕作が翻訳したフランス刑法のみであった51。御雇い外国人と契 が殆ど行われておらず、各国法典の翻訳を企図する司法省にとって法典編纂の手引きとな また、外国法の翻訳状況についても、 箕作が出仕した一八七一年頃は、 外国法典の翻訳

司法省について次のように回想している。 司法省七等出仕であった名村泰蔵は、後年、 明治法律学校での講演で、 一八七一年頃の

年の七月、始めて、生徒二十人を置かれました52。 ら、正則から起こって、フランスの法律が読めなければならぬ、 箕作先生が骨を折って、フランスの五法を翻訳されてから、世の人が、 スの法律はどんなものかと云ふことを知り出し、続いて、明治五年に、 段々盛んにならなければならないが、翻訳ばかりでは十分なことはいけないか と云ふので、 司法省で法律 始めてフラン 明治五

た知識の枠組みにとらわれることなく、 名村の回想によると、 ことを強調したい。 況のもと、司法省で近代法制度の導入が企図された背景には、 弾正台などの前近代的思想を持つような官員が多く籍を置くなかで、 ランス法が注目されていったとされている。すでに述べたように司法省では、 箕作によってフランス法が紹介されたことを背景に、 近代法制度の導入が企図されていく。こうした状 箕作ら訳官の任用があった 西洋・非西洋といっ 司法省でもフ 旧刑部省·

#### おわりに

されてきた。しかし、本稿で繰り返し指摘したように、 の受容が企図されており、 司法省において、 本章では司法省におけるフランス法受容について考察してきた。これまでの研究では、 西洋法は江藤新平の司法卿就任を契機として受容されていくものと把握 漸進・急進の違いはあるものの、 草創期にも漸進的ながらも西洋法 設置当初からフランス法を模

範とすることが構想されていた。

的知識が大きな役割を果たした。 そのような外国法への知識が豊富でないなかでは、 て多くの法律書が翻訳されているとは言えないなかで、企図せざるを得ないものであった。 こうした、司法省での近代法制度の導入は、欧米の制度を模範と想定しながらも、決し 箕作ら司法省に登用された訳官の専門

置くような制度設計が企図されていたのである。 れていたのであり、従来の研究と比較して司法省官員のもつ意義が大きなものであったと 大きい。すなわち、司法省では草創期からの構想を引き継ぎながら、近代法制度が企図さ 省において、すでにフランス法を念頭に置くような構想があった点を明らかにした意義は が調査・編纂されており53、早い時期から多様な勢力を有しながらも西洋法制度を念頭に いえよう。司法省では草創期から明治六年政変以降にかけて、司法省官員を中心に刑法典 近代法制度が江藤の手によって導入されていたと解釈されるなかで、本章が草創期司法

近代化が推進されたとは言えない点も浮かび上がってくる。 想されていった点からは、決して「開明派官僚」と呼ばれるような一部の層によってのみ 中枢の構想があった。それとともに、非西洋的知識を持つ官員によっても近代法制度が構 が法制度の近代化を企図していった背景には、近代法制度の導入を後押しするような政府 点は非常に興味深い点であるといえる。こうした勢力自体も近代化を企図し、司法省全体 旧刑部省の官員の多くを引き継ぎながらも、司法省が近代法制度の導入を企図していった あわせて、攘夷・保守といった印象を持つ旧弾正台の官員や、前近代的知識に依拠する

が大蔵省を中心に検討したほか、 一九九三年)、 の政局については、 勝田政治『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館、 関口栄一「司法省と大蔵省」(『法学』五〇―一、 高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』 二〇〇〇年) 一九八六

政研究』七七―三、二〇一〇年)、同「明治初期における「司法」の形成に関する一考察」論社、一九八七年)、山口亮介「明治初期における「司法」の展開過程に関する一試論」(『法九九三年。初出は『法学新法』八三―七・八・九合併号)、毛利敏彦『江藤新平』(中央公 年)、大久保泰甫『ボワソナアド』(岩波書店、一九七七年)などでも指摘されている。六年)、三日月章「司法制度」(石井紫郎編『日本近代法史講義』、青林書院新社、一九七二郎「近代的司法制度の成立と外国法の影響」(『早稲田法学』四 ニーー・二、一九六野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」(『日仏法学』一号、一九六一年)、中村英野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」(『日仏法学』一号、一九六一年)、中村英 福島正夫「司法省職務定制の制定とその意義」(『福島正夫著作集』一巻、勁草書房、

る務を執行している。佐佐木の出国後は宍戸璣が司法少輔から大輔へと昇進し、省務を執 は不在であるが一八七一年一○月の岩倉使節団出国までは、佐佐木高行が司法大輔として 期としては、一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 りの構想について言及していく。 長の構想について言及していく。 長の構想について言及していく。 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるという課題を抱えている。本稿ではこの課題を検討するため、司法省官 原が不明確であるという課題を抱えている。本稿ではこの課題を検討するため、司法省官 経済を執行している。佐佐木の出国後は宍戸璣が司法少輔から大輔へと昇進し、省務を執 についての考 には、一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は不在であるが一八七一年七月九日の司法省設置から一八七二年四月を指す。この時期、卿 は、江下、「本社」として定義する。時 は、江下、「本社」として定義する。時 は、江下、「本社」として定義する。時 は、江下、「本社」として定義する。時 は、江下、「本社」としてにおいて、 は、日本によった。 は、日本に 行している。

註(2)参照。

法省についての検討が希薄になっていったものと思われる。おり(六四一頁)、『江藤南白』の記述に基づき、その後の法制史研究においても草創期司おいては章程が僅かであり、実務が緒についておらず、職権の範囲が狭小であるとされて々例えば、的野半介『江藤南白』上巻(南白顕彰会、一九一四年)には、草創期司法省に

∞ 門松秀樹『開拓使と幕臣』(慶應義塾大学出版会、二○○九年)、柏原宏紀『工部省の研》のような改革が実施されたのか明らかにしていないという点でも説得力に乏しい。省の改革が行われていたと指摘しているが、その論拠や事例も挙げられておらず、明確に 省の改革が行われていたと指摘しているが、その論拠や事例も挙げられておらず、明確に省の改革が行われていたと指摘しているが、その論拠や事例も挙げられておらず、明確に佐佐木司法大輔のもと漸進的改革を行っていたとしている。しかし、笠原氏は草創期司法佐佐木司法別のでは笠原英彦『明治国家と官僚制』(葦書房、一九九二年) が、また、草創期司法省については笠原英彦『明治国家と官僚制』(葦書房、一九九二年) が、

編『維新政権の創設』、有志舎、二〇一一年)。編『維新政権の創設』、有志舎、二〇一〇年)、同「開明派官僚の登場と展開」(明治維新史学会究』(慶應義塾大学出版会、二〇一〇年)、同「開明派官僚の登場と展開」(明治維新史学会

西洋的思想を有するからといって近代化に抗っていったのではなく、近代に順応しようと物によっても近代的制度が構想されている点が述べられている。真辺氏の指摘からも、非一年)において、西洋と非西洋が必ずしも対立するのではなく、非西洋的思想を有する人 官僚の政治思想ではないものの、近年では真辺将之『西村茂樹研究』(思文閣、 <u>=</u>

-- 多田好問編『岩倉公実記』中、する点も見逃せない問題であろう。 八三五頁(原書房、 九六八年復刻。 初版は 九〇六

明治三年の政局については、 松尾正人『維新政権』(吉川弘文館、 一九九五年)、 司 『廃

一九八五年)などが詳しい。二〇〇〇年)、坂野潤治・宮 宮地正人編 『日本近代史における

した点については、勝田政治『廃藩置県』(講談社、二○○○年)などが詳しい。書房、一九八四年初版〉)に詳述されているほか、政府が地方の政治制度を画一化しようと□∞ 地方官の独断については、佐々木克『志士と官僚』(講談社、二○○○年〈ミネルヴァ によると、「建国策」は諸参議の意向を折衷したものとされている(松尾正人『維新政権』) - 2 松尾正人「明治初年の国法会議」(『日本歴史』四二一号、一九八二年)。また、

14 文部省『維新史』五巻、三九六~三九八頁(明治書院、一九四一年)。

「明治三年建国策之件」)。作成時期は一八七〇年六月。「建国体云々江藤胤雄議」(国立国会図書館憲政史料室所蔵「岩倉具視関係文書」収録

八月〉)。なお、目録上の史料名は「省務章程伺」 - ^ 「奉伺省務ノ章程相立度儀ニ付伺」(国立公文書館所蔵「公文録」明治四年司法省伺 (七・ 「政治制度上申案箇条」(江藤家所蔵「江藤家文書」)。作成年は一八七〇年閏一〇月。

18 前掲「奉伺省務ノ章程相立度儀ニ付伺」。

改革ノ大旨ニ基キ欧州各国ノ政体ニ依リ諸法条例本省ニ於テ編録致シ候儀ニ付伺」。19 前掲「諸法条例編纂ノ儀伺」。本文書の作成年月日は一八七一年八月。なお、原題は

職務定制の制定とその意義」、前掲毛利『江藤新平』など。 20 前掲野田「明治初年におけるフランス法の研究」、前掲中村「近代的司法制度の成立と 外国法の影響」、前掲三日月「司法制度」、前掲大久保『ボワソナアド』、 前掲福島「司法省

いるものでもない。 史料が使われていないという点においても、実証に耐えるものでも、学問的水準に達史料が使われていないという点においても、実証に耐えるものでも、学問的水準に達司馬遼太郎「歳月」(『司馬遼太郎全集』二三巻、文芸春秋社、一九七二年)であり、おけるフランス法受容について貢献した点を述べているものの、氏が論拠としているおけるフランス法受容について貢献した点を述べているものの、氏が論拠としている 法学」(『一滴』七号、一九九九年)がある。しかしながら、小笠原氏は、箕作が司法省に22 箕作がフランス法に造詣が深かった点については、小笠原幹夫「箕作麟祥とフランス株式会社、一九〇九年)。津田真道は、一八七一年一一月に司法省中判事に任命されている。21 箕作麟祥が司法省に出仕したのは、一八七一年九月(大槻文彦『箕作麟祥君伝』丸善 氏が論拠としているのは 学問的水準に達して

ろう。 名に「宍戸司法大輔」とあることから、一八七一年一一月224 国立国会図書館憲政資料室所蔵「宍戸璣関係文書」。作23 津田真一郎『泰西国法論』(江戸開成所、一八六八年)。 一八七一年一一月から一八七二年五月のものであハ戸璣関係文書」。作成は、「七日」とのみある。宛

内閣記録局編『法規分類大全』第一編、官職門、 第一〇冊、 一九巻、 五頁 (一八九一

二年三月二〇日。 26 国立国会図書館憲政資料室所蔵「宍戸璣関係文書」。「宍戸璣宛伊丹重賢書簡」。 一八

あろう。 は、一八七一年一二月一四日付工部省上申(前掲『法規分類大全』六頁)に基づくものでされていた(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」収録「左院事務章程案」)この構想 左院内の構想では、法律の運用にあたり、「左院ヨリ司法省二臨」むことも企図

一九九三年)。

たとえば、菊山『明治国家の形成と司法制度』一三五頁。菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(御茶ノ水書房、

31 前掲菊山『 『明治国家の形成と司法制度』一三五宮、前掲笠原『明治国家と官僚制』など。 一三五頁。 前揭柏原 「開明派官僚の登場と展

なお、 この時期、 木戸孝允から三条実美に宛てて、 弾正台の人事を刷新する意見書が

一八七〇年一一月一〇日)。 (国立国会図書館所蔵 「三条実美関係文書」 収録、 三条実美宛木戸孝允書

四頁、 背景には、 司法台ヲ置キ一等裁判所トスヘキ事」(日本史籍協会編『大久保利通関係文書』四巻、 して「弾正台廃シ、 また、最終的に弾正台と刑部省を統合した上で司法省を設置することに決した背景には、 の意向が働いたものと思われる。司法省設置直前の七月三日に岩倉は佐佐木高行に対 一八七一年六月)とする意見書を提出していた点があった。 一四七頁、 前述の江藤新平「建国体云々江藤胤雄議」の他、大久保利通が「弾正刑部合併 一八七一年七月三日)とする意見覚書を見せている。この意見書起草の 刑部省廃シ、司法台ヲ被置候事」(東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』

七一年七月一二日)。 と考えられる(前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、一五七~一五八頁、一八相違ではあるが、刑部省の官員の方が多く採用された要因は、佐佐木の企図があったもの、このように政府では弾正台と刑部省を合併する構想が大半を占めていた。なお、若干の

一 二 日。 ∞∞ 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、 一五七~一五八頁。 一八七一年七月

前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』四巻、四九八頁。一八七〇年一二月二〇日前掲多田『岩倉公実記』中、八三五頁。

拙稿「明治初期の思想状況と旧刑法の意義」(『国士舘史学』一七号、 二〇一三年)。

賢・得能良介である。なお、同様のものが前掲的野『江藤南白』下巻、一七~一八頁にも田英世・樺山資綱・島本仲道・箕作麟祥、司法少丞は渡辺驥・岸良兼養・河野敏鎌・丹羽六年司法省伺〈一・二月〉。司法大小丞によって作成されたもの。この時期の司法大丞は楠 収録されている。 「司法省定額金二付御達」、一八七三年一月二五日(国立公文書館所蔵「公文録」明治

おいて詳述している点もある。 「明治初期の政局と裁判所設置構想」(『ヒストリア』二三四号、 二〇一二年)

九年)を参照されたい。 39 明法寮での法学教育については、手塚豊『明治法学教育史の研究』(慶応通信、 一九八

八月〉。 「明法寮ノ儀ニ付伺書」(国立公文書館「公文録」明治四年正院宛司法省伺、 本文書は一八七一年八月に作成されたもの。 (七月

はないが、 ている。 二月頃のものと推定できる。 41 法務省法務図書館所蔵「教師質問録初編」収録。 3のと推定できる。また、箕作は一八七〇年頃にドラクールチーの著作を翻訳し同じ簿冊に収録されている他の文書の年代から、一八七一年八月から翌年一・法務図書館所蔵「教師質問録初編」収録。文書の作成年月日については定かで

ードら御雇外国人を中心にフランス法による講義が行われていたことが指摘されている。についても詳述されている。手塚氏によると、一八七一年の司法省ではブスケ・ボワソナ42 このほかに明法寮における講義内容については、前掲手塚『明治法学教育史の研究』 4∞法務省法務図書館所蔵 作成年は未詳だが、前掲福島「司法職務定制の制定とその意義」 一八七二年二月頃に作成されたものとある。

陸軍においてフランス式の軍事制度が導入された点については、 二〇〇七年)などに詳述されている。 梅渓昇『お雇外国人』

45 日本史籍協会編『百官履歴』下、五二五頁。

種臣は、後年、次のように回想している。4~ 箕作がフランス刑法を翻訳し始めたことについて、4~ 箕作麟祥口訳『刑法』(一八七〇年)。 次のように回想している。 その時期に参議の任にあった副島

即ち仏国那翁法典の原書を求めたるに、 之を横浜

であつた。(副島種臣「副島伯経歴偶談」(島善高編『副島種臣全集』二巻、 箕作麟祥氏に該「ナポレオンコード」 四二三~四二四頁。初出は『東洋協会会報』四四号、 の翻訳を命じた。此一事は明治二年の事 一八九八年)。 慧文社、

法典編纂の際、念頭におかれていた。 このように、副島によると、自身が箕作に命じてフランス刑法の翻訳を行わせていた。 実際に民法の一部がドイツ民法の基礎となったほか、オランダやイタリアにおいても

は、箕作と津田真道のみである。一九七六年)を併読しても、この時期までに洋書の翻訳に携わった形跡がある司法省官員れている程度である。また、「官員録」と三橋猛雄『明治前期思想史文献』(明治堂書店、たらない。わずかに、一八七二年から出仕した名村泰蔵が幕末期にオランダ通詞に任命さたらない。わずかに、一八七二年から出仕した名村泰蔵が幕末期にオランダ通詞に任命さる。前掲日本史籍協会編『百官履歴』上下を見ても、政府で訳官に任命された人物は見当49 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、二一二頁。一八七一年一〇月一五日。49 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、二一二頁。一八七一年一〇月一五日。

なっていったものと思われる。また、英米法における私法が慣習法によるものであるのに英米法ではなく大陸法が念頭に置かれ、大陸法の中でもフランス法に基づく構想が優位に 底にあるものと思われる。また、オランダ法からフランス法へと転換した背景には、オラ(東京大学出版会、二〇一〇年)が指摘するように、近世以来続くオランダとの関係が根法の受容が優位であった。その背景には、大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』51 この時期、英米法よりも前掲津田『泰西国法論』などのように、日本においては大陸 対し、大陸法における私法は実定法である。 れる。実際に近世においてオランダがフランス領に編入されたことが認識されている(岩ンダがフランスの植民地に編入されていた点が日本においても認識されていたものと思わ 下哲典『江戸のナポレオン伝説』中央公論新社、一九九九年)。 こうした点を背景にして、

52 前掲大槻『箕作麟祥君伝』、 にて行われたもの。 九六頁。 この演説は一八八八年九月一五日に明治法律学校

53 明治六年政変後の法典編纂については、 いて民法編纂や大審院設置が行われた点を詳述している。 前掲菊山『明治国家の形成と司法制度』にお

第一章 明治前期の財政と裁判所設置構想第Ⅱ部 明治前期の政局と近代法制度の形成

#### はじめに

法省の根幹をなす政策である裁判所の設置があった。 省との対立や刑法典論争を引き起こす。とりわけ、 司法省は急進的に近代法制度の整備を企図し、 留守政府期の予算紛議の背景には、 同時期の政局において、

えず完結したと評価した。 卿期の裁判所設置を江藤司法卿期の政策の延長線上に捉え、 なかで菊山正明氏は大木司法卿期の司法制度整備を検討した。その中で菊山氏は大木司法 対立が惹起した点2が強調されてきた。すなわち、留守政府期特有の政治問題を考察すると 着手していったとする点1や、裁判所設置に向けての財源をめぐって大蔵省と司法省の間で これまでの研究においては、留守政府期、 いう問題関心の文脈のなかで、 そのため、 先行研究においても裁判所の設置は、 裁判所の設置は言及・検討されてきたといえる。そうした 司法省は司法権の独立を企図し、 留守政府期を中心に検討されてきた。 大審院の設置によってとりあ 急進的改革に

した政策である裁判所設置構想を、その時々の政局に位置づけることを試みたい。 司法卿期の特色を相対化してこなかったのである。こうした課題を踏まえ、司法省の一貫 すなわち、 法卿期とは関連のない旧刑法の制定などは政局との関連のなかで位置づけてこなかった。 法卿期に軸足を据えてきた。そのため、これまでの研究では、その後の政治過程や江藤司 しかしながら、 近代法制度の導入過程を検討するという課題を有しつつも、司法省研究は江藤 明治初期の司法省研究は急進的に近代法制度が導入されていった江藤司

政変を経ることで司法省では官員の転出入が頻発する。こうした点から官員が異動するこ は法典の編纂と裁判所の設置であり、 法省のなかで、 とにより、 こうした点を踏まえ、本章では維新政権期から大久保政権期までの裁判所設置構想が司 司法省の政策が変質―あるいは挫折―する可能性を有していたといえる4。 どのような位置にあったのかを再検討する。この時期、 一貫した省務を司っていた。その一方で、 司法省の基幹業務 明治六年

## 一 司法機関としての裁判所

司法機関として認識されるにいたる過程を本節で明らかにしていきたい。 って関東一帯を中心に裁判所の設置が進む。明治期以降に成立した概念である裁判所が、 本節では維新政権期における裁判所構想を検討していきたい。留守政府期、 司法省によ

して、 いう概念が多岐にわたるものであったと考えられる。 近世期、刑事事件の裁判や民間の訴訟は、奉行所において取り扱われていた。 明治初年に開港場に設置された裁判所は、 地方行政を取り扱う機関とされ、 例えば、 八六八 (慶応四) それに対 年二月 裁判と

所は必ずしも司法のみを専門に取り扱う機関として認識されていた訳ではなかった。 に設置された兵庫裁判所の職掌は、 /制圧、旧弊の改善、人材登用にあるとされている5。すなわち、 公事・訴訟の裁決、百姓撫育、 明治政府発足当初、 旧幕領の取調、

eが提出される。 が考えられる7。 備が企図されていることから、裁判所を司法制度整備の文脈でとらえようとしていたこと 所トスへキ事」とする意見を提起する。この時期、刑部省では法典編纂などの法制度の整 (明治三)年閏一〇月、大久保利通と江藤新平の連名で三条実美に「政治制度上申案箇条」 司法機関として裁判所が認識され始める契機はいつの時点であろうか。 ここで江藤と大久保は、 「刑部・弾正ヲ合テ司法台ヲ置キ、是ヲ一等裁判 一八七〇

述が見受けられる。 認識していたものと思われる10。江藤はすでに「政治制度上申案箇条」 起草の段階から 「和 蘭政典」を参照していたのではないだろうか。「和蘭政典」第百六十二条には次のような記 が神田孝平訳「和蘭政典」を参考としており、 会議8に先立ち、「国法会議の議案」9を起草する。「国法会議の議案」起草に際して、江藤 江藤は「政治制度上申案箇条」提出から一ヵ月後、政府中枢で国家構想を決定する国法 江藤らは裁判所を西洋的制度の一つとして

為に別段律法を立て之を取消すべし11。 ふべし。若し裁判所の指図及ひ裁決等に律法に違背せる処あらは、 大裁判所にて諸裁判所を監察し、作法乱れす、 獄事滯なく律法行はるゝ様に督責を加 大裁判所にて之か

裁判所が司法機関として認識されていることがうかがえる。 基づき裁決を下すことも示している。また、この箇条は目次中の「第五編 第一段、刑法総則の事。第二段、大裁判所及び刑法官の事。」に分類されていることからも、 この箇所は大裁判所について言及したものではあるが、諸裁判所が刑法を意味する律法に 刑法事務の事。

て司法機関については次のように記されている。 裁判所を司法機関とする記事は見受けられない。 西洋の政治制度を紹介した書籍のなかで、「和蘭政典」以前に執筆されたものからは、 例えば、 加藤弘蔵「立憲政体略」にお 65

司法権柄トハ律法ノ司掌スルノ権柄ヲ云フ。益々国家ノ律法ヲ定メ問官ヲ立ル ノ悪念ヲ禁シテ人ノ自脩ヲ許ス所以ナリ。 別二司律 一府ヲ置テ、 之ヲ掌ラシム。 故二此権柄ヲ以テ立法施政ノ二大権柄ニ並 但シ大中小数院ニ分ツ。 全国ノ律法ヲ Ϋ́, 人

裁判所を司法機関として位置づける契機の一つとなったものと考えられる. 裁判所という概念は司法機関と同義のものとして必ずしも一致するものではなかった。こ の時期、 傍線部にあるように、 所を司法機関とする記述は管見の限り見受けられない。このことから「和蘭政典」 西洋の政治制度を紹介する書籍は少なく、津田真道訳「泰西国法論」などにも裁 加藤は司法機関を「院」と翻訳しているように、「和蘭政典」以前、

内では地方行政一般を担っていた裁判所を司法に特化する機関として認識することになっ ここではひとまず、 一八七〇年に提出された江藤と大久保の意見書を契機として、政府

ったのであろうか た点を指摘しておきたい。 では、 司法機関としての裁判所の設置はどのように展開し

# 二 草創期司法省における裁判所設置構想

認識されるに至った。しかし、 量刑基準が一定しないような状態にあった。 一八七〇年を画期として、「和蘭政典」や江藤新平によって、 この時期の司法制度は近代的法典の整備が進まず、 裁判所は司法機関として

待されていたことから、司法省では裁判所設置と法典編纂の二つが課題となっていた。 治四)年七月、統一的司法制度の確立を目指して司法省が発足する。司法制度の創出を期 それを受けて、 政府内でも統一的な司法制度の整備が企図されはじめる。一八七

て次のように述べている。 草創期司法省13の長官であった佐佐木高行は、 裁判所設置と法典編纂の優先順位に つい

シ、諸裁判所ハ、先ツ東京丈ハ司法省へ取纏メ、追々二府五港ニ及候様可致、 律家モ無之、法律モ先無之位ノ事ナレハ、 ノ光景ニテハ、 司法省ト相成候ヨリ、 百事一時二施行、 全国二裁判所ヲ置キ、 急敷、 依ツテ、 一朝一夕二ハ行ハレ申間敷14 裁判権ヲ一ニ帰スル事当然ナレ共、 急務ハ、 法律諸規則ヲ編成ニカヲ尽 乍併法

いない。 題としている。このように、 設置するという漸進的な設置を提案している。その一方で佐佐木は法典編纂を最優先の課 この日記の中で佐佐木は、「諸裁判所ハ、先ツ東京丈ハ司法省へ取纏メ、追々二府五港」に 【表五】に見られるように、この時期、裁判所の設置は全くといって良いほどに進展して その背景に佐佐木の意向があったものと考えられる。 佐佐木は裁判所の設置に積極的でなかったものと思われる。

渡米した後に司法省から正院に宛てられた伺には次のようにある。 官員はどのような構想を持っていたのであろうか。佐佐木が岩倉使節団に随行する形で、 では、 裁判所設置を漸進的な方針に止めようとする佐佐木に対して、この時期の司法省

員ヲ分チ其権限ヲ定メ事ノ大小区別ヲ立テ裁判イタシ候へハ、訟獄速ニ清理シ人民ノ 京大阪両府モ右ニ准シ、 便二可相成見込ヲ以テ各区裁判所章程別紙ノ通、粗取調相伺候。 東京裁判所事務最繁劇ニ付西洋三等裁判所ノ例ニ倣ヒ、先以テ各区へ支局ヲ設ケ、官 程取調可伺出候間、 至急御評決相成度、 随テ五港其外諸県土地大小ノ事務繁簡ニ随ヒ、順序ヲ以テ章 此段相伺候也<sup>15</sup> 御採用相成候ハヽ西

的なものへと変化していることがわかる。 めたものである。ここでは、 この史料は一八七一年に司法省管轄となった東京裁判所に支局を設けるとする構想をまと 大することを企図している。また、ここでは裁判所が 区裁判所ではあるものの、諸県にまで裁判所の設置範囲を拡 「支局」を有するとされ、 より具体

と考えられる16° この史料が岩倉使節団派遣後に起草されたという点から、 裁判所に 「支局」 を設け、 それを各県に設置するような体系的な司法制 司法省官員の起草によるもの

## 三 江藤新平と司法省官員

目的において、合意する余地があったことを示しているエァ。 このことは、 草創期司法省においても司法省官員によって裁判所設置が企図されていた点を指摘した。 前節では江藤新平が「和蘭政典」に基づき、司法機関としての裁判所を構想した点と、 江藤司法卿就任後の司法省において、江藤と司法省官員が裁判所設置という

た大隈重信大蔵省事務総裁就任後の動向についても検討を加えていきたいユヒ。 政府期以降どのような展開を見せていくのであろうか。従来の研究で言及されてこなかっ 草創期司法省において佐佐木高行らによって停滞させられていた裁判所の設置は、

提出する。 卿期、三五ヶ所―県裁判所二〇ヶ所、区裁判所一五ヶ所―もの裁判所が設置され、 おこす。大蔵省の独断で成立した予算をうけ、江藤は予算増額を目的とした抗議の辞表を においても予算の寡少が問題とされていく。各省と大蔵省との間で予算編成が問題化した 一八七三(明治六)年、司法省もまた裁判所設置の予算をめぐって大蔵省との間で紛議を 江藤司法卿就任以降、裁判所は急進的に各地に設置されていく19。司法省では江藤司法 ここでは正院に宛てた江藤の辞表を通して、司法省の見解を見ていきたい。

成に付、 当惑の仕合。 其他の手続、 相運可申哉。 県定額金数の内、本省並に三府十二県裁判所に係る費用は、金九十六萬五千七百四十 相立申候。(中略) 本省並に三府十二県の裁判所丈にさへ、 不足の金数を定額と御定相 四両と六千元に相当り御達しの定額にては五十一萬五千七百四十四両と六千元の不足 七萬六百二十両と六千元不足相立、且又、先般本省より申立候、本省並に三府七十二 て一箇年の積りを立候処、 目的不相立訳は是迄相運び候三府十二県裁判所に於て、去年十一月一箇月の費用を以 臣某謹白、先般本省定額一年四十五萬両に被相定候旨御達有之、右者御請難仕旨申上 (中略) 然者四十五萬金之外は一切無之、是を以て事務可相纏見留相調候処、 御聞済に相成候事と奉存候、 色々愚考仕候得共、迚も各区裁判所を設け、或は検事、検部の出張等、 (後略) 不相運(中略)前文申上候通、章程等又は三府三十二県に裁判所取設候 仮令府県裁判所は取設候共、各区裁判所、 20 五十二萬六百二十両と六千元に相成 右夫々の出張及定額御減定相成り候義に付ては 具 検 事 御達の定額にては 更に

想であり、江藤司法卿就任以前に佐佐木高行が示した方針に比較すると、 ることがうかがえる。江藤の裁判所構想は、「三府三十二県」に設置するとする急進的な構 経常費に加え「三府三十二県に裁判所取設候」として、 ここでは、当初、大蔵省が司法省に提案した四五万円では、五一万円の不足を生じる点と、 くなっている。 裁判所の増設を江藤が企図してい 裁判所設置の優

シ司法台ノ出張宰判処ヲ置キ、 之ヲ二等宰判トス。其以下州コトニ宰判ヲ置ク、 <sup>(マト)</sup> 之ヲ三等

字判トス。 える。 とを構想している。 「先以テ各区へ支局ヲ設ケ」22ることを構想していた司法省官員とも近いものであるとい 郡宰判ハ四等ナリ。 また、この構想は二等裁判所や三等裁判所を想定していることから、 皆司法台ニ総フヘシ」として、 各地に裁判所を設置するこ

## 四 司法省官員の政治行動

中心的役割を果たした島本仲道らは、 する官員であったものと思われる23。 事業が中心的省務として企図されていたことから、 する官員に分別することができる。草創期司法省において、各国の法典を参考にした編纂 島本仲道らと、法典編纂のために新たに任用された箕作麟祥・津田真道ら西洋的知識を有 ても裁判所設置構想が持ち出されたものと思われるユム。 時期の司法省官員の多くは、弾正台と刑部省出身で占められており、旧来的思想を有する していないために省務の中心から外れており、そうした省内での立場を挽回する手段とし 次に本節では江藤司法卿期における司法省官員の構想について言及していきたい。こ それに対し、後述する江藤司法卿期の裁判所設置に 草創期司法省においては語学などの西洋的知識を有 司法省の中心は箕作ら西洋的知識を有

る裁判所設置構想は江藤新平の構想と合意する余地があったといえる。 官員側にも裁判所設置の必要が認知されていたものと思われる。 すでに述べたように、草創期の司法省では、裁判所の支局についても構想が及んでおり、 た翌日には、司法大少丞から「司法定額金ニ付御達」25が正院に提出されている。 また、 江藤が辞表を提出 こうした官員によ

渾て其緒を失ひ候都合に立到り、 所存の次第は書取を以て申上候末、私共出省当用事務取扱候得共、是迄相定候条件、 水泡に帰する而巳ならず、 多少の窒礙を可生と存候。 卿江藤新平見込之趣、 人民の有らん限りは 陳述の上、 此侭荏苒打過ては、 辞職相願、 一日も欠ぐべからざる裁判事務に於 大輔福岡孝弟は所労にて出頭不仕 第一成功に垂んとするの事業

べからざる」ものとして、 った裁判所の設置であろう。また、傍線部にあるように裁判事務については、「一日も 置することを企図してことから、「第一成功に垂んとするの事業」とは、 垂んとするの事業」を推進できないとしている。この時期、司法省では各県に裁判所を設 この史料は江藤が提出した辞表の背景にある予算紛議の早期解決を正院に促したものであ 認識をしめしている。 ここで司法大少丞は、江藤の辞表と福岡孝弟司法大輔の欠勤を受けて、「第一成功に このように裁判所の設置のための予算確保を求めて、 司法省官員も裁判事務が司法省にとって不可欠な政策であると 江藤の辞表にもあ 司法省では

江藤と司法省官員が一枚岩となっているように思われる。

江藤が司法卿に就任する際、佐佐木高行の日記には次のような記述が見える。

(江藤が司法卿に任じられたことを受けて)井上ハ江藤ノ為人ヲ能ク知ラザルヨリ、 法省ガ因循トカニテ、 迚モ只今ノ佐佐木トカ宍戸トカニテハ埒明ヌトテ、 江藤ヲ司

法卿二推挙シタル由、 其節渋沢ハ、 江藤ハ行政ノ人アラズ迚、 井上二ハ不同意ノ由、

尤モ江藤ヲ推挙シタルハ、 司法省中ヨリモ島本・ 河野等申合27。

心となって裁判所の設置を構想していったのではないだろうか。 法定額金二付御達」にも島本がかかわっていることから、司法省官員のなかでも島本が中 置を構想していた江藤が就任したものと思われる。江藤の辞表後に正院に提出された「司 がうかがえる。 この史料からは、江藤の司法卿就任に島本仲道・河野敏鎌ら官員の働きかけがあったこと 裁判所に本格的に着手したいとする官員の意向により、 かねて裁判所 の設

ように進展していくのであろうか。 行して設置していっている点である。 設置が急進的に推進されていた。また、江藤司法卿期の特色は、 設置状況からもうかがえる。【表五】【表六】からは、この時期、二〇ヶ所の府県裁判所と 一五ヵ所の区裁判所が設置されていることがわかる。草創期司法省と比較して、裁判 裁判所の設置をめぐって司法省が一枚岩となったとする点は、 では、 裁判所構想は予算紛議の鎮静化を経て、 府県・区の両裁判所を並 江藤司法卿期の裁判所 所の 0

# 五 予算紛議後の大蔵省と司法省

参議に転任したものの、福岡孝弟司法大輔と司法省官員によって裁判所設置が継続されて 就任する。 月の江藤新平ら各省長官の参議転任と井上馨大蔵大輔の辞職によって鎮静化する。 開化政策を企図する各省と予算規模の抑制を企図する大蔵省との対立は、 その一方で、 大蔵省では井上大蔵大輔の辞職により、 大隈重信が大蔵省事務総裁に 一八七三年五

二日も司法省は正院に宛てて従来通り経費を要求している。 れたものの、 予算紛議の影響を受けて、静岡・浜松・額田・滋賀・三重の各県裁判所の開庁が延期さ 予算紛議以降も司法省では経費要求が継続していた。 井上の辞職後の六月一

当省経費金之儀、 餘金無之、 已二月首以来贓贖金ヲ以流用致し居候儀ニ付、 先月ハ八万円御渡相成処、 当六月分先七万円御渡相成度、 至急御渡し相成度此段申置 尤少しも

六月十二日 司法大少丞

史官御中28

引き続き省務の運営が行われていたものと思われる。 ものであり、司法省によって経費額が決定する以上、江藤の参議就任後も司法省官員によ ものである。 この史料は、 大少丞は、江藤司法卿期から異動がないことから、裁判所設置を念頭におく官員によって って、これまでの省務の継続を可能とするものであった。 この経費要求の方法は、司法省主導で司法省予算を決定することを意味する 大蔵省主導で決定された予算案ではなく、 司法省から経費が要求されて なお、 この要求を提出した司法

のような政治判断を下していくのであろうか。大蔵省は司法省の経費要求に対して、 ような返答を正院に提出している。 では、予算紛議以降も従来の経費金要求の方法を踏襲する司法省に対して、大蔵省はど 次の

蔵省へ御達案共相窺申候29。 歳費ヲ排月ニ分割シ当月分金五萬円御下渡相成可然ト存候、 **迚量為ノ目途ヲ閣キ申立之通相渡候儀ニモ無之、就テハ過日約略概算y御内規ヲ以テ** 順二相運候得共、兎角定額金未定ヨリ無益ノ手数相懸リ加之無用ノ往復ヲ費シ、 稟議尋一月已来毎月御渡シ相成候。金額遣払勘定帳追々為差出、 司法省上請経費金之儀ハ既ニ先月分八万円之内、初度四万五千円御下渡之節、 ハ簿記ノ錯綜ヲ醸シ不都合ト存候得共、今般申請ノ如キ事情切迫難捨置儀ニ有之、去 因テ同省へ御指令并二大 則大蔵省於調査ノ手

増設を含意する―に肯定的であったものと思われる31。 決して少小にあらす」%として、司法省によって司法制度が確立する以前の状況を批判的 年、大隈は「地方官をして其地方の行政と裁判とを併せ管せしむるよりして生する弊患は、 実際に大蔵省主導で決定した一八七四年の司法省予算額は、前年度予算に比べ増加してい 議尋を行い、歳費を月毎に分割することで司法省の予算要求を容認する姿勢を示している。 ここで大蔵省は定額金の未定により、 に振り返っている。大蔵省事務総裁であった大隈は、行政権からの司法権独立―裁判所の こうした大蔵省の政治判断の背景には、大隈の政治思想があったものと思われる。後 事務が錯綜している状況に不満を持ちながらも、

本節では、予算紛議後の大蔵省で司法省の政策を容認する傾向がある点を確認した。こう した点から、 大隈の意向もあったためか、 ったものと思われる。 明治六年政変以前、 大蔵省では司法省に対する反感はみられなくなってい 司法省の方針が予算編成によって変化していく可能性は

#### 六 司法省の漸進化

動が断行される。 明治六年政変以降、 留守政府期、 裁判所設置は優先度の高い政策とされ、各地に裁判所が建設され 明治六年政変以降、 司法卿には大木喬任が内定し、 裁判所の設置はどのように展開していくのであろう 大木司法卿就任を契機に多くの人事異 ていく。

大木司法卿期、各県裁判所の設置は停滞していくものの、各区裁判所の設置は継続する。

を申し出た背景について検討していきたい。 可されるかたちで、 一八七六 設置中止が正式に決定する。 (明治九)年五月一八日に正院に宛てられた「司法省伺」32が認 本章では司法省側が各県裁判所設置中止

期司法省に出仕していた佐佐木は、 法省復帰後、次のような意見書を提出している。 企図していた。江藤司法卿期以降の急進的な裁判所設置を目の当たりにした佐佐木は、 明治六年政変後、大木喬任の司法卿就任と佐佐木高行の司法大輔復帰が決定する。 既に指摘したように裁判所を漸進的に設置することを 司

庁ノ聴断ヲ仰ガザルヲ得ズ、爰ヲ以テ其規則一定ナラザルナリ、 未ダ之ヲ設置セラレザルモノ多シ、即チ某地方ハ司法派出ノ裁判所ナキガ故ニ、其県 府県設置ニ就テノ意見、 ノ制ハ、其ノ体裁ヲ得ザルヲ以テ、既ニ府県裁判所ヲ設置セラレタル 新二毎地方ニ裁判所ヲ置カントスルトキハ 左ノ如シ、現今の景況毎府県二行政・司法 只其冗費ヲ増スノミニシテ、 今遽ニ之ヲ一定セン ノ所アリト雖モ、 ノ権務ヲ兼掌スル

### テ其ノ成蹟 ナカルベシ器

保利通は、 判所の設置に難色を示す佐佐木の司法省復帰だけでなく、この時期、司法省では江藤司法 図る意向があったことも指摘しておきたい。 大木司法卿期には司法省内部に裁判所設置が停滞する要因があったことを指摘できよう。 ここで佐佐木は「冗費ヲ増ス」ことを理由に裁判所設置に反対する意見を述べている。 卿期に裁判所設置を構想していた福岡孝弟や島本仲道が下野しているム。こうした点から 佐佐木司法大輔がこうした見解を示していただけでなく、政府内でも司法省の漸進化を 司法卿人事について岩倉具視と次のように相談している。 この時期、 政府を指導する立場にあった大久

(前略) 司法卿人撰之処者、 大久保 〔一翁〕・大木 〔喬任〕・佐々木 [高行] 何連へも

二出テ、 坐ましと奉存候。大久保を吹挙申上候趣意者、 決定致兼候付、 大に可然敗与存候迄二御坐候號。 此上ハ御見込も可有御坐与申談候。 司法省一旦之紛雑を治ルニハ凡而公平 大木・ 佐々木八格別之得失も有御〔ママ〕

ぐる争いを指しているものと思われる36。この時期、司法省は京都府との紛議だけでなく、 筆頭候補に挙がった理由として、「司法省一旦之紛雑を治」める必要があるとしている。こ 向を踏まえる必要があったものと思われるタァ。 いたものと思われる。こうした点から司法卿に就任した大木にとって、 で起きた問題であり、 大蔵省との間で前述の予算紛議も起こしている。これらは司法制度の整備を推進する過程 こで記されている「司法省一旦之紛雑」とは、 ここでは、 大木のほか佐佐木と大久保一翁も司法卿の候補に挙がっている。大久保一翁が 政府首脳はこれらの問題の発端となった司法省の漸進化を企図して 京都府との間で起こった司法権の独立をめ 司法省漸進化 の意

このように大木司法卿期は、 司法省内外から政策の転換が迫られており、 裁判所の設置

座に裁判所設置が漸進化していったわけではない。 が漸進化する要因があったのである。 しかしながら、 司法省内外からの要請によって、

が、県裁判所の六〜七分の一程度であることがわかる。司法省内での裁判所設置反対論が、 あったものと思われる。【表七】【表八】の各裁判所の経費を比較すると、 た点に特色があるといえる。その背景として、県裁判所と区裁判所にかかる経費の違いが 藤司法卿期に比較して減少したものの、 に推進していったのである。 うか。司法省内からは「冗費」を理由とした反対論が起こっていた。 「冗費」を根拠とするものであったことから、 積極的に統廃合も進められている。大木司法卿期は区裁判所の設置を積極的に推進し 大木司法卿期における裁判所設置構想の特色とはどのようなものだったのであろ 一八七六年までに九ヶ所の県裁判所が設置されていく。県裁判所の設置数は江 区裁判所の設置は一八ヶ所に上り、 経費がかからない区裁判所の設置を優先的 その一方で大木司法 区裁判所の経費 設置だけでな

### 七 大蔵省の政治判断

省にどのような政治判断をくだしていくのであろうか。 司法省内外で司法省の漸進化が企図されていたことは前節で既に述べたところである。 司法権の独立を期待していた大隈重信を中心とする大蔵省は、 大木司法卿期の司法

蔵省側から裁判所の設置について、次のような意見が上申されている。 政策についても大きな影響を与えることになる。司法省もまた例外ではなく、 増大による路線変更が求められることになる。台湾出兵翌年の一八七五年八月一九 行動により、 大木司法卿就任後、間もなく政府は佐賀の乱・台湾出兵に直面する。これら二つの軍事 支出の増大が問題化することになる。 台湾出兵による支出の増大は、 財政支出の 各省の 日

伺出候得共、 訳ニモ無之、 夥大殆ト国用ノ難支ヲ慮ルノ際ニ付、既ニ上申面長崎・箱館区裁判所設置ノ儀、 (前略)先般御指令有之候迄ニテ、素ヨリ東京府下之外ニ府五港へ設置断然御決裁 仍テ御指令案ヲ草シ、 当分御見合之積上議仕置候通二付、 加之上申面五港二切近ナラザル地方二設置ノ廉モ相見、且方今費途漸ク 仰高裁候也38。 今般ノ儀モ暫ラク御見合相成候方可

乱・台湾出兵が行われたことによる支出増大であろうと思われる。 の佐賀の乱であり、 員の一人である磯部四郎は、司法省の政策が停滞した外的要因として、「第一には明治七年 ら「国用ノ難支ヲ慮ル」ことを理由とした反対意見が示されている。この時期の司法省官 れたものである。ここでは、司法省の方針である各区裁判所の設置に対して、 この史料は大蔵省財務課長によって起案され、大久保利通・三条実美・島津久光に回覧さ 磯部の回顧からも、ここで挙げられた「国用ノ難支難ヲ慮ル」とは、 第二には台湾征討であり、 第三には西南の戦争である」 39と回顧して 前年に佐賀の 大蔵省側か

大木司法卿期の特色である区裁判所の設置は、 早くも前年の佐賀の乱 台湾出兵の影響

に設置されており、 で方針転換の危機に直面する。 裁判所設置を抑える動きは県裁判所に集約されていたと考えるべきで しかし、 実際には一八七五年八月以降も区裁判所は断続的

出兵による支出の増大を懸念していたものと思われるセ゚ 干ノ制限ヲ立テ、然後之レニ着手スルコトトシ、勿論其の止ムベキモノハ費用ノ多少ニ拘 基づく施設の建築について「凡ソ官費建築ノ家屋等既ニ着手ノ分ヲ除クノ外、其費用ニ若 長から大久保らに宛てて意見書の上申が行われた翌月、大限は裁判所だけでなく、官費に 政策の理解者でもある大隈は、どのような政治判断をくだしていくのであろうか。 ハラス、一切之ヲ停止スヘシ」⁴という方針をたてる。この時期、 大蔵省側からも裁判所設置を漸進化させようとする動向がしめされるなか、 大隈も佐賀の乱と台湾

図する大蔵省の意向があったものと考えられる。 ことがわかる。このことから、司法省の政策が停滞する外的要因として、 の予算を編成していた。予算の減額は各省の政策に変更をもたらすことになる。【表五】で このように大蔵省は佐賀の乱と台湾出兵による支出の増大を念頭において、一八七五年 司法省の半年あたりの決算額(第八期)が、前年決算額の四分の一程度になっている 財政の抑制を企

# 八 予算編成の余波と司法省

められており、司法省では区裁判所の設置を優先していたものと思われる。 翌年には県裁判所の設置はわずか三ヶ所にとどまる。その一方で、 政の抑制は、 大木司法卿の就任と佐賀の乱・台湾出兵といった一八七三年~一八七四年の政局を反映 司法省の裁判所設置は停滯していくことになる。とりわけ、 裁判所設置構想が停滞する大きな要因の一つとなる。 区裁判所の設置はすす 大蔵省の意向である財 佐賀の乱と台湾出兵の

正院に対して次のような上申が提出されている。 前年度予算の大幅な削減と区裁判所設置を優先する方針への転換のなか、 司法省側から

方今ノ制、甲県地方裁判所アルモ、乙県或ハ之ナシ。県官判事ヲ兼任シ民刑事務ヲ聴 是レ其体裁 ノ宜ニ適セサル素ヨリ言ヲ待タス。 且人民ノ疑惑ヲ取リ事務ノ紛雑障

碍ヲ来タシ、 其施為ノ際ニ於テ 左 支右吾殆ト不可救ノ弊アラントス。 於是乎裁判所

ヲシテ全国ノ周遍ナラシメントスル今ノ体制ニ拠リテ之ヲ推スニ必ス巨萬ノ費ヲ要セ サルヲ得ス。 是故二少シク其体勢ヲ変シ、 更ニ各地ノ形勢ニ拠リニ県若クハ三県ヲ合

シテ、 裁判所ヲ設ケ冠スルニ下等或ハニ等対スルノ名ノ称ヲ以テシ、 現今アル所ノ

裁判所ノ如キハ或ハ廃シ或ハ合シ以テ全国ニ周遍ナラシメ(後略)ぬ

置する構想へと転換することを表明している。この背景には、「巨萬ノ費ヲ要セサルヲ得ス」 ここでは、 司法省みずから各県に裁判所を設置する構想から二・三県に一つの裁判所を設

とあるように、 大蔵省の意向である財政の抑制が影響したものと思われる。

なっていったのである。 な状況であった。そのため、 省は蒙っている。この時期、 また、第八期・第九期決算を一年あたりの決算額に換算すと、約七万円もの減額を司 司法省では大審院の設置を検討しており、予算の増額が必要 県裁判所設置という財政規模の大きな方針を撤回することに

法省改革意見」を提出した時期、司法省内では裁判所の設置も同時に進行していた。 定ムルヨリ急ナルハ無シ」として、官員によって法典編纂も企図されていく。井上が 年には井上毅から「司法省改革意見」4が提出され、「目今司法ノ事務ハ民刑各種ノ法律ヲ る意見が示された後、司法省内では法典編纂に向けての動きが再び活性化する。一八七四 考えられるのであろうか。佐佐木高行によって、司法省内からも裁判所設置を漸進化 では、裁判所設置の方針転換は、司法省の政策にどのような影響を与えていったも 司法省内で法典編纂と裁判所の設置の二つの方針が同時並行で構想されていたので すな 司 させ

判所を置くことを必ずしも必要としていたわけではなかった。 起草した「司法大意」ものなかで、 う点である。その背景には、一八七三年九月にヨーロッパから帰国した井上がもたらした を念頭においた省務の編成が行われなくなり、方針が法典編纂に一本化されていったとい フランス法制に関する最新の知識が影響を及ぼしたものと考えられる。 ここで指摘したいのは、司法省では県裁判所の設置が停滞したことにより、 「一県或ハ数県を合せて一帝庁あり」として、各県に裁 井上は帰国直後に 裁判所設置

設置の必要ではなく、法典編纂を方針とすることをうったえている。 司法省内外から裁判所設置の漸進化が要請されていったなか、 司法卿大木喬任は裁判所

必ス当年中ヲ以テ古ヲ改メ新ヲ施ノ事ニ至ランヲ期ス(後略)は シ、広ク各国ノ律書ヲ研シ、比較考証其上其厚則ヲ究メ、以テ寰宇普通ノ成典ヲ編シ、 職制ニ拠リ、 (前略)本省職司法ニ在リ、成法ノ得失適否ニ関スル者固ヨリ其建議スヘキ所、 新タニ新法ノ草案ヲ起シ、以テ進奏スル所アラント擬ス、 更二委員ヲ命

わる優先度の高い政策となっていたものと思われる。すなわち、ここでは県裁判所構想の 省では法典編纂に着手することが企図されていることから、法典編纂が県裁判所設置に代 裁判所設置の漸進化が正式に決定するより、 となっていったものと思われる。この史料は一八七六年一月四日に示されたものであり、 ることが企図されている。すなわち、司法省では新たな法典を編纂することが省務の中心 ここでは「古ヲ改メ」るとして、新律綱領と江藤司法卿期に起草された改定律令を廃止す 法典編纂へと司法省の政策が変更していった点を強調したい。 四カ月前のものである。四カ月も前から司法

#### おわりに

本章では明治初期における裁判所設置構想の展開を検討してきた。 明治政府発足当初

裁判所設置が急進化していくこととなる。 創期司法省のもとで当初は漸進的に設置するとしていたが、江藤司法卿就任を契機として、 て裁判所が司法機関へと特化していったものと思われる。司法機関としての裁判所は、草 裁判所は民政一般を管轄するものと認識されていたものの、江藤新平の意見書を契機とし

を念頭に置く官員の台頭によって、裁判所構想は次第に漸進化していく。本章では司法省 島本仲道ら江藤司法卿期の改革を下支えしていた官員の下野・転任と、井上毅ら法典編纂 官員の合意も取り付ける必要があったものと思われる。 していったことを重視したい。 における官員と長官の関係性を考察した上で、司法省官員の意向が省務に強い影響を発揮 たためと考えられる。すなわち、政策の実行のためには司法省の長官の主導性だけでなく、 江藤司法卿期の裁判所設置が急進化していく要因は、江藤と司法省官員の構想が一致し 実際に大木司法卿期においては、

事異動による方針の変化、 とも強調しておきたい。両期間に大きな隔たりが生じた、内的要因として司法省官員の人 では江藤司法卿期と大木司法卿期の間で、司法省の方針についての大きな隔たりがあるこ ていたものの、大木司法卿期には法典編纂へと司法省の方針が一本化されていく47。本章 草創期から江藤司法卿期にかけて、司法省官員によって裁判所設置が一貫して企図され とりわけ、 内的要因である官員の異動は、 外的要因として佐賀の乱・台湾出兵による経費節減が挙げられ 政策の変更をもたらすことになる。

- 「司法省と大蔵省」(『法学』五〇巻一号、一九八六「留守政府の政治過程」(『人文論集』二九巻一号、 一九八六年)など
- 正夫著作集』一巻(勁草書房、一九九三年)、初出は『法学新報』八三巻七・八・九合併号、『明治初期の司法省研究としては、福島正夫「司法省職務定制の制定とその意義」(『福島 心に取り上げた。 一九七七年)、 毛利敏彦『江藤新平』(中央公論社、 一九八七年)などが、留守政府期を中

政権期の司法省についても言及している。菊山氏は大審院設置また、菊山正明『明治国家形成と司法制度』(御茶ノ水書房、 司法制度整備の過程を明らかにした。 菊山氏は大審院設置までの時期を明らかに 一九九三年)は、

- 治思想」(『日本歴史』七六五号、 4 司法省官員の政治思想が司法卿と異なる性質である点については、 二〇一二年)を参照されたい。 拙稿「江藤新平の政
- 5 兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』第五巻、 六五八~六五九頁(兵庫県、 九八〇
- 言及している。 ハ四等ナリ」(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」収録、「官制案」、 また、二等裁判所などの諸裁判所について、江蓝佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」収録。 一八七〇年)と
- 二年) 8 国法会議については、 に詳しい。 松尾正人「明治初年の国法会議」(『日本歴史』四二一号、
- 9 佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」収録。
- 考にしていた。 上巻、九一頁、一九六〇年、有斐閣)と述べている。このように江藤は「和蘭政典」を参族平民云々、家禄云々、太政官云々、位階云々などであった」(稲田正次『明治憲法成立史』 10 。異なっている点は当時の日本の実情に副わせた点すなわち、府藩県云々、皇族稲田正次氏は「国法箇条の目録と和蘭政典の目録は大体においてはきわめて類似 九一頁、 皇族華族士で類化してい

- での期間の司法省を「草創期司法省」として表記する。18 本稿では一八七一年七月の設置から一八七二年四月に江藤新平が司法卿に就任するま12 加藤弘蔵「立憲政体略」一八六八年仲秋(陰曆八月)。加藤弘蔵はのちの加藤弘之。11 神田孝平訳「和蘭政典」、四七~五三頁(一八六八年)。
- 法省伺)。 「各区裁判所章程伺」、一八七二年二月二日(国立公文書館所蔵「公文録」明治五年司東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、一五七~一五八頁、一八七一年七月一二日。 明治五年司
- 16 をおいていたものと考えられる。 佐佐木が岩倉使節団に随行した直後に省務を執行していた宍戸璣は、法典の編纂に比重
- 前掲拙稿「江藤新平の政治思想」。
- られてきた。そのため、一八七三年五月の太政官潤飾―井上の政府辞職と江藤が参議へ転輔のもとで起きた予算紛議を対象とする視点や、江藤司法卿の政治構想の一環として捉え18 これまでの研究において、留守政府期の裁判所設置問題は、一八七三年に井上馨大蔵大 られてきた。 -以降について言及されていない。 できた。そのため、一八七三年五月の太政官潤飾
- 19 江藤の司法卿就任後の一八七二年九月八日には、 庁御渡ニ付伺」(国立公文書館所蔵「公文録」明治五年九月司法省伺) の伺において次のような記載がある。 **五年九月司法省伺)が提出司法省から正院に宛てて** 「各裁判所官 されている。
- 今般伺之上各地工裁判所被設置候ニ付而ハ其地方ニ於テ相応之官庁御渡ニ相成度。 尤

当省官員出張之節 候也。 地方官工引合ヒ取 調及 ラヘ 、ク候間、 預置 メ其筋工御達有之度。

o 「江藤新平辞表」、一八七 こいることがうかがえる。 このように、すでに一八七 すでに一八七二年九月には各地に裁判所を設置することが司法省で企図され

- 20

- 告要旨を参照。 23 一〇月例会)。内容の詳細については『日本経済思想史研究』一二号、二〇一二年)の報口頭報告「草創期司法省における「西洋化」の端緒」(日本経済思想史研究会二〇一二前掲「各区裁判所章程伺」。 前掲佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」。 「江藤新平辞表」、一八七三年一月二四日(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」)。
- ることが企図されていたものと思われる。八七一年八月二八日)と評されており、自 シテ、 24 この時期、島本は佐佐木高行に「島本ハ卑劣ナル人物ナルハ、只身 分ノ立身而已[ 分モ知ラヌ事ナリ」(前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、 島本の政治行動の背景には省内での立場を挽回す 一九六頁、
- 白顕彰会、一九一四年。二〇〇六年マツノ書店復刻版)にも収録されている。賢・得能良介である。なお、同様のものが的野半介『江藤南白』下巻、一七~ 六年司法省伺(一・二月)。司法大小丞によって作成されたもの。この時期の司法大丞は楠25 「司法省定額金二付御達」、一八七三年一月二五日(国立公文書館所蔵「公文録」明治 田英世・樺山資綱・島本仲道・箕作麟祥、 同様のものが的野半介『江藤南白』下巻、 司法少丞は渡辺驥・岸良兼養・ 一七~一八頁(南 河野敏鎌・丹羽
- 填されることになる。 26 結果として司法省の予算増額要求は、正院御用金を司法省に流用することで不足分が補
- 七月。 27 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、 三〇七~三〇八頁、 一八七二年七月二
- 明治六年六月司法省達(二))。28「経費金六月分御渡方ノ儀申立」、 一八七三年六月一二日(国立公文書館所蔵「公文録」
- 29 明治六年六月司法省達 (二))。 「経費金六月分御渡方ノ儀申立」一八七三年六月一八日 (国立公文書館所蔵 「公文録」
- 30 円城寺清編『大隈伯昔日譚』、五八五頁(立憲改進党党報局、一八九五年)。
- 大隈が急進的な開化論者であっ編纂所編『保古飛呂比』五巻、 最早欧米各国ト並立ノ勢ニナリテ、大愉快ノ域ニ至リ居ルカモ知レズ」(前掲東京大学史料 、隈が急進的な開化論者であった点が記されている。「纂所編『保古飛呂比』五巻、二五七頁、一八七一年一二月一四日)として、 佐佐木の日記には「大隈ナドノ論ノ如ク行フトキハ、今日ハ幾層モ歩ヲ進メテ、 この時期の 日本モ
- は記載がないため不明。 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』六巻、二三・二四頁、一八七四年一月。 内閣記録局編『法規分類大全』一五巻、官職門(六)、二五二~二五三頁。
- 辺驥が大丞に昇進したほかは、司法大少丞の職に留まったものはいない。判所設置要求・予算紛議にかかわった司法大少丞のうち、丹羽賢が司法大丞に留任し、34 国立公文書館所蔵「司法省職員一覧表」(一八七三年五月一二日)によると、前年の 前年の裁
- 85 日本史籍協会編『大久保利通文書』五巻、 1 | 0 ~ | 1 二頁、 岩倉具視宛大久保利通
- 明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議」上下(『神戸法学雑誌』三四巻府参事の槇村正直の拘留・政府内での裁判に発展した。この過程については、藤原明久に提訴されている。京都府側は有罪となったものの、服罪も控訴もしなかったため、京この時期、京都府は小野組の東京への転籍を拒否したことで、小野組によって京都裁判

64

起って来ました。その支障とは司法省内部から起ったものと司法省の外部大木伯就任の始め即ち明治六年の終りの頃からして誠に立法事業の為には司法省に在籍していた磯部四郎は、この時期の司法省について次のように回号、四号、一九八四年、一九八五年)を参照。 伯が江藤卿の如き性急果断の質なく、深慮熟考の上、事を処するを旨とせらるるが故 ものと二種に区別せねばならぬ。先づ内部から起りました支障とは外でもない。大木起って来ました。その支障とは司法省内部から起ったものと司法省の外部から生じた 司法部内においても江藤君の時代に圧迫せられて議論も沸湧し来り(磯部 |顧して 一大支障が いる

大木の就任を契機として大木司

40 所も増設されている。 一八七五年に設置された県裁判所は三ヶ所にとどまっているものの、前掲磯部「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」。 区裁判所は一〇ケ

会計ヲ立ツルノ議」、 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三巻、 一八七五年九月。 一三六頁、 「天下ノ経済ヲ謀リ国家

するにあたり、次のように述べている。 大隈は「明治八年自一月至六月歳入出予算会計表」において、 一八七五年の予算を編成

茲二前年歳入出ノ景状ヲ略述セン、抑該年ノ会計タルヤ平常無事ヲ以テ終ルトキハ昔 時ノ予算ニ違ハスシテ幾多ノ残余ヲ見ルヘキニ、佐賀討賊ノ事、僅カニ止ミ台湾問罪 ノ役続テ起り供給頗ル多シ(後略)(前掲『大隈文書』三巻、九二頁)

このように、大隈もまた予算編成にあたり、佐賀の乱と台湾出兵による出費の増大を懸念 ている。

二五二~二五三頁。

〇〇八年)。 44 國學院大學日本文化研究所編『井上毅伝』史料編補遺第二、三~六頁前掲内閣記録局編『法規分類大全』一五巻、官職門(六)、二五二~1 (國學院大學、

省伺)。 46 「刑法改正議」、一八七六年一月四日(国立公文書館所蔵「公文録」、46 「刑法改正議」、一八七六年一月四日(国立公文書館所蔵「公文録」、45 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編第三、五六~六一頁。 明治九年一 月司法

法典編纂の位置づけは今後の課題としたい。編纂が省務にしめた重要性については検討の余地がある。筆者にとっても江藤司法卿期のにおいて、法典編纂に携わった官員の特定が行われているものの、法典編纂の過程や法典とどまっていた。藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』(慶応義塾出版会、二〇〇一年)、江藤司法卿期、刑法は新律綱領や改定律例という前近代的な条文を有する刑法の編纂に

#### はじめに

省でも法制度の改変が企図され、 など多岐にわたるものであった。こうした明治初期の西洋化方針を念頭に置きつつ、 明治政府発足から明治憲法成立までの一連の西洋化は、 一八八〇年の旧刑法公布によって、 制度の面だけでなく、 一応の結実を迎える 民政や法 司法

られてこなかったのである。 こととされてきたため、旧刑法編纂の契機についても近代化の一例とされ、 挙げられる。 前近代的思想といった流動的要素を踏まえて制度の導入過程を論証してこなかったことが 者の意識が近代化を念頭においたものと評価し、政局や明治初期にも依然として残存する 制度の導入過程を明らかにするとする問題関心のあまり、 ついては具体的な論証が踏まえられてこなかった。その理由として、法制史研究が近代法 西洋的法制度の導入という観点では、 編纂過程について多くの分析・実証がされてきたものの1、 つまり、法制史研究においては、法制度だけでなく諸制度の近代化は自明の 画期となった旧刑法ではあるが、これまでの研究 無前提に明治初期の政局や為政 旧刑法編纂開始の契機に 論証が踏まえ

謗律・新聞紙条例が旧刑法編纂前から制定されているが、旧刑法と讒謗律・新聞紙条例と ずることは、必ずしも適切ではないと思われる。あわせて、民権派対策としては、既に讒 るとは言えない。 旧刑法編纂の契機については、政局との関連のもとでは決して具体的に明らかにされてい の関連についても具体的な論証が加えられていないことも指摘できる。こうした点からも 民権運動の激化傾向が見られないことから、内乱罪との関連でのみ旧刑法編纂の契機を論 する防波堤のような役割を期待されていたと評価した?。しかしながら、旧刑法編纂当初 その中で、 吉井蒼生夫氏は、 旧刑法第一編「皇室ニ対スル罪」(内乱罪)が民権運動に対

当該時期の政局に即し 所産として明治維新史を評価すべきとの指摘があがっている³。 おいては、旧刑法の制定は自明的なものとして捉えられてきた。こうした旧来的な歴史観 うな支配秩序維持を目的として政府によって制定されたとするようなマルクス主義史観に との同一性を見ようとする「近代化論」の延長線上にあるような歴史観や、 頭におくような、欧米の政治制度や近代像に軸足を置きつつ、日本の近代化の過程に欧米 とに、どういった意義があるのであろうか。序章で述べたように、従来の法制史研究が念 では、これまでの研究で明らかにされてこなかった旧刑法編纂の契機を明らかにするこ の自明的所産として旧刑法編纂の契機―ひいては近代法制度―を捉えるのではなく、 旧刑法編纂の要因を政府と民権運動の対立の結果、旧刑法が絶対主義的ともいえるよ 明治維新史に理念的なシナリオを介在させるのではなく、 て、 紆余曲折を経た結果として、 旧刑法が編纂された契機を捉えな この点を受けて、 紆余曲折を経た歴史的 吉井氏のよう

おしていきたい。

されていくとする従来の司法省研究の視座に疑義を呈していきたい。 事といった流動的要素を念頭に置くことで、西洋化の自明的所産として近代法制度が形成 何故焦眉の課題として浮上したのかという根本的な問題を検討したい。 きた旧刑法の意義を再検討していく。次に司法省内部の状況を明らかにし、 めに、まずは政府の民権運動観を明らかにすることで、これまで民権派対策と規定されて のかを政局や人事などの流動的要素との関連に基づき、本章で明らかにしていく。そのた を受けて、 関連のなかで近代法制度の形成過程を位置づけることは重要な問題であろう。こうした点 政支出を抑制するという政局に即して基幹政策に変更が生じていることからも5、 するまで、司法省では裁判所設置が基幹政策として位置づけられており、 後景に追いやられていた刑法編纂が、なぜ突如として基幹政策となっていった 一八七六年一月四日付正院宛大木喬任伺4の提出により、 旧刑法の編纂が本格化 本章では政局や人 台湾出兵後の財 旧刑法編纂が 政局との

#### 一 内乱罪と民権運動

検討していきたい。 井氏が指摘したように、 まず、旧刑法編纂以前の政府における民権運動観を明らかにしていく。それにより、 旧刑法編纂の背景に民権派対策を企図するような点があったのか

壮士によって実力行使をともなう激化事件が頻発する。こうした中で政府では民権運動へ の対応について、次のような処罰の方法をめぐる懸案が生じている。 明治一〇年代、民権運動は士族民権から豪農民権へと展開し、言論活動に限界を感じた

(<del>2</del> <del>2</del> <del>2</del>

其証跡顕然タル者ヲ除ク外、疑似ノ連絡ヲ推究セザル等ノ点モ検判両官ノ注意要用ナ 注意必要ナルカの。 ルカ。又行政処分ノ稍ヤ偏倚ニ渉ルモノアラハ可成率先ノ処置ニ出ル事、此際県官ノ 若シ内乱ヲ以テ処スルトキハ、其連絡ハ或ハ全国ノ自由党ニ及フヘシ。此場合ニ於テ 此事兇徒衆 聚ヲ以テ処スル歟、又内乱罪ヲ以テ処スル歟ノ両旨ハ政略ノ関係ナルヘシ

今一度再検討する必要があろう。 なるものである。この点から、内乱罪が民権派対策を企図して制定されていったものかを が本格化し始めた一八七六年頃の言論活動を中心とした民権運動とは、明らかに性質の異 省二関スル書」が起草された時期の民権運動は、激化事件へと変化しており、旧刑法編纂 聚衆罪とともに内乱罪による抑制を企図していたことがうかがえる。しかしながら、「司法 この史料から、司法省では旧刑法制定後も民権派対策が政治問題と認識されており、

激化事件期以前の旧刑法編纂段階では、 激化事件期(一八八一年~一八八六年)、内乱罪は民権派対策として機能していたものの 次の史料は刑法草案取調掛で中心的役割を担った鶴田皓とボアソナードのやり取り 内乱罪は民権派対策を念頭においたものではなか

を筆記したものである。

除スルノ主意ニテ大臣ヲ殺サントスル目的ニ内乱ヲ起シタル前原一誠ノ如キモノアレ 略)然ラハ大臣ヲ殺サントスル目的ノ罪丈ケハ更ニ加ヘントス。 分ヲ廃シテ、自ラ朝鮮征伐ヲ為サントスル者ナレハ、矢張此条ニ依テ処断シテ宜シ。(中 スルハ宜シカラス。原語ハ処分ト云フ意味ナリ。故ニ丸山作楽ノ如キ者ハ即官署ノ処 若クハ中止セシムルノ目的ヲ以テ内乱ヲ起シタル者ハ、軽流ニ処ス。但犯人未タ其目 的ヲ遂ケスト雖モ、 第百三十四条 院省地方各官署ノ権ヲ顚覆、若クハ変乱シ、又ハ各官署ノ布令ヲ廃シ、 仍ホ本条二従テ処断ス。(中略)此条ノ日本文二各官署ノ布令ト記 例ハ朝廷ノ官吏ヲ芟

も適用対象が広がっていったものと思われる。 適用には士族反乱のような武力行使が想定されており、激化事件を転機として民権運動へ 念頭におくような武力行使そのものを対象としていたものと思われる。つまり、内乱罪の 民権派そのものを対象として企図されていたわけではなく、「大臣ヲ殺サントスル」ことを 行使を企図する士族反乱が想定されていることがわかる。こうした点から、内乱罪が当初、 萩の乱の首謀者である前原一誠らの名前が挙げられており、内乱罪の適用事例として武力 この史料の傍線部に着目したい。ここでは反乱によって征韓論の実行を試みた丸山作楽や

の変質を背景として、 八〇年以降、民権論者が暴徒化していることが政治問題になっている。こうした民権運動 件の如き政党論者中、軽躁若年輩の所業にして、当時難免風潮なり」∞とあるように、一八 ったのである。 一八八三年二月に洋行中の伊藤博文に宛てて岩倉具視が送った書簡には、「福島県暴徒の 旧刑法運用の段階で、民権派に対する内乱罪の適用が企図されてい

### 二 政府内の民権運動観

権派対策があったのかを再検討していきたい。 次に本節では政府内の民権運動観を確認する。 この点を通して、 旧刑法編纂の背景に民

民撰議院設立建白書について述べている。 任問題が政治問題化しており、民撰議院設立は後景に押しやられていた。民撰議院設立建 を中心に提出された。 白書を提出した当初、 明治六年政変の翌年、民権運動の直接的契機となった民撰議院設立建白書が板垣退助ら 大久保利通は五代友厚・税所篤に宛てた書簡において、次のように しかしながら、この時期は佐賀の乱・台湾出兵・島津久光左大臣就

事者ヨホト失策ニ陥リ、 動シテ是非天下之論ヲ以テ公議ニ決シ、政府ヲ破ラントノ策ト相見得候、併此建白之 者当時万機宸断二出ルト覚ル名者有之候得共、其実者三四之有司擅ニスル之政ト言へ 自ラ御聞及モ可有之、頃日旧参議其余三四之連名ニテ民撰議院を起之建白有之、 人民各々其権利ヲ有候得者、両三之有司ニ束縛圧制ヲ受ル道理無之故、人心ヲ鼓 一人トシテ甘心スル者無之、 何シラヌ者迄モ訛笑シ外国人迄

月の大阪会議を待たなければならない。 無之」内容であり、 この書簡において、 治問題として大久保・木戸・板垣の三者間で取り扱われるには、 **モ種々異論有之由二聞工候、** 政府にとっては幸いであると述べている。民撰議院設立が本格的に政 大久保は民撰議院設立建白書が「失策ニ陥リ、一人トシテ甘心スル者 大概是ニテ其浅深ヲ謀ラレ、 我力為二ハ幸二御座候す。 一八七五 (明治八) 年二

うに民権運動への警鐘を鳴らしている。 大阪会議を契機として、民権運動を政治問題として認識した木戸孝允は井上馨に次のよ

ばうとか (以下欠文) 小室(信夫―筆者補足)一条聞合可被遣候傍聴人を阿州邸へ集め、 民権をとると敗う

適実之言を主張候ときは、実に上は天皇陛下之罪人、下は則人民ども之罪人に而、 る有司之主意と申すものも不相分、また県令等も煽動され或は傍聴人などの見へに不 真に人民え適応之処を以誘導候様にとの御主意に候処、右等之事も有之候而は肝要な に可悪ものと相考へ申候。。

権運動が政治問題化しており、何らかの対策が企図されてくることとなる。 政策の阻害要因となりうる可能性を指摘している。こうした点から、 この史料で木戸は、民権運動が「有司之主意」に反するような議論を喚起しており、 一八七五年以降、

によって民権運動を抑制することは企図されていなかったものと思われる。 出置候得共、参議各位出頭無之ニ付、無余儀遅延致居候。是非相運候様大臣公へ申上置候」 ーーとして、讒謗律・新聞紙条例の早期施行による民権派対策を企図している^^。 このよう また、 民権運動はあくまで讒謗律・新聞紙条例による対応が企図されており、 この時期、 木戸と同じ長州出身の伊藤博文は「讒謗律並ニ新聞条例共既ニ内閣差 旧刑法の制定

を念頭に置いる14。 おかれていた訳ではない。 日ト奉存候」コ゚゚として、民権派対策の一環として、旧刑法の早期制定ではなく、 の価値が下落し、「其極点二至候ハヽ、 それに対し、 司法省内では、激化事件以前、井上毅が「禄税不可意見」において、 つまり、 では、 必ずしも、 なぜ司法省内で旧刑法編纂の機運が高まっていくのであ 社会上二震動ヲ興シ、民怨嗷々即チ民撰議院設立ラ 民権運動対策として旧刑法編纂が政府内で念頭に 経済政策

### 三 裁判所構想の衰退

たのか検討していきたい。 纂が企図されていない中で、 裁判所の設置が企図され、 八七三年一〇月二五日~一八八〇年二月二八日)にかけて、司法省では各県裁判所と各区 江藤司法卿期 (一八七二年四月二五日~一八七三年四月一九日) から大木司法卿期 司法省の基幹政策とされていた15。 司法省はなぜ基幹政策を変更してまで旧刑法を編纂して 本章では政府内で旧刑法編 いっ

【表六】にあるように、 大木司法卿期にも一八ヶ所の区裁判所が設置されており、

刑法編纂が本格化する前年、 編纂へ転換するには、裁判所設置構想が頓挫するような背景があったものと思われる。 所を積極的に設置するという江藤司法卿期の方針を踏襲していた。こうした方針が旧刑 しを迫っている。 司法省の裁判所設置について、 大蔵省は次のように計画の見 H

伺出候得共、当分御見合之積上議仕置候通二付、 夥大殆ト国用ノ難支ヲ慮ルノ際ニ付、既ニ上申之長崎・箱館区裁判所設置ノ儀、 訳二モ無之、 (前略)先般御指令有之候迄ニテ、素ヨリ東京府下之外ニ府五港へ設置断然御決裁 仍テ御指令案ヲ草シ、 加之上申之五港ニ切近ナラザル地方ニ設置ノ廉モ相見、 仰高裁候也16。 今般ノ儀モ暫ラク御見合相成候方可 且方今費途漸ク 1

置に対して、 されたものである。ここに見られるように、大蔵省は司法省の方針である各区裁判所の設 この史料は、 には大蔵卿であった大隈重信の意向があったものと思われる。 「国用ノ難支ヲ慮ル」ことを理由として反対しており、 大蔵省財務課長によって起案され、大久保利通・島津久光・三条実美に回覧 こうした大蔵省の方針

この時期、大隈は次のような意見書を提出している。

スヘシュァ レニ着手スルコトトシ、勿論其止ムベキモノハ費用ノ多少ニ拘ハラス、 凡ソ官費建築ノ家屋等既ニ着手ノ分ヲ除クノ外、其費用ニ若干ノ制限ヲ立テ、然後之 一切之ヲ停止

確認しておきたい。 用ノ難支ヲ慮ル」として財政の圧縮を企図した背景には、次のような事情があったことを このように、大隈が「費用ニ若干ノ制限」を設け、「其止ムベキモノハ費用ノ多少ニ拘ハラ 一切之ヲ停止スヘシ」として、財政の圧縮を企図していることがわかる。大蔵省が「国

茲二前年歳入出ノ景状ヲ略述セン、抑該年ノ会計タルヤ平常無事ヲ以テ終ルトキハ昔 時ノ予算二違ハスシテ幾多ノ残余ヲ見ルヘキニ、 ノ役続テ起リ、 供給頗ル多シ (後略) 18。 佐賀討賊ノ事僅カニ止ミ、 台湾問罪

れていたものと思われる。 年度予算を編成しており、 表の序文である。ここでは佐賀の乱・台湾出兵の出費を念頭において、大蔵省は一八七五 この史料は、 一八七五年一月から同年六月までの予算編成にあたり、 財政負担が重くなるような裁判所設置の方針も見直しを要求さ 大隈が起草した会計

法典編纂へと基幹業務を特化させることで、 このように緊縮財政が企図されるなかで、 司法省は裁判所設置に比較して支出の少ない 近代的法制度の確立を目指していったものと

## 四 司法省官員と法典編纂

のとなってい 司法省では裁判所設置構想の頓挫を背景にしつつ、 大蔵省による財政支出の抑制と同時に司法省内では人事が刷新され 旧刑法編纂に向けた動向が顕著なも てい

るような各官員の構想についても明らかにしていきたいユユ。 変化する直接的要因であった。こうした点を念頭において、 の台頭があったマー。こうした司法省内の人員の変化が裁判所設置から法典編纂へと政策が 欧米から帰国し、「司法省改革意見」20を提出するなど、刑法の編纂を企図するような官員 熱望するような官員が減少していたといえるー๑。その一方で、大木司法卿期には井上毅が の司法大少丞で同職に留まったものはいない。このことから、人事面でも裁判所の設置を 任した後は、丹羽賢が司法大丞に留任し、渡辺驥が大丞に昇進したほかは、江藤司法卿期 裁判所設置に中心的役割を果たした司法大少丞のうち、 本節では法典編纂の背景とな 大木喬任が司法卿に就

を認識している26。 纂を企図しており、 の一つに刑法が位置づけられていたものと思われる。併せて、佐佐木は一貫して法典の編 太郎訳『仏国政典』には、「政典」のなかに刑法が含まれていることからも、 典ヲ建立シ、確乎不抜ノ条款ヲ定メ」♀ることを建言している。ここで佐佐木は「大政典」 治六年政変後、司法省に復帰した佐佐木は政府中枢に対して、「天下治世ノ基礎タル、 換していった。司法省で設置以来法典編纂の中心にあったのが、佐佐木高行であった。 の編纂を企図しているが、 あった23。明治六年政変後の人事刷新を受けて、司法省は草創期の方針へと改めて方針転 江藤が司法卿となる前の司法省では、法典編纂が基幹政策であり、 司法省設置直後から「急務ハ、法律諸規則ヲ編成ニカヲ尽」25す必要 この時期に翻訳・出版された神田孝平訳『和蘭政典』や大井憲 裁判所設置は後景に 一般的に政典

その思想は非西洋的なものであったと思われるペ๑。例えば、鶴田が旧刑法起草に際して、 したい。鶴田はフランスへの視察を経た後も、律系統の法を念頭においていることから、 簡には「改正律」とあるように、 存候」28として、 明法寮に出仕していた鶴田皓は、 にいたことから、司法省では引き続き旧刑法編纂が懸案事項となっていく。江藤司法卿期、 へと転任する27。 のような見解を示していることは、非西洋的思想に依拠しているような印象を受ける。 刑法も含めた諸法律の編纂を企図していた佐佐木は、 種ノ罪アリ。 日本従前ノ刑法中、子ノ父母ニ対スル罪ノ内ニハ此第三条以上ニ記スル罪ノ外、尚一 余り延引及候ても実務差支、且は取調にも忘却候様に相成候故、可成丈差急ぎ度奉 これまでの律系統の刑法の改正を促している。 即不孝ノ罪之レナリ。 しかしながら、佐佐木以外にも刑法編纂を企図する司法省官員が司法省 鶴田はあくまで「律」の改正を企図していることに留意 佐佐木に宛てて、「過日申上置候改正律一条、 此不孝ノ罪トハ子タル者ハ父母ノ奉養ヲ尽スヲ以 旧刑法編纂が本格化する前に左院 しかしながら、鶴田の書

テ本然ノ義務ト為シタル点ヨリ論スル。。。

旧刑法の条文の理念に儒学の要素である「孝」を盛り込むことを企図して

験がある井上毅もまた法典の編纂を企図しており、 に述べている。 非西洋的思想を有する司法省官員が刑法編纂を企図する一方で、ヨーロッパへの留学経 「司法制度意見書」31において次のよう

を編纂することを企図している。 ここで井上は民情という旧来からの社会的状況に留意しつつも、 フランス法を参考に法典

持つ官員によって、 知識が旧刑法に反映されたように、司法省では裁判所設置構想の挫折以降、様々な知識を 防衛の否定というフランス法にはない条文を盛り込んだように、フランス法だけに留まら 答を通して、フランス法に範をとるような内容となる。。。しかしながら、尊属親への正当 編纂が課題として認識されていたのである。 図しており、この時期、司法省では西洋・非西洋に関わらず、 このように鶴田は律の改正を企図する一方で、井上はフランス法を参考にすることを企 儒学的知識など多様な知識が反映されていたものと評価できよう♡♡。こうした多様な 旧刑法編纂が基幹政策へと転換するような状況が形成されていったも 結果として、刑法は鶴田とボワソナードの応 司法省官員によって法典の

## 五 司法省と讒謗律・新聞紙条例

に宛てたものである。 契機は、司法省官員の意向とは別の所にあったものと思われる35。 法の編纂に取り掛かるのは、一八七六年一月四日の司法卿大木喬任からの伺提出以降であ 省内外から旧刑法編纂を後押しするような機運があったものの、実質的に司法省が旧 裁判所設置の頓挫から旧刑法編纂までに時日を要したことから、 次の史料は大木が正院 旧刑法編纂の直接的

職制ニ拠リ、 必ス当年中ヲ以テ古ヲ改メ新ヲ施ノ事ニ至ランヲ期ス(後略)³6° シ、広ク各国ノ律書ヲ研シ、比較考証其上其厚則ヲ究メ、以テ寰宇普通ノ成典ヲ編シ、 (前略) 本省職司法ニ在リ、 新タニ新法ノ草案ヲ起シ、以テ進奏スル所アラント擬ス、 成法ノ得失適否ニ関スル者固ヨリ其建議スヘキ所、 更二委員ヲ命 乃チ

うけて、本格的に司法省では旧刑法編纂に着手することになる。そこで本節では、 六年一月に司法省で刑法編纂が焦眉の課題と認識され、 刑の方法が審議されたに留まり、 外国法を受容した形での法典編纂を企図している。前年に設置された刑法草案取調掛では 院のお墨付きを得ようとしたものである。ここで大木は、各国の法律書を参考にしながら、 この史料は司法卿である大木が、法典編纂を当面の方針として採用することについて、正 刑法編纂は大きな進捗を見なかった。しかし、この伺を 編纂にいたる直接的契機を明らか

司法省が刑法編纂を企図する一方で、 民権派対策を企図して、 元老院では讒謗律

生じていったのであろうか。 な法が成立したことを受けて、 紙条例が並行して起草される。 民権運動の裁判を管轄する司法省では、 讒謗律・新聞紙条例といった律系統の法令とは異なる新た どういった問題が

省から次のような伺いが提出されていることに注目したい。 新聞紙条例をめぐる伺が司法省から頻出する。一八七五年九月二五日に正院に宛てて司法 元老院で讒謗律・新聞紙条例が起草・制定されたことを受けて、 一八七五年から讒謗律

到底刑法ハ同一ニ帰セス候テハ不都合ニ有之、右等ハ無論律条ニ照準スヘキ者ト存候 謗律并新聞紙条例御頒布有之、依テハ右ニ付二罪倶発シ、若クハー罪先キニ発シ、 へ共、為念此段相伺候、至急何分ノ御指麾有之度候也37。 二論決ヲ経テ余罪後ニ発スルカ如キハ素ヨリ律例ニ拠リ二罪倶発ヲ以処分ニ可及哉。 従来法律上二罪倶発以、重編諸罰則ニ在テハ往々一罪コトニ処分相成居候処、 今般讒

乱について、各府県裁判所から司法省にも伺が提出されており。。。、こうした状況を受けて、 裁判の判決をめぐって混乱が生じていたのである。讒謗律・新聞紙条例をめぐる判決の混 は讒謗律・新聞紙条例の適用をめぐって、従来の律とは異なる審議となるのではないかと この史料は複数の罪が重複している場合の審議方法についての伺である。また、 一八七五年一二月四日にも司法省から正院に宛てて次のような伺が提出されている。 いう懸念が示されている。このように、讒謗律・新聞紙条例の制定によって、司法省では

得サル者アリ(中略) 見込ヲ以テ指令ニ及ヒ可申哉、早々御指令有之度、此段相伺候也³๑ 改定律例ト其権衡ヲ異ニスル者ニヨリー概律令ヲ援引致シ難シ、其間亦照準セサルヲ 讒謗律中正条無之者処分ニ付、各府県裁判所ヨリ伺出候儀有之候処、右ハ新律綱領・ 初ヨリ律例ト其権衡ヲ異ニス者ナレハ一々伺ヲ経可申哉、 又ハ

テハ当省(司法省―筆者補足)へ可伺出」4°とする「司法省達第二五号」を機能させるこ 判決に司法省が関与するような状況は司法権と司法行政との未分離を意味するといって良 らの指令という形で解決されていた。このように、裁判官が独自に法解釈をするのでなく、 いであろう。こうした各裁判所からの伺の頻発は、「法律ノ条件ニ付テ解シ難キ儀有之ニ於 紙条例をめぐる判決上の混乱は、 各府県裁判所では判決を下す際に混乱が生じていることがわかる。こうした讒謗律・新聞 このように讒謗律が、これまでの刑罰の基準である新律綱領・改定律例とは異なるため、 行政権と司法権の在り方をめぐって混乱に拍車をかけることとなった。こうした状 この時期に政府内で目標とされた政治体制である三権分立ボーーと齟齬を生じるもので 府県裁判所から司法省へと伺が提出され、主に司法省か

法省では設置当初から司法権の独立について次のように重視されている。

竟開化進歩ノ目的ヲ定メサセラレ候上ハ、 もなく西洋と異なる点もある)只管西洋ノ政体二倣セラレ候儀モ有之間敷、然トモ畢 法御斟酌遊サレ、 (「開化ノ国」では三権分立が確立している。 将来司法ノ大規模立サセラレ候儀トハ奉察候へ共、 分権相制シテ擅制ノ害ナク、 日本や清の制度は国政や人事はいうまで 御主意ノ次第伺 維持振作ノ方

居不申候テハ、省務ノ章程相立兼候間、此段奉伺候也42。

このように司法省では設置当初から三権分立を企図しており、讒謗律・新聞紙条例をめぐ る判決上の混乱は、 司法省の政治目標である司法権の独立の成否に関する問題であった。

司法省内においても三権分立は企図されており、 井上毅も「裁判権ヲ判テ、 司法省卜分立

分離を企図している⁴⁴。 シ行 - 政 - 官ト相干 - 冒セザラシメ、 以テ其独立ヲ保ス」⁴³として、 司法権と司法行政の

えるべきであろう。 まで政局の影響といったような流動的な状況のもと、 た点からも司法省では一貫した構想に沿う形で政策が形成されていったのではなく、あく 裁判の円滑化のために、 うような効果が挙げられなかったものと思われる。すなわち、判決をめぐる混乱をうけて、 抑圧を企図していたものの、 また、本章で既に確認したように、 旧刑法の編纂に本格的に着手されていく点を指摘したい。こうし 裁判所における判決の混乱によって民権派対策としては、 政府中枢では讒謗律・新聞紙条例による民権運動の 柔軟に政策が形成されていったと考

# 六 讒謗律・新聞紙条例と旧刑法の齟齬

聞紙条例と旧刑法の関連について言及していきたい。 あったことを指摘した。このように判決の混乱を背景に旧刑法が編纂される以上、旧刑法 において、讒謗律・新聞紙条例に相当する条文を設ける必要がある。本節では讒謗律・新 前節では刑法編纂に本格的に着手した契機が讒謗律・新聞紙条例をめぐる判決の混乱が

例に関連する条文も審議されている。 刑法の草案作成を企図して、司法省に設置された刑法草案取調掛で讒謗律・新聞紙条

二処ス。若シ第百四十三条二記載シタル官署二対シ本条ノ罪ヲ犯シタル者ハ二等ヲ加 然直チニ不敬ノ所為アル者ハ、一月以上六月以下ノ重禁錮、二円以上十円以下ノ罰金 第百六十八条 フ。(中略) 官吏ノ職務ヲ行フニ当リ又ハ其職務上ニ対シ形容若クハ言語ヲ以テ公

且此条中へ「官吏ノ目前ニアラスト雖モ刊行又ハ演説ヲ以テ不敬ヲ為シタル罪ヲ加へ ントス。 尤其刑期ハ半減位ニ為サントス。

然り総テ貴説ノ如ク改正スへシ。

然シ官吏ノ職務上ニ対シ刊行又ハ演説ヲ以、 ハ、其外「政事上ニ対シ刊行ヲ以テ讒謗シタル罪モ、 不敬ヲ為シタル罪ヲ此条へ加ユルトナレ 何レノ条ヘカ置カサルヲ得サル

対シタル讒謗ノ罪ノ外、 発シテ讒謗シタル罪ハ更ニー条トシテ加ヘントス45。 政事上ニ対シタル讒謗ノ罪ハ別ニ出版条例ヲ設ケテ罰スヘキモノナリ。 演説又ハ刊行ヲ以テ官吏ノ職務上ニ付 不正の所為アリト摘 然シ政事上ニ

史料の傍線部では、 演説会における官吏への批判を旧刑法の適用対象とすること、

とが企図されていったものと思われる。 るような条文が設けられていることに注目したい。讒謗律・新聞紙条例による混乱を受け 企図していることがわかる。このように、旧刑法の草案中に讒謗律・新聞紙条例に類似す 旧刑法の編纂が本格化した以上、旧刑法の条文中に讒謗律・新聞紙条例を取り込むこ 場合によっては刊行物中の官吏への批判も旧刑法によって裁くことをそれぞれ

こうした讒謗律・新聞紙条例との関連は、この時期の判決文にも表れていることに注目

ルナリ46。 刑法第三百五十八条ニ抵触セサレハ依然存在スヘキモノナリトノ上告趣旨ハ相立タサ 刑法第三編第一章第十二節ニ誣告誹毀ニ該ル犯罪ハ総テ本条ニ支配セラルヘキモノナ 讒謗律ハ全ク消滅シテー点ノ痕ヲ遺サヽルモノナルトス。 因テ讒謗律第七条ハ

を企図する讒謗律の性質は、旧刑法第三編に引き継がれていったのである。 三編の静謐を乱す罪が、讒謗律にとって代わるものとされている。このように民権派対策 この史料は一八八三年二月一五日に大審院から出された判決文である。ここでは旧刑法第

らかにしてきた。 生じており、この混乱を抑制することを企図して旧刑法の編纂が本格化していくことを明 いくものであり、 ここでは、 讒謗律・新聞紙条例の制定後、司法省では判決や司法権独立をめぐる混乱 こうした点から、 計画的な構想のもとで企図される性質のものでないことを強調しておき 司法省における西洋化が政局の影響のもと企図されて

#### おわりに

権への司法行政の介入を防止しようとしていたのである⁴?。 むことにより、司法省への何を減少させる効果をもたらすことになったと思われる。 と司法権の未分離を意味するものであった。旧刑法は讒謗律・新聞紙条例を条文に取り込 指摘した。この時期の裁判判決をめぐる府県裁判所から司法省への伺の頻発は、 契機には、讒謗律・新聞紙条例をめぐる判決と司法権の独立をめぐる混乱があったことを と、近代法制度が形成された事からも、決して西洋化の自明的所産として旧刑法が制定さ れたのではなく、 る裁判所・裁判所設置構想の挫折や司法省内の人事があった。このように政局の影響のも で明らかにしてきたように、旧刑法編纂にいたる前提には、 は、旧刑法編纂は西洋化の自明的所産として捉えられてきた。しかしながら、すでに本章 本章では旧刑法の編纂が本格化するまでの政治状況を再考してきた。これまでの研究で 刑法に讒謗律・新聞紙条例を取り込むことによって、 紆余曲折の結果であると評価できよう。また、旧刑法編纂が開始された 江藤司法卿期の基幹政策であ 裁判を円滑に運営し、 司法行政 すな

に顕在化したことを考えると、 讒謗律・新聞紙条例・改定律令の兼ね合いをめぐり、 司法省内では予め決定された政策理念に沿う形で、 旧刑法編纂の必要が突発的

たものと言えよう。 に政策が構想されていたのではなく、政局の影響のなかで、柔軟に政策が構想されていっ

で、柔軟に近代法制度を構想していた点を強調したい。 派官僚⁴∞の意向に沿って省務を構想していたのではなく、 て導入されていくものであった。こうした点からも必ずしもすべての省庁が、一部の開明 制度の形成は、「開明派官僚」による鋭意の所産というよりも、 る近代法制度の形成が強調されてきた。しかしながら、本章で明らかにしたように近代法 これまでの司法省研究では、江藤新平・井上毅ら「開明的」と評価されてきた人物によ 流動的な状況に対応するかたち 政局のもとで紆余曲折を経

- 響を与えた点が中心に論じられている。年)がある。岩谷氏の論考では、司法省に設置された刑法草案取調掛にボアソナ 岩谷十郎 行動と二罪俱発罪の条文成立に言及した。また、司法省における刑法編纂過程については、 の成立と村田保」 一九七六年) 旧刑法編纂過程」(『慶応義塾大学大学院法学研究科論文集』二六号、 (『法学政治学論究』七九号、二〇〇八年) が、元老院における村田保の が、元老院での旧刑法編纂過程を明らかにしたほか、三田奈穂「旧刑法 一九八七 一九 七五
- 吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本評論社、 一九九六年)一五九頁。
- 3 一二年)二八頁。 鵜飼政志「明治維新の理想像」(鵜飼政志・ 川口暁弘編『きのうの日本』有志舎、 =
- 治初期 初期の政局と裁判所設置構想」(『ヒストリア』二三四号、二〇一二年)を参昭江藤司法卿期から大木司法卿期における司法省の裁判所設置構想については、 を参照。
- 作成者は大木喬任。 6 はないが文書中の「自由党」「兇徒聚衆」などの記述から一八八五年頃のものと推定できる。 「司法省ニ関スル書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任文書」)。年代の記載
- 早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』Ⅱ、 一九七七年)。 六二八頁(早稲田大学出版
- 日付伊藤博文宛岩倉具視書簡。 8 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三巻、 一二三頁、 一八八三年二月二三
- 代友厚・税所篤宛大久保利通書簡。 9 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』一巻、二一一頁、 一八七四年一月二五日付五
- 戸孝允書簡。 日本史籍協会編『木戸孝允文書』六巻、 一六九頁、一八七五年七月四日付井上馨宛木
- 利通宛伊藤博文書簡。 日本史跡協会編『大久保利通文書』六巻、三七九頁、 一八七五年六月二七日付大久保
- なお、 白書提出以前のことであるため、 12 補足として、この時期、 江藤新平司法卿期から改定律例の編纂が企図されているが、 刑法編纂を企図するような史料は管見の限り見当たらない。 直接的な関連は見いだせない。 これは民撰議院設立建
- 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編一、一九五頁、一八七九年一二月二二日。
- 天皇陛下非常ノ御英断ヲ以テ勤倹ノ実ヲ挙ケラレ、大弊ヲ挽回セラルヽニ在リト奉存同様に井上毅は「正金下落意見」においても次のように述べている。 候。此大事件行ハレザレハ ミト奉存候。 井上はこの時期、紙幣の下落への対策と民権派対策を表裏一体のものと捉え1候。(前掲『井上毅伝』史料編一、一九四頁、一八七九年一二月二四日)。/事件行ハレザレハ(中略)不日二民議(民撰議院―筆者註)ノ興ルヲ待ツノ
- ている。 このように、
- いる(前掲拙稿「明治初期の攻司とは判所设置奪息」「ユニュー」である。「いった中国となった時期は、江藤司法卿期の官員を引継ぎつつ、各県・各区裁判所の増設を企図して区でのたび消費の辞表を提出した。こうした政治行動と共に、福岡が実質的責任者岡は江藤司法卿期から司法大輔を努めており、大蔵省との予算紛議では裁判所の増設を企一〇月二四日にかけて、司法卿は不在で、実質的責任者は司法大輔福岡孝弟であった。福一〇月二四日にかけて、司法卿は不在で、実質的責任者は司法大輔福岡孝弟であった。福 実質的責任者となった時期は江藤司法卿期の方針を踏襲したものであり 法卿期と同質に扱って良い 的責任者となった時期は江藤司法卿期の方針を踏襲したものであり、広義の意味で江(前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」五一~五三頁)。この点からも福岡が であろう。

- 「各区裁判所設立経費ノ儀上申」(国立公文書館所蔵「公文録」明治八年八月司法省伺)。 「天下ノ経済ヲ謀リ国家ノ会計ヲ立ツルノ議」(早稲田大学社会科学研究所編『大隈文
- 「明治八年自一月至六月歳入出予算会計表」(前掲『大隈文書』三巻、 九二頁)。 一八

書』三巻、一三六頁)。一八七五年九月。

- また、裁判所設置が基幹政策となっていた時期の司法大少丞は、楠田英世・樺山資郷の推進の交渉材料とした江藤の政治行動に対する支援をおこなっていることがわかる。 その根拠となるのは、司法省定額金二付御達」(一八七三年一月二五日〈国立公文書館所蔵 構想に中心的な役割を果たしたのは、前年に司法大少丞の職に在った者たち、19国立公文書館所蔵「司法省職員一覧表」(一八七四年五月一二日)。なお、 一成功に垂んとするの事業、水泡に帰する而已ならず、人民の有らん限りは、 「公文録」明治六年司法省伺(一・二月)〉)であり、 からざる裁判事務に於ても、 多少の窒礙を可生と存候」として、辞表提出を裁判所設置 前年に司法大少丞の職に在った者たちと思われる。 「(江藤新平の出省が滞った場合)第 一日も欠く
- 島本仲道・箕作麟祥、司法少丞は渡辺驥・岸良兼養・河野敏鎌・丹羽賢・得能良介である。 楠田英世・樺山資綱・
- 裁判所を設置することを批判している。 21 また、明治六年政変後に司法省に復帰した佐佐木高行は、「新ニ毎地方ニ裁判所ヲ置カ20 前掲井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編補遺第二、三~六頁。 ントスルトキハ、只其冗費ヲ増スノミニシテ、顧テ其ノ成蹟ナカルベシ」として、 新規に
- 例えば、前掲岩谷「旧刑法編纂過程」。
- 刊行予定)。 2∝ 拙稿「司法省におけるフランス法受容の端緒」(『国史学』二○九号、二○一三年三月
- 二日。 25前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、 24 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』六巻、 一五七~一五八頁。一八七一年七月一 一三〇頁。一八七四年四月。
- 26 設置直後の司法省において法典編纂が企図されていた点については、前掲拙稿「司法
- 28 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』六巻、二一八頁、一八七五年三月であることから、直接的に同法の制定に多く携わったものではないと思われる。 27 佐佐木が司法省から左院副議長へ転任するのは一八七四年七月五日。省におけるフランス法受容の端緒」。 聞紙条例は一八七五年六月二八日であり、佐佐木が元老院議官となったのが同年六月二日 なお讒謗律や新
- 佐佐木高行宛鶴田皓書簡。 一八七五年三月二四日付
- 30 前掲『日本刑法草案会議筆記』第三分冊、二一七八頁。定律例編纂史』(慶応義塾出版会、二〇〇一年)二九・三〇・二六六頁を参照。29 鶴田が新律綱領・改定律例の編纂に関わった点については、藤田弘道『新 藤田弘道『新律綱領・
- 前掲『井上毅伝』史料編第一、 一九~二四頁。一八七四年。第三分冊、二一七八頁。
- ∞∞ 岩谷十郎「旧刑法編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」(『法制史研究』四七法の意義」(『国士舘史学』一七号、二○一三年三月刊行予定)を参照。 ∞∞ 司法省における刑法編纂の思想的背景については、拙稿「明治初期の思想状況と旧 刑
- されている(一五九頁)。 一九九八年)では、伝統的法理念と功利的法理念とが編纂過程において両立しえたと
- 容が企図され(前掲拙稿「司法省におけるフランス法受容の端緒」)、 34 江藤司法卿期においても、 法編纂を契機として西洋法が念頭におかれはじめる。こうした裁判所構想頓挫の背景には、ては西洋法を念頭におく編纂方法が下火になり、裁判所設置構想の頓挫を背景とする旧刊 火になりつつも、継続していたものと思われる。ただし、 改定律例が編纂されていたように、法典編纂そのものは下 裁判所設置構想の頓挫を背景とする旧刑 設置直後の司法省で西洋法の受 江藤司法卿期におい

よって左右される性質のものであったと思われる。 が減少したことが考えられる。このように司法省の政策自体は担い手である官員の人事に註一六の通り、司法大少丞の大幅な入れ替えがあり、裁判所設置を念頭とするような官員

は形成されていないように思われる。 が審議されたに留まり、具体的にどのような刑法を起草するかというような基本理念まで 実際に大木から伺が提出されるより前に設置された刑法草案取調掛では、 刑罰の方法

36 大木喬任「刑法改正議」(国立公文書館所蔵「公文録」、 七六年一月四日。 明治九年一月司法省伺)。 一八

法省伺)。三条実美宛大木喬任伺。 「讒謗律并新聞紙条例二罪倶発処分伺」(国立公文書館所蔵「公文録」明治八年九月司 一八七五年九月二五日。

も補足しておきたい。 例えば、 一八七五年八月一七日には京都裁判所から次のような伺が提出されている点

讒謗律第七条上略、 其被告人罪ニ坐スル時ハ讒毀ノ罪ヲ論セストアル 八

ハ止夕其一事ヲ讒セシモノニ限ルカ将タ仮令ハ其三事ヲ讒毀スルニ其一事ハ

刑法ニ触レ告発シ、其二事ハ刑法ニ触サルノ類仍ホ讒毀ノ罪ヲ治セサルヤ。

将夕如此ノ場合ニ於テハ其刑法ニ触レサルニ事ニ就テ仍ホ讒毀ノ罪ヲ可論哉。

讒謗律第四条五条等ヲ併セ犯スモノアルトキハ、 各別二処分ス可キヤ。

其一条二就テ重ニ従ヒ科ス可キ哉。

第三条 等モ仍ホ各禁獄罰金ニ区処シ可然哉奉伺候也(司法省『司法省日誌』一三巻、テ讒謗律ニハ禁獄罰金ノミ。若シ然レハ其讒謗律ヲ犯スハ仮令官吏老小婦女新律ニ官吏ハ公私罪贖例アリ。老小婦女廃疾者ニハ収贖鎖錮ノ法アリ。而シ

このように、 四四五~四四六、橘書院復刻 府県裁判所では、判決をめぐる混乱が生じており、 一九八三年)。 司法省へ伺が提出されて

司法省之部全)。 「讒謗律中正条無之者処分ノ儀ニ付伺」(国立公文書館所蔵「公文録」 三条実美宛大木喬任伺。一八七五年一二月四日。 明治八年一二月

して、 司法省自体が判決に助言を与えることを企図して案出されたものであろう。

也。 「立憲政体に関する意見書」(前掲日本史籍協会編『大久保利通文書』五巻、41 例えば「政体書」(文部省『維新史』五巻、三九六~三九八頁、明治書院、 一八二~二〇 一九四一年)、

表題は「奉伺省務ノ章程相立度儀ニ付伺」。 42「省務章程伺」(国立公文書館所蔵「公文録」明治四年七月司法省伺〉)。 なお、 原史料

43 前掲『井上毅伝』史料編第一、五四~五六頁。

号」のような、司法権への司法行政の介入を容認するような通達が出された背景には、 前後の内容から見て、 45 前掲早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』Ⅱ、 の時期、各裁判所から判決のための法解釈についての伺が頻発していたことが考えられる。 司法省内で司法権と司法行政の分離が企図されているにも関わらず、「司法省達第二五 一八七七年ごろのものと思われる。 八二六頁。 文書中の

司法省蔵版『明治前期大審院刑事判決録』二三巻、 五四頁(文生書院、 一九八八年)。

- とある(二二九~二五〇頁)。 七五年八月に大審院が設置され、司法省内では司法行政と司法権の分離が企図されている4ヶ菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(御茶の水書房、一九九三年)によると、一八4ヶ
- 舎、二〇一一年)などの研究がある。二〇一〇年)、同「開明派官僚の登場と展開」(明治維新史学会編『維新政権の創設』、有志(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)、柏原宏紀『工部省の研究』(慶應義塾大学出版会、48 開明派官僚によって省務が形成されていった点については、門松秀樹『開拓使と幕臣』48 開明派官僚によって省務が形成されていった点については、門松秀樹『開拓使と幕臣』

#### はじめに

立が徹底していたわけではなかった。 前上標榜されたに過ぎず、司法権自体は不完全な独立に終始した1ように、必ずしも三権分 の一方で、序章で述べたように西洋近代の政治理念である三権分立は、 の政治制度である内閣制へと移行することで、西洋近代との同質性が強調されていく。そ 近代日本の政治制度は、 一八八五年に日本独自の政治制度である太政官制から西洋諸国 日本においては建

法制度が、日本社会においてなぜ確立していったのかという問題を棚上げしてきた。 その点は家永三郎氏が指摘したものの、司法権が不完全な独立に終始するような独自の

における非近代的側面を強調する帝国主義批判に立脚するものであった。 は、主に法制度の西洋近代との同質性が強調されてきた。それに対し、家永氏は日本社会 頭に置かれていたにも関わらず、法制度を直接研究対象としてきた法制史の分野において 西洋近代とは異質な法制度が日本において確立していったことが、一九六〇年代から念

度そのものが独自性や多様性を持つという点を念頭に置く必要があろう。 を得ることができる。西洋的・非西洋的思想のいずれに依拠するにせよ、近代的制度が様々 な立場から構想されていたことから、西洋近代との同質性が重要なのではなく、 司法省の政策を構想していた以上、近代法制度もまた日本独自の特質を持つとする見通し によって変質しており、非西洋的思想を持ちつつも近代化を構想しうるものである2。そう した点からも本稿でも検討したように江藤や司法省官員の多くが非西洋的思想を持ちつつ、 しかし、 西洋・非西洋とは二項対立的なものではなく、非西洋的思想もまた近代の到来 近代的制

81

きたい。すなわち、 などの流動的要素の影響も見逃せない点である。本章では家永氏以来の研究課題となって るような要因や背景がどこにあったのかを検討する。 いる司法権の不完全な独立がどのような状況のなかで成立していったのか明らかにしてい こうした多様な思想性が近代化に影響を与えたことに加え、本稿の分析視角である政局 政局や非西洋的思想を念頭に置きつつ、内閣期司法省の省務を規定す

省の位置づけを把握することが本章の課題である。 るにいたった。こうした太政官期と内閣期との連続・非連続を問いつつ、 な権限を有していたのに対し、内閣期には司法行政のみの管掌に留まり、 司法権を管轄する司法省は、 太政官期においては法典起草と司法行政を職掌とする広範 太政官期の司法 権限が限定され

# 一 明治初期の「司法権」認識の位相

まず本章では明治初年の司法省の政策を政局との関連のもとで位置づけていきたい。

はどのように認識されていたのであろうか。 洋化を企図していたわけでなく、西洋の法制度との異質性をはらんでいたものと考えうるe。 を持つものと規定してきた4。しかしながら、明治初年の近代化政策は必ずしも自明的に断 て見ていきたいマ。 図する大蔵省の意向をうけて頓挫していくように、政局の影響のもとで紆余曲折を経てい 敏彦氏の論考3に依拠しつつ、 れまでの司法省研究は、 行されるものではなく、江藤司法卿期から始まった裁判所設置政策も、 江藤司法卿のもと全国的に裁判所を設置したが、司法省の政策のなかで「司法権の独立」 つまり、政局の影響を受けて政策が変化している以上、司法省が自明的・単線的に西 江藤司法卿期に急進的に近代法制度が導入されていくとする毛利 明治初年に企図された司法省の諸政策が西洋近代との同質性 ここではまず地方行政と司法権の関連につい 財政支出削減を企

れる。京都府裁判所設置に際して、太政官は次のような通達を京都府に宛てている。 裁判所の設置を全国的に展開するなかで、 一八七二年一〇月、 京都府に裁判所が設置さ

其府へ裁判所被置候事。但、司法省官員出張ノ上、 申談事務可引渡事

右之通、被仰出候二付、左之通可相心得候。

- 一、裁判所、二条城府庁門内へ被設候事。
- 一、訴訟ノ儀、来ル十八日ヨリ裁判所へ可差出候事

但、宛所京都裁判所卜可書調候事。

- 一、訴訟日限、刻限、従前之通ニ候。
- 訴訟鞫獄二関係ノ事ニ付テハ、 向後裁判所ヨリ直達可有之候事。
- 一、旧藩債及ビ新府県債事件ハ府庁へ可申出事。
- 一、旧幕府名目金取調書并其関係ノ事ハ府庁へ可申出候事8。

果たして、こうした通達のように、司法権の行使者が司法省とその専門官吏に限定されて 門的官吏が事務引渡しのため出張することで、 所へ変更になることと、「司法省官員出張ノ上、申談事務可引渡事」とある。司法省では専 いる様な認識は普遍的なものだったのだろうか。 ここでは、司法権が司法省の管轄下にあるとの認識のもと、 裁判・訴訟事務の移管が企図されている。 出訴先が京都府から京都裁判

った佐佐木高行は、 大木喬任が司法卿となり裁判所設置が引き継がれた一八七四年一月、 次のように裁判官について言及している。 司法大輔の任にあ

今遂二之 (裁判規則―筆者註) ヲ一定センガ為メ、 新二毎地方二裁判所ヲ置カントス

ルトキハ、只其冗費ヲ増スノミニシテ、顧テ其ノ成蹟ナカルベシ、 蓋シ今新二数十八

県裁判所ヲ置クト雖モ、 官二補セザルベカラズ9。 其裁判官ハ即チ各県審理所掌ノモノヲ擢用シテ、 之レヲ其ノ

官吏が裁判を執り行うのではなく、 この意見書のなかで、 がこのような意向をしめした背景には、 佐佐木は裁判所が未設置の府県では、 地方官管轄の官吏を登用することとしている。 この時期、 裁判件数が増加傾向にあり、 必ずしも司法省所属の専門的 裁判に精 佐佐木

例えば、【表一〇】のように、新治県では県所属の下級官吏が登用されており、 ても訴訟事務が府県から司法省へ移管されることで、事務が簡素化することにも繋がる。 したがって、 要請に基づく協力関係のもとで司法行政が展開していたものと思われる。 した地方官吏を司法省に吸収した方が合理的と考えた結果であろう。 裁判担当の官吏を減員したとしても府県の事務量は変わらないこととなる。 地方行政へ

らも登用され、各地で裁判所が設置されていったのである。 法省内に多様な構想があった。このように裁判を行う官吏がその経歴に多様性を有しなが 寮の官吏によって司法行政を機能させようとしていることからも、 このように地方官の協力を得ることで司法権が確立されつつある一方、同時期には明法 ての認識を検討していきたい。 次節では明治初期の司法権に 司法権をめぐっては司

# 二 明治初期における司法権の位置づけ

成されていったのだろうか。本節では独自の制度が形成されていった背景を検討していき 明記され、 本章が対象とする明治〇年代には、司法と行政とを明確に区別することが「政体書」にも 司法制度の整備が一体のものとされる西洋との異質性として指摘できる。 あの、 法省設置前後の政体改革構想のなかでは、 司法権の独立は強く認識されることがなかったい。こうした傾向は司法権の独立と 西洋との同質性が模索されていた。そうした時期に、なぜ独自の司法制度が形 司法制度の整備が徐々に企図されていった しかしながら、

設置当初の司法省では西洋化の方針について、 規模サセラレ候儀トハ奉察候へ共、御主意ノ次第伺居不申候テハ、省務ノ章程相立兼 候間、此段奉伺候也11。 レ候上ハ、 只管西洋ノ政体ニ倣セラレ候儀モ有之間敷、 分権相制シテ擅制ノ害ナク、維持振作ノ方法御斟酌遊サレ、 然トモ畢竟開化進歩ノ目的ヲ定メサセラ 次のような確認を正院に求めている。 将来司法ノ大

理念の実現よりも正院の意向に従うとする姿勢がうかがえる。 とあるように司法権の独立も司法省では念頭にあるものの、 との異同に留意しつつ、司法省の省務を決定しようとしている。すなわち、「分権相制シテ」 この史料では、 しも西洋との同化ばかりが企図されていたわけではない。むしろ、三権分立という西洋的 西洋の政治制度との同質性ばかりが念頭におかれていたわけではなく、 司法制度の整備にあたり、「只管西洋ノ政体ニ倣セラレ候儀モ有之間敷」と 省務を規定する章程では必ず 西洋の政体

あった佐佐木高行は司法省の省務について次のような方針を立てている。 制度を掌握していた司法省の省務を改めて見ていこう。章程起草に際して、 では、ここで述べられているような西洋との異同とはどのような点なのであろうか。 司法大輔で

司法ト相成候ヨリ、 全国二裁判所ヲ置キ、 裁判権ヲ一ニ帰スル事当然ナレ共、

留意したい。 紹介し、江藤新平などが参照した神田孝平『和蘭政典』には次のような記述があることに そも日本において立法権とはどのように理解されていたのであろうか。 景に追いやられていた13。司法権の独立に司法省自体が消極的になっていたといえる。そも 設置当初の司法省では司法権の根幹である司法制度の整備が「法律諸規則」編纂の前で後 が司法省の管轄となっていったのである。法典編纂が喫緊の課題として認識される一方で たこととともに、立法権が確立していない日本の現状があった。そのため、法律編纂事業 は各裁判所が様々なことをその時々で施行していたため、統一的な基準が必要とされてい 佐佐木の構想では、裁判所と「法律諸規則」の編纂を「一時二施行」することが困難であ ることから、 光景ニテハ、百事一時ニ施行、急敷、依ツテ、急務ハ、法律諸規則ヲ編成ニカヲ尽シロ゚ 一先ずは「法律諸規則」の編纂に着手することを企図している。その背景に 西洋の政治制度を

百十一条右、存意ヲ立テ法案ヲ作ルノ権ハ下院ニ属ス。

(中略)

第百十五条 総シテ律法ノ案文ヲ国王及ヒ国会ニテ承諾セハ之ヲ律法ト号シ、 リ国中二布告スベシ。国中何人二限ラス律法ニ違背スルコトヲ得ス。

(中略)

第百六十二条 大裁判所ニテ諸裁判所ヲ監察シ、 ル丶様ニ督責ヲ加フベシ!4。 作法乱レズ。 獄事滞ナク律法ノ行

それとともに大裁判所の職務が司法行政に特化しており、西洋の政治制度では一般的に法 典編纂と司法行政が個別の機関の職務であるとされている。 にいたる一連の編纂過程が国会に委ねられていることが、西洋の政治制度の特質であった. 条にはその草案の起草自体も下院が管轄するものとされている。すなわち、起草から成立 ここでは、百十五条に西洋では「律法」は国会で編纂することが明記されており、

所と集議院を改組して設置された左院において、 その点を考える手がかりとして、明治初期の立法機関に対する認識を見ていきたい。公議 立法機関の位置づけを次のように認識している。 日本においては立法機関での法典編纂が一般化しなかったのであろうか。 副議長の職にあった江藤は、 左院設置直

朝廷ノ御天下モ藩主ノ御一藩モ刑法・会計ノ両件立ルニ、 両事ヲ議定ス。 ナクテハ郡県ニ帰スルト云へカラス。 但シ夫ハ在太政官」。 或議院ヲ立テ、 上下両院ヲ置キ 此両権ヲ朝廷ヨリ直ニ御握 会計・刑法ノ

政府権力の強化が課題とされていたic。そのため、太政官に立法機関だけでなく、行政官省 ようとする背景には、この時期、 受ける限定的な性質であることがわかる。立法権の抑制など、太政官に広範な権限を与え として司法省を組み入れることで司法権も集約されることが構想に挙がっている。 太政官が上下両院を監督する体制を企図している。そのため立法権は太政官による抑制を ここで江藤は刑法の編纂を議院に委ねているが、議院を「在太政官」と位置づけており、 西南地方を中心として反政府運動が巻き起こっており、 このよ

ことが指摘できる。 うな太政官構想からも明治初期の政府が西洋的三権分立を念頭においていたわけではない

意識されていたわけではないことが確認できよう。 の正当性を担保するために必要とされた側面が大きく、「公議」意識の高揚は政府にとって 済崩し的な結果であろう。立法権が行使できないことを政府が黙認した背景として、この 抑制すべき対象でもあった17。こうした政府の意図からも、 く認識されていたため導入されたためである。公議を制度化するための立法機関は、政府 時期の政府では立法権の基盤をなす「公議」意識自体が、 集議院・公議所では議論が紛糾しており、 また、 立法機関が太政官の管轄とされ、 充分に立法権を行使できなかったことが招いた 司法省のもとに機能の一部が吸収されたのは、 「私政」の謗りを免れることを強 かならずしも西洋との同一性が

### 三 司法省の職掌

に特化している。 起草され始めた旧刑法では、元老院に最終的な決定権が移行し、司法省は草案の起草のみ 五年以降、司法省の法典編纂権は後退していった。実際に新律綱領・改定律例の制定につ 的なものであった。それゆえ、大阪会議により立法機関の確立が課題となってくる一八六 いては、司法省が起草から制定にいたる一連の過程を独占したことに対し、大阪会議後に 前節まで明治初期の司法省の広範な権限が形成された背景を明らかにした。しかしなが 明治初期の司法省が有した法典編纂の権限は、あくまで政府の事情を反映した済崩し

次の史料は、 た。この点を念頭に置きつつ、 は妨げになるものと思われる。 のであろうか。権限の縮小は、法典と司法行政を関連づけて近代法制度を形成するうえで そもそも、 では、なぜ、 内閣期司法省と太政官期の連続性は法典編纂権の喪失を伴うことによるものであっ 江藤司法卿就任後の一八七二年八月三日に定められた「司法省職務定制」18で 司法省設置当初、 司法省は法典編纂の権限の元老院への移譲という権限の縮小を受け入れた しかしながら、内閣期の司法省は司法行政に特化している 司法省の職掌はどのように規定されていたのであろうか。 司法省の権限縮小の背景と要因を明らかにしていきたい。

第二章 本省章程

本省総判スル所ノ事務章程、左ノ如シ

第七条 新法ノ議案及条例ヲ起ス。

第八条 地方ノ便宜ニ従ヒ裁判所ヲ設ケ、 権限ヲ定メ、 費用ヲ制ス。

第九条 国家ノ大事二関スル犯罪ヲ論決ス。

第十条(全国ノ死罪ヲ論決ス。

第十一条 勅奏官及華族ノ犯罪ヲ論決ス。

以上各条必ス上奏制可ヲ経テ然ル後ニ施行ス。

第十二条 疑獄ヲ審定ス。

第十三条 裁判官ノ犯罪ハ臨時裁判所ニ於テ論決ス。

第十四条 諸官省ヨリ布令スル所ノ条則、 シテ照知ヲ経ヘシ。 荷モ裁判上二関渉スルモノハ必ス本省二移

第十五 条 凡ソ省中二於テ処分スル事務細大トナク毎月之ヲ分別シ、 シテ正院へ上達スヘシ。 其考課状ヲ詳記

知識や新律綱領編纂の経験を持つ官員が多く出仕していたことが考えられるい。 限が付与された直接的な理由として、この時期の司法省には箕作麟祥や青木信寅ら法律の 草」が含まれており、司法行政と法典編纂が司法省の正式な権限であった。法典起草の権 ここでは八条と十二条に会計予算などの司法行政権だけでなく、七条には「新法議案ノ起

法省職制並事務章程」20では、司法省の省務は次のように規定されている。 それに対し、立憲政体の導入が本格化しはじめた一八八〇年一二月二日に制定された「司

主管ノ事務左ニ記列スル者ハ卿其意見ヲ申奏シ、 裁可ヲ経テ、 然ル後施行ス。 其他ハ

卿之ヲ専行スルコトヲ得。

但、其施行ニ付テハ、卿皆其責ニ任ス。

第一条 行政裁判ノ事。

第二条 司法警察ノ事務ヲ変更スル事。

第三条 法庭二関スル規程ヲ定ムル事。

第四条 主管ノ事務ニ付、布達スル事。

第五条 部下ノ官吏並ニ生徒ヲ外国ニ派遣スル事。

第六条 各裁判所並二検事局ヲ廃置シ及ヒ各裁判所長ヲ命シ、 又ハ之ヲ免

スル事。

第七条 各局ヲ廃置シ及ヒ局長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事。

第八条 各裁判所及ヒ各局ノ処務規程ヲ定ムル事。

第九条 外国人ヲ雇入レ、又ハ之ヲ解傭スル事。

第十条
新二事ヲ創メ、又ハ旧規ヲ変更スル事。

に移されたものと思われる。 つつ、法典が起草されていることから、 局条例」のなかでも「外国書籍ノ翻訳」は、明治期には一貫して西洋の法律書を参考にし っていることから、法典編纂の権限は元老院に移管されたことが確認できる。 局条例」21に「法律規則等ノ照査編纂及外国書籍ノ翻訳ニ関スル事務ヲ掌理ス」る点が加わ ここでは、従来の職掌であった「新法ノ議案及条例ヲ起ス」権限が削除され、「元老院事務 法典の起草から編纂にいたる一連の権限が元老院 「元老院事務

ス」とするのみの記載に留まっていた司法行政関連の項目が、 また、「司法省職務定制」では「地方ノ便宜ニ従ヒ裁判所ヲ設ケ、権限ヲ定メ、費用ヲ制 「司法省職制並事務章程」で

とが指摘できる。 又ハ之ヲ免スル事」「各裁判所及ヒ各局ノ処務規定ヲ定ムル事」とあるように精緻化してお は「法庭二関スル規定ヲ定ムル事」「各裁判所並ニ検事局ヲ廃置シ及ヒ各裁判所長ヲ命シ、 一八八〇年の章程改正を画期として、 司法省の省務が司法行政へと特化していったこ

たのかという要因を明らかにしていきたい。 と見ることができる。この点を念頭に置きつつ、 こうした司法行政への特化という点は、内閣期の司法行政に特化した司法省への連続性 次節では何故司法省の省務に変更が生じ

## 四 司法省をとりまく状況

では、こうした権限の変更が企図された要因とはどのようなものだったのであろうか。 し、司法省は司法行政に特化することで、内閣期の司法省への連続性を含むものであった。 すでに指摘してきたように、一八八〇年一二月の章程改正は、元老院へ法典編纂を移管

期の政治制度改革について、 革が企図されていく。そのなかで中心的な役割を果たしたのが伊藤博文であった。この時 大久保没後体制のなかで、一八八〇年頃から立憲制の導入を視野に入れた政治制度の改 法制局長官であった井上毅は伊藤に次のような書簡を宛てて

歟と奉存候。尤旧章程に多少齟齬を生し候とも、 閣委員出席規則は旧に依り施行し而差支無之事と奉存候。 に依候方穏奉存候。全く無章程に而諸省卿之デスクレンスションに任せ候も弊害難免 元老院は章程さへ改正に相成候得は、 職制并議事条例、議案修正条例、 可成は改正の煩を避候方可然歟奉存 (中略) 諸省之章程も姑く旧 読会規則、

する意見書を提出しているように、議会の開設を前提として元老院の拡充を企図しており、 老院ヲ更張シテ(上院に移行するような―筆者註)名実相副ハシムルニ若クハナキ也」24と 背景には、伊藤による元老院の拡充を企図する構想があったス³。 伊藤に取り入れられなかったものと思われる。 こととしながらも、 について議論していることがわかる。とりわけ、 この書簡から、 一八八〇年の章程改正には伊藤の意向が作用していた。 ている。しかし、この書簡に見られる井上の漸進案は章程改正が断行されたことからも、 一八八〇年一二月の章程改正に先立ち、井上と伊藤が元老院や諸省の章程 職制だけに留まらず、議事条例や各種規則など細部に渡る懸念がされ 伊藤によって元老院章程改正が断行された 元老院については「旧に依り施行」する 伊藤はこの時期、「先ツ元

の拡充や位置づけについて次のように述べている。 元老院議長の職にあった大木喬任は、外債募集で伊藤に異論を唱えていたものの、 立法機能を持たせることによる元老院の拡充構想は、 例えば、司法卿として旧刑法の制定を果たし、 一八八〇年二月より翌年一〇月まで 政府内での合意によるものと思わ

(佐佐木高行の意見には-―筆者補足) 大木曰ク、 最モ御同見也。 今日二相成、

法相待ツテ、 参議ヲ退ケルモ六ツカシキ事ナレバ、各参議ヲシテ、 バ、天下ハ自ラ平ナルベシ。然レ共、 致シガタク、只大臣ノ権カニテ、 初メテ百事公平ノ政治行ハレ、人心モ漸々安心スベシ。 諸省卿ニテ可ナラン。然ラバ、 大隈・伊藤・井上ノ三参議ヲシテ要路ヲ退カシムレ 大臣二其権力ナシ。嘆息ナリ。高行曰ク、只々 立法官ノ権力モ相立チ、 元老院ノ副議長又ハ議官ニ転ジ

## 大木曰ク、其考へ尤モ也智。

見通しのもとで元老院拡充が合意されていったのである。 なかったのである。 り、目的は異なるものの、 府内の権力争いとしてだけでなく、立法機関の確立と一体化しているように、さまざまな 確立するとの見通しを持っている。このように元老院の拡充が伊藤ら参議の排斥という政 参議による権力の独占状態を批判しながら、伊藤らを元老院へ転任させることで立法権が この史料からもわかるように、佐佐木は大木に対して、現在の政府が大隈・伊藤・井上ら 其考へ尤モ也」と伝えているように、大木もまた元老院の拡充については肯定的であ 佐佐木・大木もまた伊藤の元老院拡充構想を批判する余地は少 佐佐木の構想に対して、「大木曰

院の拡充については概ね同意にいたっていることから、 ていた司法省の権限が縮小されるような状況が形成されていたことを指摘できよう。 本節では一八八〇年頃の政府内での元老院拡充をめぐる構想を明らかにしてきた。元老 立法機関との関連のもと付与され

## 五 司法省方針の変更

うに大木司法卿期の方針を踏襲していた。 田中司法卿のもと、 うしたなかで、大木司法卿の元老院への転任に伴い、田中不二麿が司法卿として着任する。 所設置から台湾出兵・佐賀の乱での財政問題によって旧刑法の編纂へと変化していたス゚。そ 卿に在任した一八七三年一〇月から一八八〇年二月までの間に、司法省の基幹政策は裁判 討していきたい。 ここでは司法省が章程改正を受けて、 田中が司法卿に就任した直後の一八八〇年三月、章程はまだ改正されておらず、 明治六年政変後、司法省では大木喬任が司法卿に就任する。大木が司法 司法行政に特化するような省務変更は実行にうつされたのであろうか。 実際にどのように政策を変更していったのかを検 次のよ

述候也27。 官へ御托示之趣モ有之ニ付、 固ヨリ未タ一定ノモノニハ無之候得共、 別冊治罪書式及治罪法附属規則ハ司法省治罪法取調掛ニテ起案スルモノニ係リ候処、 不取敢右一本廻呈致候。 御一覧相成度旨、 楮余ハ一両日之中趨堂参ニ可拝 清浦(奎吾—筆者註)書記

その附属規則が起草されていたスタ。 この史料の傍線部からもわかるように、 旧刑法の施行後も依然として司法省では治罪法と

法省の政策は章程に拘束されるかたちで司法行政へと特化している。 大木司法卿期の政策が踏襲されるなかで、法典の起草が元老院へと移行したことで、 【表一一】にあるよう

増加傾向にあることがわかる。 法省へとつながるような省務を形成していったのである。 行されていた。このように章程改正後の司法省は、司法行政へと特化するという内閣期司 シ及ヒ局長ヲ命シ、又ハ之ヲ免スル事」「各裁判所並ニ検事局ヲ廃置シ及ヒ各裁判所長ヲ命 又ハ之ヲ免スル事」とあることから、司法省では改正された章程に基づいた政策が実 章程改正以降、 司法省では九ヶ所の裁判所長の任免がされ20、 この点は、「司法省職制並事務章程」のなかで「各局ヲ廃置 各地でも検事局の設置が

# 六 田中司法卿期の司法行政の限界性

点を念頭に置いて、本節では田中司法卿期の司法行政について検討していきたい。 法卿期の方針は検事局の設置や裁判所長の任免であり、施策の内容が異なっている。 司法行政への特化という点では、江藤司法卿期と田中司法卿期の司法省の方針は共通し しかし、江藤司法卿期の方針が裁判所の設置に特化していたことに対しる、 田中司 この

用として前年度の余剰経費が流用されていた。 至急御裁允相成候様致度、此段相伺候也」
32とする伺いが出されており、 費予算額之内、別冊之諸科目節略之方法相立、残余見込ノ分ヲ以彼此流用支消致度候条、 をもって賄われていたものと思われる。たとえば、一八八一年六月二〇日には「本年度経 判所新設が構想されているヨ゚。こうした裁判所新設や運営のための費用は、余剰経費の流用 江藤司法卿期の司法行政と同様に、田中司法卿期にも当初は裁判所の新設が企図され 一八八二年七月には下妻治安裁判所や新発田始審裁判所をはじめとした七ケ所の裁 司法制度運用の費

況ヲ視察シ、其得失ヲ内閣ニ具申スルコトヲ得。(中略)国庫及各庁収支ノ決算ヲ審査判定 計検査院を管轄する大蔵省が各省の事業への強い影響力を持ちえたのである。 シ、当該会計官吏ニ向テ決算ノ状ヲ宣告ス」33ることを目的として設置されたことから、会 る。会計検査院は一八八三年七月に「会計検査上二於テ各事業ノ審査ヲ要スル時ハ、 力を持ちえた背景には、大蔵省内に会計検査院が設置されたことが要因であると考えられ 卿期の政策は大蔵省の意向に左右される脆弱なものであった。大蔵省が司法省へ強い影響 ことからも江藤司法卿期の政策が司法省の独断専行で企図されていたのに対し、田中司法 られており、司法省の政策遂行に大蔵省の影響が働いていたことが推測できる。 本来、司法省のものであるはずの余剰経費について、 大蔵省へと使途の相談が持ちかけ こうした

考えられる。 用ノ件」34「十二年度経費流用ノ件」35「十四年度経費小科目流用支出方ノ件」36を大蔵省 しなくてはならなくなった。しかし、相次いで経費流用の伺いが提出されたことで、大蔵 の大きな政策を企図しながらも、司法省予算が前年度と同額しか付与されなかったことが へ提出し、余剰経費の消化を企図している。その背景には、裁判所の新設という財政規模 会計検査院設置翌年から司法省は「十五年度司法裁判所建築費予算帳」「十三年度経費流 「司法省伺十二年度経費流用之儀ハ同年度経費俸給増額金ヲ以テ、 そうしたことからも、 司法省は政策の断行に際して、より潤沢な財源を確保 他費へ支消スルハ

停滞している半面、統廃合は一七件に増加している38。このことからも、様々な経費がかか 大隈重信の意向があったことも指摘しておきたい。 期の司法省の政策には会計検査院とそれを管轄する大蔵省の影響が強く出ているのである。 る裁判所を統廃合することで経費の抑制が企図されていたものと考えられる。 きく影響してくる。例えば、田中司法卿期に再度司法行政へと特化しつつあったものの、【表 うに余剰経費の流用が困難になったことから、司法省の政策にも大蔵省の緊縮財政策が大 の限定的な措置とし、司法省の余剰経費流用について態度を硬化させつつあった。このよ 十二年第十八号公達ニ抵触シ不都合ニ候得共、 一二】からもわかるように一八八〇年から一八八三年にかけて裁判所の設置は僅か二件と 大蔵省が司法省に対しても財政の緊縮を働きかけた背景には、この時期の大蔵卿である 今更無止次第二付聴許」
37として、 田中司法卿

五拾万円ヲ目的トシテ節減ノ方ヲ行ハント欲ス帝室用度ヲ除キ官省院使局ノ経費総計弐千弐 処分ヲ以テ一層ノ節減ヲ行フコト肝要ナリトス。 務メテ不急若クハ重複ノ事業ヲ廃止シ、或ハ局課ヲ分合廃置シ、事務ヲ減縮スル等ノ 各庁経費ノ実況タル年々増進シテ殆ント究極スル所ヲ知ル能ハサルカ如シ。因テ此際 (中略) 先ツ現今各庁ノ経費中凡ソ百

セサルヘカラスがノ如ク各庁ノ経費ヲ減スル凡ソ百分ノ九ヲ減 ノ際ニ当テ其減少ノ方法、即チ事務ノ減縮

局課ノ分合等ニ厚ク注意シテ其改正ヲ挙行セハ、 大二施政ノ改進ヲ見ルニ至ランコト

ため、 提出されたものといえる。 である。また、 とあるように、 あった財政の抑制を企図している。とりわけ、「務メテ不急若クハ重複ノ事業ヲ廃止シ、或 この史料は、西南戦争後のインフレを抑制することを企図して伊藤主導のもと大隈が提出 した意見書であるst。ここで大隈は各省予算から一五〇万円を削減することで、 ハ局課ヲ分合廃置シ、事務ヲ減縮スル等ノ処分ヲ以テ一層ノ節減ヲ行フコト肝要ナリトス」 司法省では近接する裁判所の統廃合をすることで、大蔵省の意向が踏まえられたの 田中司法卿期の司法政策の限界性があったのである。 伊藤の主導で提出された経緯からも、 大隈の意向は各省の事業や局課の統廃合を前提としたものであった。その つまり、大隈をはじめとした大蔵省の意向に従わざるを得な この意見書は政府内での合意を経て 増加傾向に

#### おわりに

えていた。 の抑制は集議院が左院に改組された後も引き続いており、 与された背景には、 連続性を考察してきた。設置当初の司法省では法典編纂と司法行政の二つを基幹政策に据 本章では太政官期における司法行政の位置づけを検討することで、 本来、西洋社会では立法機関に付与されるはずの法典編纂の権限が司法省に付 公議所や集議院における「公議」の抑制があった。こうした「公議」 左院での法典編纂に司法省が関 内閣期の司法省との

企図され、立法機関としての役割が元老院には期待されていく。 議以降の政局では議会制の導入が目指されるなかで、伊藤博文らによって元老院の拡充が 渉していた⁴。明治○年代には抑制の対象であった「公議」や立法機関ではあるが、 大阪会

に過ぎず、 た経緯や背景を検討することで、 現行刑法の制定に資することとなる。次章では草案起草権が内閣期に司法省の権限となっ 七年四月一九日に外務省から法律取調委員会を移管することで再び司法省の権限とされ、 そのため司法権もまた行政からの介入を受けることを慣習化していったものと思われる。 した。司法行政へと特化したことで司法省の職掌から外れていった草案起草権は、 設と比較して財政規模の小さな政策に切り替えている。本章で明らかにしたように、一八 紛糾などによって済崩し的に与えられたものであり、極めて過渡的な性質のものであった うな場当たり的なものであった。太政官期司法省の特色である法典編纂自体は立法機関の 界性を持っており、大蔵省の意向との総合調整の結果に基づくものであることを指摘した 政方針を受け入れるかたちで、検事局の設置や裁判所長官の任免という、裁判所自体の新 るような計画性を持つものではなく、政局や財政状況に左右されながら政策を構想するよ 置づけるならば、太政官期の司法政策とは、一貫した政策理念のもと近代法制度を構築す 八〇年一二月の章程改正後の司法省の政策は、大蔵省の影響のもと展開していたという限 として位置づけることができよう。内閣期司法省との連続性で太政官期司法省を改めて位 司法省の職掌も司法行政へと特化する。司法行政への特化は、内閣期の司法省との連続性 本章では、司法省が司法行政へと特化する経緯を明治期の政局との関連のもと明らかに 一八八〇年一二月の章程改正以降の司法省は、司法行政に特化しながらも、大蔵省の財 このようななかで、司法省に付与されていた法典編纂が元老院へと移管されることで、 この点を突き詰めると、太政官期から内閣期にかけての司法省の特質とは、一行政省 司法権の確立そのものが政局や財政のなかで大きく翻弄されるものであった。 内閣期司法省の位置づけを明らかにする 九〇

本の政党と司法権』(塙書房、 『司法権独立の歴史的考察』(日本評論新社、 一九八〇年)など。 一九六二年)。三谷太一郎『近代日

2 真辺将之

『江藤新平』(中央公論社、一九八七年)。『西村茂樹研究』(思文閣、二〇一〇年)。

期における ☆ 菊山正明 など。 『明治国家の形成と司法制度』(御茶ノ水書房、一九九三年)、山口亮介「明治初 「司法」の展開過程に関する一試論」(『法政研究』七七巻三号、 二〇一〇年)

5 拙稿 「明治初期の政局と裁判所設置構想」 (『ヒストリア』 二三四号、 二〇一二年)。 同 「明 治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」(『東アジア近代史』一六号、 二〇一三年)。

治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」を参照。 る法解釈の混乱を背景として、旧刑法が編纂され始めたとする点については、前掲拙稿「明 6 大木司法卿期に裁判所設置が停滞した要因については、前掲拙稿「明治初期の政局と裁判 所設置構想」を参照。また、裁判所の設置が頓挫したことと、讒謗律・新聞紙条例をめぐ

ではない。 達第二二三号」(京都府立総合資料館所蔵「京都府布令全書」)には、後述した一八七二年 掲菊山『明治国家の形成と司法制度』にもあるとおり、小野組転籍である。また、 地方官と司法省の間で対立が生じていたとあるが、京都府と司法省との対立の本質は、前 誌』三四-三・四、 7 藤原明久「明治六年における京都府と京都裁判所との裁判権限争議」上下(『神戸法学雑 ており、必ずしも地方行政と司法省の間で裁判権限の移譲が深刻な問題となっていたわけ一〇月一二日付京都府宛司法省達がそのまま京都府知事であった長谷信篤名義で公達され 一九八三・一九八四年)では地方行政から司法権が独立するに際して、 「京都府

第二百廿三号(京都府立総合資料館所蔵「京都府布令全書」)に記載がある。において京都府への達しとして現存している。また一つ書きの箇所については、 十府県へ裁判事務引渡等ノ儀申立」(国立公文書館所蔵「公文録」明治五年一〇月司法省伺)令全書』『法規分類大全』には収録されていないが、事務の引渡しについては「京都府外三 白顕彰会、一九一四年〈マツノ書店、二〇〇六年復刻〉)。この史料については「公文録」『法 一八七二年一〇月一二付京都府宛太政官達(的野半助『江藤南白』下、七二~七三頁、南 京都府達

て、司法台に設置する一等裁判所のほか、二等裁判所・三等裁判所の設置については言及後に司法卿となる江藤新平も「官制案」(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」におい維新三、維新政権の創設』有志舎、二〇一一年)。また、この時期の政体改革については、10 藤田正「明治初年の「公議」「公論」と太政官」一五七頁(明治維新史学会編『講座明治 政官内の一行政官省として位置づけられている。 しているものの、司法権については言及していない。 「府県設置ニ就テノ意見書」(東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』 六巻、二三~二四頁)。 このことから、 司法省はあくまで太

12 前掲東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』五巻、 一五七~一五八頁。 一八七一年七月一

法典編纂から司法制度の整備へと変化した要因としては、佐佐木の外遊直後に司法省官員13 佐佐木が中心となっていた草創期司法省から江藤司法卿期にかけて司法省の基幹政策が 区裁判所章程伺」、一八七二年二月二日〈国立公文書館所蔵「公文録」 から「(東京裁判所の事務が煩雑化しているので、各区に裁判所を設けるため、 ノ事務繁簡ニ従ヒ、順序ヲ以テ章程取調可伺出候間、至急御評決相成度、此段相伺候也」(「各 この件が採用されるならば)西京大阪両府モ右ニ准シ、 随テ五港其外諸県土地大小 明治五年司法省伺〉) 章程を作成

基幹政策が変更していった。詳細については、前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構を認識していた。もともと司法制度の整備を企図していた江藤が司法卿に就任したことで. とする意見書が提出されており、 草創期より司法省の一部の官員は司法制度整備の必要性

- 宮地正人「廃藩置県の政治過程」(坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換点の「江藤新平建白書案」一八七一年七月(佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」)。神田孝平『和蘭政典』下巻、三六~三七丁、一八六八年。 一九八五年)。
- 新三、 17 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(前掲明治維新史学会編『講座明治維 維新政権の創設』)。
- 18 内閣記録局編『法規分類大全』一四巻、官職門(五)、一〇九~一一〇頁。
- 19 藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』(慶應義塾大学出版会、二〇〇一年)、
- 21 前掲内閣記録局編『法規分類大全』一三巻、官職門(四)、一四九~一五三頁。20 前掲内閣記録局編『法規分類大全』一四巻、官職門(五)、一八六頁。法省におけるフランス法受容の端緒」(『国史学』二〇九号、二〇一三年)。
- 24 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、一九五~一九七頁。28 瀧井一博『伊藤博文』五三~五四頁(中央公論新社、二〇一〇年)。程改革が一八八〇年一二月であることから、正しくは一八八〇年九月二八日であろう。 三二一頁)。なお、年代については一八八一年九月二八日と推定されているが、元老院の章22 伊藤博文宛井上毅書簡(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一巻三二〇~
- 前揭東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』一〇巻、五八頁。一八八一年一月二六日。
- 前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」。同「明治初期の法運用と旧刑法編纂の契
- 年に記されたものであろう。 八月一三日。なお、治罪法や治罪法附属規則の編纂が企図されていることから、一八八〇27 「大木喬任宛田中不二麿書簡」(国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任関係文書」)、
- 29 前揭内閣記録局編『法規分類大全』一四巻、官職門(五)、一八七頁。「指令」一八八一三日付大隈重信宛田中不二麿書簡、一八八〇年五月二八日付大隈重信宛田中不二麿書簡)。 28 また、この時期、司法省では治罪法の編纂以外にも外国法の翻訳・出版が盛んになって 大学史資料センター編『大隈重信関係文書』七巻、二四三~二四四頁、一八八〇年四月一おり、「仏国民法提要」「仏国民法契約篇第二回講義」などが出版されている(早稲田大学

年一月一八日。

- 31 「十五年度司法裁判所建築費予算帳」(国立公文書館所蔵「公文録」明治十五年六月、30 前掲毛利『江藤新平』。前掲拙稿「明治初期の政局と裁判所設置構想」。 蔵省十四)。 大
- 33 大隈重信「会計検査院章程案並会計法案」(早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三32 「十三年度経費流用之儀二付上奏」(国立公文書館所蔵「公文録」明治十四年十月第一)。
- 四六三頁)、一八八一年三月。
- 国立公文書館所蔵「公文録」司法省明治十四年十月第一。
- 同右。
- 同右。
- 此度二限聞届候事」としており、限定的な措置<br />
  窓、前掲「十二年度予算経費流用之儀二付伺」。 限定的な措置であったことがわかる。 なお、大蔵省は聴許するにあたり 「何之趣ハ
- 前述の下妻始審裁判所など田中司法卿期に設置が企図された裁判所は全て設置が頓挫し

41 前掲拙稿「司法省におけるフランス法受容の端緒」。40 中村尚美『大隈財政の研究』二二八頁(校倉書房、一九六八年)。~四六二頁)。一八八〇年九月。80 大隈重信「財政更革ノ議」(前掲早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三巻、30 大隈重信「財政更革ノ議」(前掲早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三巻、 

#### はじめに

拡大しており、民法・商法の下案起草に携わる。 初は司法行政のみに特化していた司法省であったが、 裁判所や検事局の設置・統廃合を中心とする司法行政が主幹業務となる。内閣制度発足当 互調整と縦割り行政による政策決定が企図されていくこととなるご。そうした中で司法省は 治制度改革は一応の結実を迎える。内閣制下では各省に個々の主幹業務が割り振られ、 一八八五年に内閣制度が導入されることで、王政復古から始まった近代日本の一連の政 山田顕義法相のもと、徐々に権限を

緒を明らかにしたい。 省の政府内での位置づけ―がどのような政治過程のもとで整備されていったのか、その端 を起草し、内閣や国会でチェックするという現在の法案作成過程の原型―すなわち、司法 されていったのか、その要因を検討していきたい。この点を通して、司法省で法律の下案 制導入後に司法省が政府内でどのように位置づけられたのかを明らかにしたい。そのため 筆者は、近代法制度が整備されていく背景を検討すべく太政官期の政局のなかでも司法省 点が、これまでの研究では評価されてこなかった。こうした先行研究に対して、これまで 法や法制度がどういった社会的・政治的背景のもと整備されていったのかという根本的な の位置づけを明らかにしてきた2。本稿では筆者のこれまでの研究を念頭に置きつつ、 にされてこなかった。こうした点がなおざりとされた要因として、 いは法制度―の内容や整備過程という側面を重視してきたことが考えられる。すなわち、 これまでの研究では、内閣期に下案の起草がなぜ再び司法省の権限となったのか明らか 明治中期、とりわけ内閣制の下での司法省の職権拡大がどのような政局のなかで企図 法制史研究が法

点を検討し、 は「法の質」が問われることになった背景とともに、 れることとなる。 とからも、旧民法・旧商法は起草直後から日本の旧慣との整合性という「法の質」が問わ ものの、民法典論争3や商工会議所の反対が巻き起こり、民法と商法の再起草が行われるこ れていく過程の一端を明らかにする。本稿が対象とする時期は、民法や商法が起草された そこで本章では一八八五年に外務省に設置され、後に司法省に移管された法律取調委員 一八九三年に内閣に設けられた法典調査会を分析対象として、法案審査が制度化さ 国会・内閣という草案のチェック機能を必要とした要因を明らかにする。 しかし、そもそも何故「法の質」が問われることとなったのか。 山田法相のもとでの下案起草の問題 本章で

されていない。 に終始しており、それらの組織が設置された背景や司法省との関連といった点が明らかに は法律取 も、法律の下案起草については吉井蒼生夫氏4や鈴木正裕氏5らの研究がある。 本章で取り上げる時期の法制度をめぐる研究としては、民法典論争に軸足が置かれつつ 調委員会から法典調査会までの組織変遷の過程を描いているものの、 また、 鈴木氏の研究では法律取調委員会や法典調査会の構成員と議事内容 吉井氏の研究 概略的説明

ぜ法典調査会などの法律のチェック機能が必要とされたのかという点が明らかにされてお を受ける。そこで本稿では行政と司法との関連の一端を法律取調委員会・法典調査会を通 や評価という点が不明確である。このように先行研究では政治史との関連がないため、な という基礎的な点が明らかにされてはいるものの、 して明らかにしていきたい 当該時期の司法省の位置づけや法制度の評価を曖昧にしてしまってい 吉井氏同様にそれらの組織が持つ特質 るような印象

## 法律取調委員会の司法省への移管

当初、民法・商法の取調は外務省内に設置された法律取調委員会で進められることとなる。。 れる。 にしていきたい。 本節では外務省に設置された法律取調委員会が、 された背景には、 刑法の制定以降、日本では商法や民法の制定が企図される。商法と民法の制定が企図 そのため、 政府内では条約改正交渉の下準備としての西洋法の制定が急がれており、 条約改正交渉を進めるためには西洋法の導入が必要とされたものと思わ 司法省へと移管されていく背景を明らか

われたかは定かでないが、 一八八六年八月六日、外務省に設置された法律取調委員会で実際にどのような審議が行 り決めがされている®。 一八八七年に定められた略則には次のように、 審議内容に関す

法律取調委員会略則

- 第一条 法律取調ノ目的ハ民法商法及訴訟法ノ草案条項中実行シ能ハサルモノアル 理ノ得失、実施ノ緩急、文字ノ当否ハ之ヲ論議スルコトヲ許サス。 ヤ否、又他ノ法律規則ニ抵触スルコトナキヤ否ヲ審査スルニ在リ。 故二法
- 第二条 前条法律ノ草案及現行ノ刑法・治罪法中、 委員ノ調査ニ付スへシ。 係ル刑法及治罪法ノ改正案ハ民法・商法・訴訟法ノ審査ヲ終タル後、之ヲ 抵触スルモノニ改正モ亦法律取調委員ノ責任トス。 目下外国委員ノ起案ニ 裁判所構成法ノ草案ニ

実質的な法典の起草はお雇外国人に委ねられていた。 とあり、裁判所構成法の草案との関連性が重視されている点が見受けられる。 法・治罪法中、 ここでは法律取調委員会では、民法・商法・訴訟法のチェックが行われるとされており、 裁判所構成法ノ草案ニ抵触スルモノニ改正モ亦法律取調委員ノ責任トス」 あわせて、「法律ノ草案及現行ノ刑

ており、 法典編纂事業が外交交渉の一環であった。。また、司法省が当初管轄とされなかった背景に 裕氏が指摘するように条約改正のためには、欧米なみの法典が必要とされたためであり、 このように司法省ではなく、外務省で法典のチェックや審議が行われた原因は、 たためであろう10。そうした中で、立法府として成立した元老院も徐々に権限が弱くなっ 法典起草機能が一八八一年一二月の各省章程変更によって司法省事務章程から除外さ 官吏の待機ポストという色彩が強くなっていった。 こうした政府の事情を背景と

ることも推測できる。 に跨るような広範な章程の改正をせずに済むことも、 して法律取調委員会を外務省に設置したものと思われる。 外務省に設置された要因の一つであ また、元老院 ・外務省・司法省

関係者であることから、司法省が有力な移管先に挙がったものと思われる。 の審議内容である裁判所構成法と大きく重なるよう司法省官制が改正がされている。また、 局文書課の規程に「裁判所ノ構成権限二関スル事項」11が追加されており、法律取調委員会 八八七年一二月に司法省単独で太政官に提出された司法省官制の改革案では、 を示した法律取調委員会略則の制定を受けて、司法省では官制改革が企図されている。 てきた司法省はどのように対応したのであろうか。裁判所構成法との関連を重視すること 【表一三】からもわかる通り、法律取調委員会に所属する人員の多くは箕作麟祥ら司法省 では、こうした外務省の動きに対して、旧刑法を起草するなど近代的法典の整備を担っ 司法省総務

たったのであろうか。明治期に司法省出仕として民法編纂に携わっていた磯部四郎は次の ように回想しているユჇ。 整えられていったが、何故、外務省は法律のチェック機能という新たな権限を手放すにい このように審議内容や人員の面でも司法省へ法律取調委員会が移管されるような条件が

二十一年ノ頃ト思ヒマスカ、当時モ井上侯ノ時ト同シク外務省内ニ法律取調所トイフ 調所モ亦成功セス。 モノカ出来マシテ、 大隈伯力井上侯ニ更ハリテ外務大臣ノ任ニ就カレマシタカ、夫レハ明治二十年若クハ 其時モ矢張リ毎日々々議論力喧カマシカツタケレトモ、 其時此取

田顕義の書簡13には次のようにある。 当然、この移管には外相であった井上馨の意向が踏まえられており、 出来なかったとあり、こうした点が外務省から司法省への移管につながったのであろう。 ここでは外務省に設置された法律取調委員会では「成功セス」として実績を挙げることが 伊藤博文に宛てた山

生見込通に専決致し異存無之義と存候得共、亦閣中之議論如何可有之哉、 素より井上に於ては真実司法省に而引請候方可然と申事ならは、最前より申述置候小 罷在候場合に付、決而此上事務増加を冀望するの念慮毛頭無之候間、其辺は万々御諒 も一応御聞取被成下度候。於小生は司法行政之事務多端を極め将来之進歩如何と懸念 法律取調一件井上と御協議被下、弥司法省に而引請候方可然との事に相決候趣敬承仕。 察被下誰歟相当之人物御撰定被下候半々大幸に奉存候。 総体之意見

引き受けると伊藤に示していたものと思われる。この書簡の二日後の一八八七年一〇月二 管に際して主導権を握るため、波線部にあるように司法省では「事務多端」にも関わらず 議がされ、やがては民法の是非をめぐる山田の辞任問題に発展することとなる。 込通に専決」するとあることから、司法省における法律取調委員会は山田の主導のもと審 ており、移管にあたって山田の「見込通に専決」することが条件とされている。山田の「見 この史料の傍線部には井上馨の意向によって法律取調を司法省へ移管することが企図され 一日に山田を委員長に任命し、 法律取調委員会は司法省に無事移管されたことから、 山田は移 山田

## 二 山田顕義と民法・商法の施行

ここでは法律取調の主導権を握った山田顕義の動向を明らかにしていきたい。 取調委員会の司法省への移管直前の一〇月五日、伊藤博文に宛てて書簡を送っている14。そ なかで山田は法律の取調・編纂の方法について次のように述べている。 一八八七年に司法省へ移管された法律取調委員会では、民法・商法の審議が本格化する。 山田は法律

国会開設は万不得為事と存候に付、 や文章の善美を三五年実施の後実際の経験上より極論し、併て右等の不完全を修成致 編纂に日子を費したる有様を考ふれは、二年間の成功は無覚束と存候。寧ろイラボレ 祈祷仕候。 方可然歟と愚考仕候。 の事に有之間敷 本日井上に御面会法律取調事件御相談の処、結局に不至候に付三人会合相談可致旨承 -トに過るとかコンプリケトに過ると云共、実際施行に差障無之ければ、編纂の手際 御高案のナポレオン法を基礎とし、 等しく新案起草程の手間を要すへく、是迄民法、商法、訴訟法杯の 何分にも治民の大綱不相立、 何の手にしても廿二年内には完備に公布相成候様 日本に適する様編成候と申事も中々容易 権利財産保護の要具不相備して

施行が企図される要因であった。 れていたためと回想している。こうした政府内の思惑も司法省に法典編纂が移管し、早期 居る以上は、之を議会へ掛ける訳にはいかない」『として、条約改正を行うことが目的とさ 経っても出来やしない。そうすると条約改正は容易に出来ない。条約改正をやると決して 後に「議会が開けて法典問題を出したら、仲々法典問題というものは、二年経っても三年 図している。山田が早期施行を目指した要因として、枢密院書記官であった金子堅太郎は、 を編纂するのではなく、国会開設との兼ね合いもあることから民法・商法の早期施行を企 全な点を漸次改正していくことを提案している。つまり、山田は熟議を尽くして詳細な法 うな内容であっても差し支えがなければ、そのままの条文で施行し、 このなかでナポレオン法典を基礎として日本の実情に即した方法で法律を編纂するとして 「手間を要す」として山田は井上の持論を一蹴している。その上で山田は詳細すぎるよ 施行後に文章や不完

上奏案」『を提出する。 商法が完成した一八八九年一〇月八日、 では、山田は早期施行をどのような手順で実現しようとしていたのであろうか。 山田は「商法等枢密院諮詢を経ず公布の件に付き

仰筈に有之、右は枢密院官制第六条に拠り同院へ御諮詢あらせらるへきものに候得共、 今般商法御裁可を経候処、 此諸法案は急速発布を要し、 商法、民法、民事訴訟法、 枢密院諮詢を経す公布の義に付上奏案 民法及民事訴訟法も目下審査中に付、 殊に各国条約改正の上は一日も早く施行を要すへく、 追て上奏裁可を可奉

り難からん歟。 之各案何れも数百箇条に渉り候ものにて、 (後略) 同院の会議を経るときは迅速の決議にも至

法典を発布することが山田司法卿のもとでの法典編纂の特色であることが指摘できる。 速発布」を企図していることがわかる。この点は後述するが、急進的かつ独断的な手法で 田は正規の公布手順であるはずの枢密院諮詢を経ずに、条約改正のためと称して商法の「急 この意見書は民法・商法の完成後、内閣に宛てて山田が提出したものである。 この中で山

内閣へ提出ノ意見書」『8において次のように法典編纂の重要性を指摘している。 用が企図されるなど、法制度に密接に関わった条約改正が本格化していたことが考えられ が外務省より移管されたことと、同時期に大隈重信外相のもとで大審院に外国人判事の任 布に際して初めて条約改正が念頭におかれたものといえる。その背景には法律取調委員会 施行が目指される性格のものであった。この点は先行研究が司法省では旧刑法の編纂以来 た17のに対し、 讒謗律・新聞紙条例と新律綱領・改定律例の処罰規定の齟齬を解消することが目的とされ に大きな影響を与え始めたことがうかがえる。民法・商法よりも先に取調された旧刑法は、 一貫して条約改正を念頭に置いていたと指摘してきたのに対し、実際には商法・民法の公 山田が条約改正を目的として「急速発布」を企図したように、条約改正交渉が法典取調 実際に外務省に法律取調委員会を設置した井上は「二十年七月九日井上外務大臣ヨリ 山田法相のもとで編纂された商法・民法は条約改正の実績を挙げるため早期

### 法典ノ編纂ニ就テハ

- イ 条約批准十六ヶ月内二法典ヲ編制スル事。
- ロー泰西ノ主義ニ基キ諸法典ヲ編制スル事。
- 日本国ノ法律ヲ外国人ニ適用スル時ヨリ八ヶ月以前ニ其英語正文ヲ外国政府ニ送 付スル事。

このように外相であった井上は「西洋ノ主義」に基づいた法典を編纂することとし、 うな西洋的な法の編纂には一定の留保をしめしている。そのため、 易の事に有之間敷」20と伊藤に宛てているように、ナポレオン法典を参照とするよ 批准十六ヶ月以内」を期限とする早急な施行案を示している。こうした井上の意 面的な欧化へは異論があった。むしろ法典施行後の修正を企図していることから 対し、山田は「ナポレオン法を基礎とし、日本に適する様編成候と申事も中々容 しかしながら、井上の条約改正方針が徹底した欧化を目指したものであったロのに 向もあったことから山田もまた商法・民法の早期公布を企図したものと思われる。 山田は日本社会の実情に即した法体系の整備を企図していたのであろう。 山田自身は全

## 二 山田顕義の辞職

僅か三年という驚異的な速さで民法と商法が公布される。 田を中心とした法律取調は施行後の修正を念頭に置い しかし、 ていたため、委員会の移管から 山田が中心となって完

のような対応が取られていくのであろうか。 より一八九○年一二月の議会で施行延期が決定されるス゚。こうした批判に対して政府ではど 成した民法は民法典論争のなかで様々な批判を受け、 商法もまた東京商工会などの反対に

民法・商法の延期論を受けて山田は辞職の意向を固める。

方正義が伊藤博文に宛てた書簡にも次のようにあるスタ。 的に受け入れたわけではなかった。民法・商法を改正するという「世間之輿望を塞く」た この書簡にあるように、 めに田中を後任に推薦したのであった。こうした山田の姿勢は辞任まで一貫しており、 した人事であることがわかる。辞任を選んだ山田であったが、民法・商法への批判を全面 候はヽ、 御撰定相成候而如何、世間之輿望とは、 昨日以後、山田伯御面会被成候哉、萬一同伯にして、是非々々辞職するとの事に御座 頗る同子ニ望ヲ属し居候事は実事に外ならず候間、御参考までに右内啓仕候スピ 同伯よりも申出候通、 田中を後任とすることは山田の意向であり、 又世間之輿望を塞く為め 余り申過かは不存候得共、 田中子爵不二麿を其後任に 法制官僚らにも配慮 官海特に司法部之

も不致との事に有之候。 候而は不相済事故、甚前後込りたる形勢に御坐候。同人義は迚も最早辞職に決し副書 商法延期に関する諸条例延期之案壱件に而有之候得共、 是は御聞及通山田伯副書無之

の修正審議はどのように推移してくのであろうか。 合意書類への副書にも拒否していた。では、山田の辞職を受けて、 松方が頭を悩ませているように、山田は早期施行の立場から商法延期を拒絶し、 政府内では商法・民法 延期 べつの

## 四 民法・商法修正要求の原因

を必要とすることとなったのか。こうした点を本節では明らかにしていきたい。 政府ではどのような対応が取られていくのであろうか。そもそも何故、民法と商法は修正 国会において一八九三年まで施行が見送られることとなる。民法・商法の延期について、 山田法相主導のもと、松方内閣で成立した民法・商法ではあったが、一八九○年一二月

明らかにしていきたい。 えられていなかったように思われるタム。そのため、 先行研究では民法典論争で戦わされた議論やの内容に検討が終始してきたが、そもそも 修正を加えられるような法典が完成してしまったのかという点は充分な検討が踏ま ここでは民法・商法の編纂上の問題点を

によると、 山田の意向により司法省へと移管された法律取調委員会ではあったが、 独自の審議方法を執っていたことがわかる25。 磯部四 郎 0 回想

であったとされていた。 このように法律取調委員会では「法律ヲ心得」て居ないものに議決権を与えたことが特色 同局 員会ニ於ケル議決権ヲ与ヘス、其心得ナキ委員ニハ議決権ヲ有セシメタ点テアリマス。 (法律取調委員会―筆者補足) ノ特色ハ取調委員中、 【表一二】からもわかるように、 明治初年にフランス法受容を担っ 法律ヲ心得テ居ル者ニハ委

決定したことから、 の審議に携わった村田保認らが決定権を持たずに、専門的でないような官吏が中心となって た箕作麟祥ロ6や旧刑法の編纂に中心的な役割を果たした鶴田皓ロ7、元老院議官として旧刑法 民法典論争で問われたように「法の質」が問題となっていったのであ

には会議の様子が次のように記載されている²ゥ。 審議が尽くされたとは言いがたい。このことは法律取調委員の一人である尾崎三良の日記 審議そのものも「早期施行」を企図する山田の意向が反映されたためか、充分な

比スレバ数等我国法ニ適セリ。故ニ余(尾崎―報告者補足)之ヲ採用シテ逐条修正ヲ 加ヘン事ヲ主張シタレドモ、 民二解シ易キ様二修正シ、 タレドモ、原案不用ノ分ヲ削除シ学理的講義的ノ文章ヲ省キ、且其文体モ務メテ我人 別調査案ヲ用ユベキヤ否ニ付討論アリ。此別調査案ハ、其組織ハボア起草案ニ依拠シ 箕作・松岡等ノ別ニ調査スル所ノ民法草案ヲ会読シ、ボアソナード起草ノ草案ヲ棄テ 反訳文ヲ用ヰズ簡明実用ヲ旨トシタルモノニシテ、 賛成者纔二渡〔正元〕一人ノミ。

て了解事項となっていたことも十分な審議がつくされなかった原因であろう。 意識が希薄であり、 民法草案を起草することが提案されたものの、 尾崎の日記では、 ていたことが記されている。このように法律取調委員会では新規に法を起草しようとする いていったのである。また、こうした早急な審議は尾崎と渡正元を除く殆どの委員におい 箕作麟祥や松岡時敏ら法律の知識を持った官吏から日本の実情に即した 既に完成したボアソナードの草案を支持することで、 既に完成したボアソナード草案が支持され 審議の時間を省

局が優先され、法の審議が十分に尽くされないという官吏主導の限界性をもつような審議 吏が起案の中心となっていった。このことは条約改正交渉の材料として民法・商法を制定 になっていったのである。 するという色合いの強いものであった。そうしたことから、 た民法・商法は改定の対象でしかなかった。そのため民法典論争では法の全面改定が問題 となっていったのである。 十分な審議が尽くされたとは言い難く、 ためか、法の施行が目的化しているものと思われる。法の施行が目的である以上、 法律取調委員会では、時間のかかる審議を明らかに避けており、 また、 法律取調委員会では山田主導のもと、 法学知識を持つ者にとって山田のもとで起草され 条約改正交渉を急ぐあまり政 山田の意向を踏まえた 法律家ではなく官 条文に

# 五 山田顕義辞職後の司法大臣と法律取調

したの えることで一応の結実を見る。民法延期派の意向を受け入れた政府は法律の再審議を決定 民法・商法の延期問題に端を発した山田顕義法相の辞任問題は、 本節では山田の辞職を受けて、 であろうか。 この点を通して、 後任 政府の民法・商法に対する姿勢を明らかにしていき の田中が民法 ・商法をどのように取り扱おうと 田中不二麿を後任に据

主張して譲らなかった。渡辺らの要求に対する田中の第三議会での答弁には以下のように こうした部分的ではあっても早期施行を要求する意見に対して、田中は断固として延期を 第三議会では衆議院議員渡辺又三郎ら三六名の議員が商法の一部施行の要望を提出する。 ・商法の延期を受け入れた松方内閣で法相を引き受けた田中もまた延期論を唱える。

ヤ、是本官カ此案ニ対シ遺憾ヲ抱ク次第ナリ。 実施セントスルカ如キハ既定ノ法典ヲ紛擾シ錯雑セシムルノ端緒ヲ開クモノニアラス リテノミ実施セラルヘキハ寔ニ正当ノ事ト信ス、然ルニ今又其期限ヲ短縮シ其一部ヲ 二二十六年一月ヨリ実施スルコトト定リタリ、 其輿論ヲ容ルヽニ吝カナラス遂ニ之ニ同意ヲ表シ、夫ヨリ相当ノ手続順序ヲ経テ、既 是固ヨリ緊急ノ要務ナレハナリ、其後第一期議会ハニヶ年ノ延期ヲ議決シ、政府モ亦 嚮二政府ハ二十三年三月ヲ以テ商法ヲ発布シ、二十四年一月ヲ以テ実施セントセリ、 即此既定ノ法典ハ独リ既定ノ期限ニ依

松方内閣の意向を受け入れたものであり、山田のような早期施行論とは一線を画すもので あった。では、田中はどのような点に留意した上で延期に同意したのであろうか。 を繰り上げての早期施行には反対している。こうした期限を繰り上げることない延期論は 第三議会で答弁しているように、田中は一八九三年までの商法延期に同意しており、

ヲ審査修正セントスルハ、 法律ト択フ所ナシ、然ルニ民法商法ヲ見ルコト恰モ未定ノ草案ニ対スルカ如ク直ニ之 行スルノ責任ヲ負ヒ、 違フヤ否、習慣二背クヤ否ヲ論議スルコトヲ得ヘシ、若シ夫レ実際ノ経験ニ拠ラス徒 タルヲ免レス。 ラニ其利害得失ヲ評論シ(中略)修正又修正、 民法商法ノ如キモ之ヲ実施シテ多少ノ歳月ヲ経過スルトキハ、始メテ其果シテ民情ニ 宜ク数年経験ノ後実際ノ利害得失ヲ考究シ改正修補シテ以テ其完全ヲ望ムヘシ、 極スル所ナカルヘシ(中略)抑民法商法ハ未タ之ヲ施行セサルモ、政府ハ既ニ之ヲ執 云々ト、夫レ或ハ然ラン、然リト雖モ人定ノ法律ハ初メヨリ其完全無欠ヲ期シ難シ、 該法ノ既定スル所往々民情ニ違ヒ習慣ニ背キ、且其法文難渋ニシテ意義明晰ヲ欠ク ケ民法商法ヲ併セテ審査修正セシメントノ建議ヲ為スモノアルニ至レリ、其説ニ曰ク、 然ルニ初期帝国議会ノ議決ニ依リ商法ノ施行ヲ延期セラレ、其結果遂ニ特別委員ヲ設 人民ハ之ヲ遵守スルノ義務ヲ負フタルモノニシテ、 法律ヲ蔑視スルノ所為ニシテ、実ニ法律歴史上ノ一大汚点 空論更ニ空論ヲ加フルトキハ、 固ヨリ他ノ 到底窮

分的な改正を加えつつ、 積極的な改正論ではなかったものと思われる。 及していない。すなわち、第三議会で決定された修正延期%のみを了承していたに過ぎず 反対であるとしたものの、 この史料は法相就任直後に提出した意見書であるタリ。ここで田中は修正期間の徒な延期には 「然リト雖モ人定ノ法律ハ初メヨリ其完全無欠ヲ期シ難シ、 到底窮極スル所ナカルヘシ」とあり、 法典を完成させようとしている。 どのような民法・商法を起草するのかという法典の内容へは言 史料の中にも「修正又修正、空論更二空論 修正を過度に加えることを避けつ このことから、 宜ク数年経験ノ後」に部 既に完成された

る方針と近似するものであった。つまり、この時点では政府内では施行延期が決定された 法・商法に依拠して改定を行うとする方針は、 法典を基本線に据えつつ更なる審議を加えようとしたものと思われる。そうした既存の民 全面的な改正にまで議論が踏み込んでいなかったのである。 山田が示した「施行の後(中略)修正」す

法省内外の様々な事情のもとで法典の改正が停滞していく。 社の来島恒喜に襲撃されたことも、法典の改正が停滞していた要因であった。。こうした司 りで内閣に法典調査会が発足し、 後景に追いやられていたヨ゚。また、 ととなる。 鎌・山県有朋まで司法官弄花事件の処理が長期化したことで、司法省内では法典の改正は 方針であった既存の民法・商法を踏まえ、改正を最小限に留めるとする方針が頓挫するこ 児島惟謙の司法官弄花事件の責任をとって田中法相が辞任したことで、 本格化するかに見えた民法・商法の改定は停滞する。田中法相の後任の河野敏 法典の取調は司法省から再び移管されることとなる。 一八九〇年に条約改正交渉の最中、 そのなかで、 大隈重信外相が玄洋 伊藤博文の肝い 山田法相以来の

## 六 法典調査会の内情

景を検討していく。 管轄されることとなる。本節では内閣直属の審査機関である法典調査会の特質や設置の背 司法省内外の事情を踏まえて、 この点を通して、 法典の取調は司法省から内閣直属の法典調査会によって 内閣においても法典の取調が始まる背景を明らかに

問われるまでに充分な審議ができなかったのだろうか。 これまでの研究では「法典の質」が問題となっていたが、 そもそも何故、

任した後、 た田中不二麿が辞任したことで、法典の全面的改正が可能となる。 法典の全面的な改正に消極的であった田中不二麿法相が司法官弄花事件の責任をとり辞 法典取調は後景に追いやられる。しかしながら、 司法官弄花事件は河野敏鎌法相・山県有朋法相のもとでも最大の政治問題とな 法典の全面的な改正に難色を示して

理が長期化していたことから身動きがとれなかったため、内閣直属の組織を設けて法典取 要が政府内で高まってきたものと思われる。しかしながら、 ける延期決定%を受けて法典の再度取調を企図して設置された。このことから再度取調の必 が開始されたのである。こうした政府内の動きについて、 一八九三年に第二次伊藤内閣のもとに発足した法典調査会は、 . る。。 磯部四郎は次のように回顧し 司法省は司法官弄花事件の処 第三議会の貴衆両院にお

法ハ怪カラヌモノテアル(中略)蓋シ延期派ハ其目的ヲ達シ、 下二前法ヲ鋳直シタル現行民法ヲ得ルニ至レ 延期 ノ目的ハ更二其間二民法ヲ鋳直ス考テアツタト見へ、其延期ノ理由ノニ全体此民 ij 即チ伊藤博文公主裁ノ

磯部の回顧によると、「民法ヲ鋳直」そうとする全面的な改正論者が「延期派」として台頭 伊藤内閣での法典の改正が企図されていることが述べられている。 伊藤博文自身も延

期派であったこともあり゚゚゚゚゙、 った。そのため司法省のイニシアティブを排することも法典調査会設置の目的であったと このことから首相であった伊藤博文の方針は、それまでの司法省の方針と異なるものであ このような延期派の主張が容れられ、 法典調査会が発足した。

法典の全面的な改正を企図して発足した法典調査会ではあるが、審議は第二次伊藤内閣期 商法の再度取調は何故遅れていったのであろうか。 したように、民法・商法の取調は喫緊の課題であった。 には完了せず、第二次松方内閣にまで持ち越しとなる。 こうした認識があるなかで民法 第一次松方内閣で田中法相が答弁

### ① 伊藤博文の指導力

多かった伊藤の意向は法典調査会には充分に反映されていなかった可能性すらあった。 事項についても事後報告のかたちで西園寺を通して間接的に聞いており、欠席することが の見込無之候に付、九月よりは一週三回の開会の事に申渡し置候」40ともあり、 とが多々あった。また、「(法典調査会の開催は)是迄の如く一週間二回の会議にては成功 実質的には西園寺が議長を勤めることが多く、伊藤は西園寺から議事の進行状況を聞くこ 権を地役とする議)。 の書簡には「昨日も依例議長相勤候。原案乙第七号第二項議決は延引候事に相決候 法典調査会の総裁に就任した伊藤博文は、法典調査会の席上で五九四回の発言をしているヨヒ 当初、 その参加は必ずしも多くはなかったものと思われる。 其他は皆進過致候。此段申入置候」39とあり、総裁の伊藤ではなく、 伊藤に宛てた西園寺公望 伊藤は決定 ( 入 会

### 》 法典調査会の内部

査会委員の一人である尾崎三良の日記41には、法典調査会の様子が次のように記されている。 では、肝心の法典調査会における審議とはどのようなものだったのであろうか。 民法ヲ議決スル事ハ何年ノ後ナルヤ、茫乎トシテ際涯ナシ。嘆息スヘシ。ジタレドモ衆寡敵セズ、衆皆立帰ル。如何トモスル事ナシ。此ノ如キノ有 二三条、衆皆休会セント欲ス。予(尾崎三良―報告者補足)ハ今少シ継続スベシト論 始メ中間弁当二三、四十分ヲ費シ、 タルヲ以テ或ハ席上仮睡スルモノアリ。兎角ニ早ク散会ヲ欲シ、 法典委員ハ多ク官吏又ハ弁護士ナルヲ以テ昼間職務ニ鞅掌シ、夕景ニハ皆已ニ疲労シ 八時五分前ニテ則三時間足ラズシテ議決スル事僅 此ノ如キノ有様ニテハ中々 今夜モ四時三十分ニ 調

たことが推察できる。 る審議の遅延についても尾崎は問題視しており、委員の大半は尾崎とは違い、職務に熱心 に疲労困憊で、ろくな審議ができていないことが記されている。特に休憩時間の超過によ ここでは法典調査会委員の殆どが官吏や弁護士であるため、法典調査会の開催時間には既 でないことがうかがえる。こうした状況からも法典調査会では充分な審議が行われなかっ

航を背景として、第二次伊藤内閣での民法・商法改正は行われなかったものの、 査会ではあったが、 ら法典改正のイニシアティブを奪い、 本節では法典調査会の状況を明らかにしてきた。延期派の期待を集めて発足した法典調 尾崎の日記にあるように法典取調は難航していった。こうした取調難 全面的改正を企図する以降は、 その後も引き継 司法省か

44 たものと思われる。 ったものと思われる。 こうした状況を背景として内閣での法案のチェック機能が形成されて

#### おわりに

にも法制度を管轄する司法省へと起草権を移管させたのである。 た井上は法制度との関連のもとで条約改正を企図しており、法制度の改革を継続するため 八七年九月には条約改正交渉の内容を批判されて辞職した。 に管轄されていたが、外務省は本来法律を編纂するような機能がなかった。そのため磯部 相のもとで取調が本格化した民法・商法の位置づけを検討してきた。法案起草権は外務省 四郎の回想にもあるように実績を挙げることができなかった。その上、井上馨自身も一八 本章では内閣制度発足後の司法と行政の関連の一端を明らかにするために、 領事裁判権の撤廃を目標とし 山田顕義法

は草案の起草に終始するとする点は、その後も制度化していくこととなる。 では改正作業は完成しなかったものの、 博文は内閣直属の法典調査会を設け、 面的改正を目指す伊藤の方針とは異なるものであった。そのため田中法相の辞任後、伊藤 での施行を企図し、 する必要が生じていく。民法の公布後、 眼が置かれるものであったため、 くなかで、 心に据えたため、充分な審議が尽くされなかった。そうしたことから法典を全面的に修正 で企図された。しかしながら、山田のもとでの政府の意向により法典取調は早期施行に主 そうした経緯を踏まえて、民法・商法は条約改正の交渉材料として山田法相主導のもと 山田の意思を継いだ田中不二麿法相は法典の逐条修正を避け、 法典をそのまま施行する可能性を残した。こうした司法省の方針は全 議論百出とならぬよう法典の知識がないものを議決の中 奉天の全面的改正を目指していく。 法典の本格的な審議を司法省に行わせず、 全面的な改定を目指す「延期派」が多数化して 第二次伊藤内閣 あくまで期限内 司法省 65

チェック機能や編纂の主導権を渡すことになったと思われる。 も関わらず、 を念頭に置くような長官人事が行われた。その結果、司法省では法典編纂が移管されたに 山田というリーダーシップを持つ指導者が司法省から去ったことにより、 充分な成果を上げることができなかった。そのことが国会・内閣に最終的な 政府では時局

り、司法省の職務が固定化していく契機が法典取調の是非をめぐる動向のなかから見出さ ることへと特化していったのである。こうした点は、 る性質のものであった。 議するという意味では内閣制下の法案審議機能である内閣によるチェック機能へと連続す てきたのである。 必要性が高まった。法律取調委員会から法典調査会までの一連の取調は、 山田法相のもとでの法典取調とは、法典の内容が杜撰なものであったこともあり、 司法省は法典を編纂するという立場から法典のたたき台を起草す まさに内閣制下の司法省の特色であ 法を丹念に審 取調

- 『日本の統治構造』(中央公論新社、 二〇〇七年)。
- 法認識の諸相と明治中期の元老院」(『風俗史学』五五号、二〇一三年)。 治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」(『東アジア近代史』一七号、二〇一三年)。 「明治初期の政局と裁判所設置構想」(『ヒストリア』二三四号、二〇一二年)、 同 「旧刑
- 「九九四年)などがある。 一九九四年)などがある。 一巻一号、一九八○年)、白羽祐三「民法典論争の理論的性格」(『法学新報』一○○巻一号、二九巻四・七・八号、一九五六年)、田村譲「明治民法典に関する一考察」(『帝京法学』二九巻四・七・八号、一九五六年)、田村譲「明治民法典に関する一考察」(『帝京法学研究』 民法典論争の研究としては、中村菊男「民法典論争の経過と問題点」上中下(『法学研究』
- 鈴木正裕『近代民事訴訟法史』(有斐閣、二〇〇四年)。吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本経済評論社、 一九九六年)。
- 前揭鈴木『近代民事訴訟法史』。
- 委員への就任辞令が掲載されているが、 7 内閣記録局編『法規分類大全』一九巻、官職門一〇、四一七頁には設置直後に出された各 略則や規程は管見の限りない。
- 8 国立公文書館所蔵「公文類聚」第一一編明治二〇年第二巻官職門・職制章程二。
- 前揭鈴木『近代民事訴訟法史』。
- 元老院」。 10 元老院への法典編纂機能の移管については、前掲拙稿「旧刑法認識の諸相と明治中期  $\sigma$
- 11
- 12 一九一三年)。
- 九日付伊藤博文宛山田顕義書簡。 13 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』八巻、一六九頁。一八八七年一磯部四郎「民法編纂ノ由来二関スル記憶談」(『法学協会雑誌』三一巻八号、一九一国立公文書館所蔵「公文類聚」第一一編明治二〇年第二巻官職門・職制章程二。 一八八七年一〇月一
- 月五日。 14 前掲伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』八巻、 一六八頁、 一八八七年一〇
- 15 九三三年)。 金子堅太郎「明治初期の法典編纂事業について」(『法曹会雑誌』一一巻一号、金子堅太郎「明治初期の法典編纂事業について」(『法曹会雑誌』一一巻一号、 三五頁
- 前掲拙稿「明治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」。前掲伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』八巻、 一七三頁。

- 20 前掲伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』八巻、一六八宮19 五百旗頭薫『条約改正史』有斐閣、二〇一〇年、二七四~二七五頁。18 『条約改正関係日本外交文書』二巻、五四七~五六二頁。 月五日付伊藤博文宛山田顕義書簡。 一六八頁、 八八七年一〇
- 21 村上一博「東京日々新聞の旧商法延期論」(『法律論叢』八六巻四・五号、 二〇一四年)
- 22 松方峰雄・大久保達正編『松方正義関係文書』六巻、三頁。一八九(では東京商工会の批判以降の報道や社説が詳細に明らかにされている。 正義宛青木周蔵書簡。 一八九〇年五月九日付松方
- 月二四日。 23 前掲伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』七巻、 一三五頁。 一八九〇年一二
- としたが、未完で終わっている。 本評論社、一九六七年)が商法典論争の背景となるような編纂の挫折を明らかにしようかつて松岡開作「商法典論争史序説」(星野通博士退職記念『法史学及び法学の諸問題』、
- 前掲磯部「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」。
- 「司法省におけるフランス法受容の端緒」(『国史学』二〇九号、 二〇一三年)。
- 前掲拙稿「明治初期の法運用と旧刑法編纂の契機」。
- 「旧刑法の成立と村田保」 (『法学政治学論究』七九号、二〇〇八年)。

- 伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』 二一〇頁。 一八九二年六月一〇日。
- 日本大学編『山田顕義関係文書』七巻、四二二~四二四頁。『帝国議会衆議院議事速記録』四巻、五五五頁、一八九二年
- ている(前掲『帝国議会衆議院議事速記録』四巻、三九五~三九六頁)。 第三議会では貴族院より一八九二年五月二八日「民法商法施行延期法律案」が提出され
- 33 貴衆両院の審議につってよ、「まずず」である。前掲磯部「民法編纂ノ由来二関スル記憶談」。前掲磯部「民法編纂ノ由来二関スル記憶談」。
- 34
- 員の一覧が掲載されているほか、85 貴衆両院の審議については、「 「法典問題」(『法学新報』一五号、一八九二年)に延期派議
- 法典延期について詳述されている。
- 36 前掲磯部「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」。
- 37
- 38 七戸克彦「現行民法典を創った人々(1)」(『法学セミナー』五三七号、二〇〇九年七戸克彦「法典調査会の構成メンバー」(『ジュリスト』一三三一号、二〇〇七年)。 二〇〇九年)に
- よると、伊藤の発言は一四番目の多さであることも明らかにされている。 前掲伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五巻、五一頁。
- 七日付伊藤博文宛西園寺公望書簡。 前掲伊藤博文関係文書研究会編 『伊藤博文関係文書』五巻、

40

39

日付伊藤博文宛西園寺公望書簡。 前掲伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』下巻、 四一~四二頁。 一九八四年五月一日。

五 頁。

八九三年七月三

一八九四年五月二

機応変に近代法制度を確立していった。 時々の政局のなかで法典編纂・司法制度の形成のいずれかの政策を中心に据えることで、 役割を果たした司法省について考察してきた。司法省は一八七一年七月の設置以来、その このように本稿では、 明治期の司法行政・司法権を考えるにあたり、その形成に中心 以下では政局に着目しながら、 本稿の概要を通観

地の無いような絶対的なものではなく、儒学思想も柔軟に選択されうるような相対的なもの 持つ官員が政策を企図するような土壌があったものと思われる。 なく、柔軟な対応の結果として形成されていったものであった。そうした司法省内の構想が であった。 日本法制度の形成過程においては、西洋法制度が参考にされたとはいえ、それは他を選ぶ余 的発想と儒学的発想が融和することで、 別」「君臣の義」「朋友の信」といった朱子学の基本的理念・徳目である「五倫」とは異なる 視するような条文が記載されるなど儒学的発想もまた広がっていた。とはいえ、旧刑法に見 示すように、内部は西洋化を企図する官員が大勢を占めていたわけではなく、様々な発想を に際して変化していったものと推測できる。このように明治初年の近代化においては、西洋 旧刑法ではその一部が条文に盛り込まれたに留まり、朱子学の理念そのものが旧刑法の編纂 ものであった。朱子学においては「五倫」が全て備わることが必要とされていたのに対し、 られる儒学的な内容は「父母への孝」「夫婦の別」であり、 いう基本的な政府の合意事項が存在していたものの、 第1部第一章で明らかにしたように、司法省設置から旧刑法編纂までの時期は、 つまりは、日本近代法制度とは、儒学思想・西洋思想の二者択一によるものでは 日本独自の法制度が形成されていった。 旧刑法のなかにおいても、 「父子の親」「長幼の序」「夫婦の 西洋

る必要があった。 司法制度の確立に直結したと断言できるものではなく、江藤の政治構想そのものを相対化す 洋的制度の一端を追認することができたのである。こうしたことからも、江藤の意向が近代 ないように限定的に導入することで、江藤の思想の根本は非西洋的思想でありながらも、西 ることが念頭にあったものと思われる。そのため、西洋的制度は旧来からの道徳に踏み込ま 四十六号」で地方官に政府の意向を遵守させようとしたように、政府の政策や方針を重視す うに二面的にも見える江藤の思想ではあるが、 を国法に盛り込むことを企図したように、一方では非西洋的思想の持ち主であった。このよ 司法制度確立にあった。それと同時に江藤はキリスト教の排斥と朱子学の徳目である「五倫」 鋒とされてきた江藤新平の思想を検討した。江藤の思想の一端は確かに裁判所の設置などの こうした司法省に内在する思想を踏まえて、二章では西洋的法制度の導入を企図した急先 神道国教化政策の一端を担い、「司法省達第

構想されうる土壌があったことを述べた。一八七一年七月の太政官制改革によって成立した 第三章では草創期の司法省官員に着目して、江藤だけでなく司法省官員によっても政策が 当初から正院公認のもとで佐佐木高行・宍戸璣を中心として法典編纂が企図さ

る方針が引き継がれたのである。 た。そのため司法省では非西洋的思想を持つ江藤が就任した後もある程度西洋法を参考とす えて西洋法が参照されており、左院との協力のもと進められるような本格的なものであった。 れており、そこには箕作麟祥ら洋学者の多くが加わっていた。そこでは佐佐木の意向を踏ま つまり、江藤が司法卿に就任する以前から司法省では西洋法を参照とするような土壌があっ

洋的思想と非西洋的思想の二つが混在したなかで企図されていくものであった。 置を確保していく。そうしたことから、司法省では法典編纂・司法制度の整備のいずれも西 ったことから、島本仲道を中心とする官員は司法制度の整備を企図することで、省内での位 している。旧弾正台の官員の多くは翻訳などの語学に関連する政策に携わることができなか 引き続き在籍しており、司法省の政策に影響を及ぼしていた。その点は第Ⅱ部一章でも言及 また司法省では西洋法を絶対視するような官員ばかりではなく、一定程度旧弾正の官員も

切って断行されていたものの、明治六年政変後は大久保利通らの意向のもと、司法省の漸進 あった。江藤司法卿期に端を発する司法制度の整備は、当初、井上馨ら大蔵省の意向を押し 司法制度の整備は司法省の基幹政策とはいえ、総合調整や政局の影響を受けてしまうもので 省の合意や、地方行政から司法権を移管させる上では内務省の合意が必要となる。そのため、 度の整備は、法典編纂に比較して予算規模の大きなものであったため、財政を管轄する大蔵 へと基幹政策を転換していく。 江藤司法卿期以来の基幹政策であった司法制度整備が出来なくなった司法省では、法典編纂 化が図られ、佐賀の乱・台湾出兵での財政支出増加をうけて、次第に中止されることとなる。 の司法卿就任をきっかけとして突発的に本格化していったことに特徴がある。また、司法制 司法制度の整備は、草創期から最優先の課題として一貫して企図されたものではなく、 第Ⅱ部一章では、司法省の政策と政局の関連について検討した。司法省の政策のなか

には再び司法制度の整備が企図される。 ていくものであり、 ことから、司法省が担った近代法制度の整備は、政局の影響を多分に受けることで企図され となり、統一的な法解釈の必要から旧刑法の編纂が企図されるに至ったのである。こうした 例などこれまでの律との齟齬を生じた。その結果、各地の裁判所では判決に混乱をきたすこ とで民権派の抑制を企図していたが、讒謗律・新聞紙条例の施行は却って新律綱領・改定律 各地の裁判所では徐々に裁判が困難になっていた。政府は讒謗律・新聞紙条例を施行するこ の旧刑法公布以降、司法省では一貫して法典が編纂され続けたわけではなく、 こうした外在的な要因とともに、第二章で明らかにしたように、民権運動の興隆を受けて 自明性をもって展開されるような性質のものではなかった。一八八〇年 田中司法卿期

西洋の政治制度では立法機関に属するはずの法典編纂の権限が、なぜ司法省の権限となって ったのかを立法機関と関連づけて検討した。当初、司法省の権限となっていた法典編纂権 の間を往復している。この要因について法典編纂を軸に考察したのが、第Ⅲ部一章である。 このように太政官期には司法省の基幹政策は一貫することなく、法典編纂と司法制度の整 つたが、 それは公議所・集議院が立法機関としての機能を失うなかで、 なし崩

制度の整備へと政策が切り替わっていったのである。 の政策は形成されていったのであり、法典編纂権が喪失したことを受けてなし崩し的に司法 法典編纂権も失われていったのである。こうした立法機関との相対的立場のなかで、司法省 付与されたものであった。それ故、伊藤博文の元老院拡充構想が実現することで、司法省の

とされていったのである。 内閣による法典のリチェックが始まっていったものと思われる。そうしたことから、司法省 理想に適うものではなかった。そのため、法典の不備を修正することを企図しつつ、 法・商法ではあったが、法典論争の呼び水となるように日本社会の実情や一部の法学者らの うに進まなかったことと、井上馨外務卿以降、外交交渉が不調に終わったことを受けて、山 では政局の影響を受けつつ、内閣期・現行の体制でもある司法行政と法案起草の権限が所管 草案は、山田の強い主導性のもとで編纂されたものであった。山田の肝いりで編纂された民 田顕義法相のもとで司法省において草案起草事業が再開される。司法省によって起草された 交渉との兼ね合いのなかで、民法・商法の起草が始まったものの、起草事業の進展が思うよ 起草権限が移管していった背景を考察したのが二章である。当初、 となっている。内閣期司法省の権限は司法行政とともに法案起草にあった。司法省に草案の である国会へと移管されたものの、法典の草案起草権は司法省 (その後進の法務省) の そういった中で、内閣期には国会が設立され、法典の編纂や制定をめぐる権限が立法機関 外務省において条約改正 国会・

起草権が付与され、 形成していったのである。その延長線上に内閣期以降の司法省の政策や権限は形成されてい なし崩し的に司法制度と法典編纂がその都度二者択一的に選択されることで日本法制度を 省とは決して政局において主導的な役割を果たした訳ではなく、紆余曲折を経た結果として までの研究が描いてきたような単線的な性質のものではなかった。こうしたことから、 期の司法省は西洋化という理想像のもと、近代法制度を確立していく主体的な存在として描 時並行的に形成されていくような印象すら受けるものであった。しかし、本研究で明らかに ったのである。特に内閣期において成立した司法省の権限は、太政官期の影響のもと法典 したように、司法省の政策は政局の影響のもと変動していくような性質のものであり、これ かれてきた。そこでは西洋化を自明のものとして捉えながらも、司法制度と法典の整備が同 次に明らかにした点から、本研究の意義を述べていきたい。これまでの研究では、太政官 内閣・国会で改めて点検するという構造を形成していったのである。

づけをより明確にしていくことを課題としたい。 を維持するためと貴族院を取り込むための交換材料としてのポストになっていったように 内閣期以降、政府の主要ポストは蔵相・外相・内相に限定されており、法相は現行の制度 今後は貴族院と司法省の政治的な関連について言及することで、 そうしたなかで、 次第に内閣や政局への従属性が高まっていったことが推測でき 内閣期の司法省の位置

囚额司	氏 水田 松杉戸 機 雨畔 智 恵子 銀 田 を野 中 平 本 塚 貝 素 森 根 現 恵 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	拉拉亞爾斯 化苯酚磺基甲基苯基甲基苯基甲基苯甲基苯甲基苯甲基甲基苯酚 化二甲甲苯乙酰苯酚甲基甲基苯酚甲基甲基苯甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	氏正 實 派尔克斯 克克克斯 克克斯 克克斯 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
<b>選 權大大大少少少權權權權權權權權權權權權的少少少少少人的 正佑佑佑佑佑佑允公少少少少少少少少少少少令令令令 伯佑佑佑佑佑佑佑佑佑在在安里电</b>	农 <mark>遫遬遬遬遫逫遫遫薆薆薆薆薆薆夔夔惠</mark> 戰田部部部部部部部部部部部	<b>史页页史史史史史史史史史史史史史史史生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生</b>	役卿大大少少大大大大権権権少少権権権権民の卿大大少少大大大大権権権シ沙権権権を職 死死死死級録録録録録大大大銭録少少少少生 銀銭録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録録
	O M4		<u> </u>
	M5		
、国立国会図書館所蔵「職員録」(和泉展版)より作成。	所名 3年/ 氏兒 3年/ 田	海海 四路	氏名 (一張一) (一張一) (一張一) (一張一) (一八四)
<sub>競員録</sub> 」(和	<u>役少少少少少少少少少少少少少</u> 職务存免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免免	のクラウック・ウック・ウック・クラの一門 権権権 保保経験 電影発展 医脱解性 正大心 部部 おお お お お お お お お お お お お お お お お と	2.
泉属版)	M4 M5		
<sub>የ</sub> የ	5		
<del>및</del>			氏名 医名 医克格氏 医克格氏 医克格氏 医皮肤
		<mark>獥 遫 遫 遫 遫 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 遗 </mark>	6.1.1.2.2.2.2.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3
<i>I</i> ,			2 0 0 2
			00 85

. 1

市成。	( 柏泉屋版) より4	鍃		_	置念》				強派企	劳野世行			史生	
「蔵「職員	※国立国会図書館所蔵「職員	_ ※		-	巡殺属				少巡察	小原久備	_		免生	杉忠国
		L	_	-	巡察属				少巡察	阿部隆明			史生	
		Ĺ	0	0	巡察属				少巡察	神谷晃信			史生	中義行
			H		巡察属				少巡察	藤田信謙	0	0	史生	藤秀寛
			0	0	巡察属	中田憲信			少巡察	伊藤貞剛	0	0	史生	上村井義勝
					巡察属			Ю	少巡察	三和有常			史生	- 松則孝
			_	-	巡察属				少巡察	秦林親			史生	尾景孝
					巡察属	児島昌豊	0		少巡察	喜多千頴			史生	r藤政恒
					巡察属	亀口正英			少巡察	堀内良知	-		史生	5島義連
					巡察属	小笠原長弘			少巡察	北村勝成	į		史生	島重安
				_	巡察属	中山信草			少巡察	岩波美篤			史生	本之慶
			_		巡察属	竹尾正胤	0 [	0	少巡察	武久昌罕	0	0	史生	<b>2々木高吉</b>
		_			巡察属	五十嵐光真			少巡歟	南部広朝			史生	喜多川義之
				H	巡察属	芦賀德継			少巡察	小野実正	0	0	史生	2良光友直
			L		巡察属	吉野武義	_		少巡察	鳥居親直	0	Ö	史生	野中有隣
		Ц			巡察属	下橋誠之		Ю	少巡察	尾崎行正	0	0	史生	<b>加藤文</b>
		_	_	_	巡察属	今江直清			少巡察	鈴木豊盛			史生	倡寿
			_		巡察属	伊藤正直	0		大巡察	大塚正男			史生	(野茂是
			L	-		三好元茂			大巡数	野呂直貞			史生	別川信克
			H	$\vdash$	巡察属	湯浅明敬	0	0	大巡察	岸良兼養			少跷	(戸藤皮
				Н	巡察属	塩山武行			大巡察	正手孔通	O	O	少疏	5川文行
			-	-	巡察属	山村総俊			大巡察	深沢勝興			少疏	1田義直
			_		巡察属	高尾弥高			大巡察	北垣国道			少疏	(輸周禎
				$\dashv$	黑怒派	中村庸雄			大巡察	人姪田山		0	大疏	<b>F</b> 坂重義
			Ц	$\sqcup$	巡察属	立花雄人	0		大巡察	小畑美稲		0	大疏	稲波誠意
					調線巡	水野正知			大巡察	第元忠			大疏	- 方直行
			_	-	過祭派	浜田敏鎌			中神	松茂邦隆			大疏	1脇通赫
	島重武 巡察属	[児]			巡察運	松岡直清			計	荻原信澄	0	0	権少忠	复辺驥
	赤木庸   巡察属	崇	_	-	通線巡	篠塚重寿			1000	宮沢稲規	0		権少忠	河野敏鎌
_	賀利兼   巡察属	W		-	圖绘测	足立高行			台掌	山下光茂			少忠	品川
	吉田彦鉄 巡察属	마			巡察属	伴兼貞			台掌	久保田春保			権大忠	11津済
	根大道 巡察属	白;	_		巡察属	岡本則録			台灣	高橋永芳			大忠	[ 幡寛胤
	岸武香 巡察属	根			巡察團	長野業丞			宇	賀茂茂庭			大忠	<b>镁辺</b> 昇
_	渡辺能静  巡察属		0	O	巡察属	大井安親			台掌	豊田義親			少弼	長田清綱
_	木知賢 巡察属	严	Ц	4	少巡察	波田清長			台掌	清水定勝			大弼	地田茂政
	村邦■ 巡察属	中村		_	少巡察	下橋誠之			史生	堤正勝			尹	九条道孝
M4 M5	名 役職	M5  氏:		M4	役職	氏名	M5	M4	役職	氏名	M5	M4	役職	氏名
1							•						ì	

藤井光 荻野覚行	ľ				l																				ı							1		丹羽敦	村松保貞	高安知明	対象を	田土地は	野心茶田	神田久嘉	小营栄脩	中田憲信	村岡良弼	横山尚	<b>一位数加强</b>	日 放入追 部 沢 粛 道	スから蔵	· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	渡辺清	舟来龍	中沢重業		女 保 旗 坦	二 付 税 沿	誤川維又	天野御民	松岡康毅	古川文行	が田森曲	<b>学</b> 双里 我	大腦蛇教	澄川元環	川村応心	和波誠意	行の表 の1.1	在 / 大宣汽	开众
中解部中解部	中解思	中解码	権大解部	権大解部	権大解部	権大解却	権大解部	権大解部	権大解部	権大解剖	大館出	十二	人 群 思	大解部	<b>入胜部</b>	大解却	大解部	大解部	大解説	大解部	大解部	大解部	権少判事	権シ世軍	権少判事	権少判事	権少判事	権少判事	権少判事	単二人とは	少担事	<b>泛蓝</b>	);;	少録	十一等出仕	十一維氏	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	11 李山江	工一条山江	十一等出作	権中録	権中録	権中録	森 日 黎	<b>基日黎</b>	権工鉄	福中家	権中隊	十等出住	中録	中録	はいません	九年第十	九春田住	権大談	権大録	権大録	権大録	権大線	1	権大線	八等出仕	八等出仕	大録	十二	十井	翻心
											C	7			С								Ō	Ō	0							≝	1					ľ	1		O		o		5	7	c		0		_			T					_	7	0	_	0				∄
000														0						0								0				福	177									0	ľ															0	Ì	C				9		Ä	떒
<u></u>	OC				O					ok				ı	ı	ı		1	1	l			0(		0	0	0			)k	DIC	8	(現)	0	0	OK				0	0	0	0	Ŏ	0	5		0	1	1 3	l 1	) C	-	1	1	1-1	ıı	Ō	- 1		Ö	1 1	0	- 1	o c	-1⊋	M
※国立国会図書館所蔵「袖珍官員録」(須原屋版)より作成。												2. 多豆	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>放本品理</b>	野口久照	<b>地域行止</b>	超早然区	当田希賞	<b>中島</b> 信近	三和有常	山本昌行	兼松喬寿	6.大画群	大林明樹	別府景通	馬場正悦	犬塚重遠	は過剰物	大宮下和	2000年	山西綠座	天名	治4年11月)	田中景久	遠山喜秀	水毛达坡 草野政連	を記している。	5次個表	久保田	<u>大井安親</u>	近藤忠好	脇屋義質	三ロー辞	金水石	加藤永邁	加納事	嘉山昆馬	鶴見直常	<u>吉田成章</u>	佐野綱方	林成敏	所 日 禄 函		<u> </u>	·	難波純直	佐々木高吉	近藤秀寛	田島市安	伊強猛其	高橋亨	野中有隣	上村井義勝	比良光友首	佐久周太 <u>里</u> 物田正到	<b>米 / 盟 尼 / /</b>	<b>₽</b> ⊅
3所蔵「袖珍官員!												(無)少年里	少縣部	少難思	少解喪	少解想	権甲群部	種中辨部	権中解部	権中解部	権中解部	権中解部	権中解剖	神山 教出	中解部	中解部	中解部	中解明	世盤出	中解語	日報書	大概		権少録	権少録	権少録	補シ製	権之政	補少製	権少録	権少録	権少録	権少穀	権少録	権少録		十川郷田庁	十二等出住	十二等出仕	十二等出仕	十二等出仕	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		十二番田介	十二等出住	少録	少録	学の	シ紫	少紫	少録	少録	少録	が砂袋	が解	大倉 友順	2000年
録」(須																													(	키		∄		П		(	7	T						(	Э	1		1				1	T	T	T			1		C				$\dagger$	†c	` 1	<b>→</b>
阿爾爾															.7	C				0												144								0				Ī								T		T	T	1 1	0	- 1		- 1			0		+	4	<u>,</u>
ე⊁ <i>ე</i> √													1		С	L		С			0	0		) C			Õ	0			5 C	} §		H	- 1	Ö		C		0	0	Ō	0	Ö	7	50		0	0	0	Ō	5	jc	þ	P	0	0	o	50	50	0	Ō	0		5 C	3	MA
F成。																																		尾崎忠治	小原重哉	島本仲道	<b>分量科园</b> 小香紙器	通 字 終 信	対外技込	大草孝暢	平賀義質	鶴田皓	岸良兼養	難に終い	質化酸粧	田功雷格	権工資腦	玉乃正履	青木信寅	松本暢	伊丹重賢	斯里 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	% <u>井 耳 行</u>	下江 <u>间</u> 园	野尻正斎	飯田文彦	畔柳時行	お上来	にある。		城井国綱	尾崎房豊	草鹿渙	の歴史介	刑解人	# # 17 # 25	<b>A</b> #
																																		少判事	少判事	事時や	少世事	少判事	少判事	権中判事	権中判事	権中判事	権中担果	藤田坦山	神田山山	権中刑事	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	中判事	中判事	中判事	中判事	中型車	十二	十九等五件	十五等出仕	十四等出仕	十四等出仕	十四条田十	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	十二番田十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	十二等出仕	十三等出仕	十三等出仕	(本) (教) (教)	編之潔	女人	相心
										į																								$\overline{}$				. C	_	Γ				1	_	7		-		0		†	+		0	1	0		1	$\top$	-		_	7	T	Ⅎ	1
																																				1	7						o	5		Ť		T	T	П		1	1			П			T	1	-		+	+	c	橸	異
																																			_	_		_	_	-	_			_1	_!	50	_	_	L	1	1		,		1		} I	- 1	- 1			1 1	0	- 1	- 1	1	

		金川田渋於保茲關小加協近大宮郊杉口中谷保田駐口出藤屋藤井沢豆垣一世駅内出藤屋藤井沢豆恒一世駅文貞久東永報忠安福に埋成大街永載忠安福に建入級大成有益秀 織貿好親実業	沙人小鼠员小鼠员小鼠员小鼠员 有人人有人 有人 化基础 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	2.權坂中國渡岸平大島尾河鷲塩公山人野内辺段賀平大島民河麓湖岸大崎野河沿路村本崎野政健軍本崎野政健軍 野渡政健軍國業素務全年忠敬宣統記「親政健軍職」 1.賴均明後	江藤 氏名 江藤新平
十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	確権権権権権権権権権権主 十十少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少的 三三二級 銀銀銀銀銀銀銀銀銀子 生出 出出 エエー し 七十	少少少十十十十十十十種権権権権権 (鉄森線) (111111111111111111111111111111111111	多少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少	中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中	明代大小中中中中 東京 東京 和東京 中中中中 東京 中中中市 中中市 東京
				0 00	0 00 世
				1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
	不能大學 人名 內 與與國祖 與 與 與 與 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是				
裡權權權權權權權權權之大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大區縣縣縣縣縣縣縣縣縣鄉部部部部部部部部部部	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	十十十十大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	日本 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	大大大人、ノンス大大、 はの数のでは、大大大・ファンス大大・ストール・ファンス大大・ストーン リンス 大大 ストーン リンス 大大 ストル エー	を の の の の の の の の の の の の の
	0 0		世 <u>第</u>	0	O
	3   1   1   1   1   1   1   1				4 0 0
《国 计 国	1	大。 於一次 疾症也認為 原性心理 與原性的的 與原性的 與原性的 與原性的 與原性的 對於某样不然 發達。 與原理 類類。 發達。 對於 對於 對於 對於 對於 對於 對於 對於 對於 對於		斯尼林尼鹿 広島 极大山高 神便 位近 计级 松 用 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医	神田 氏名 田野村原 医 田野村原 医 田野村原 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医 医
※国计国会図書館所蔵「抽吻官員録」	權 (原属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属属	中中中中權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權權	少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少少	電子十十十十十少少少シック・シャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	権権権権権権権権権権権権権権権権権権権権機の中中中中中中中中中中中軍事等級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級級
<b>四</b> ∞ □ □	000	0			
(角原 卑版) たり 作成・	000000000000000000000000000000000000000				

## 【表五】各裁判所設置時期一覧

各府県裁判所(1871年7月~1876年9月)

裁判所名	設置府県	設置時期	廃止時期	設置時の司法省長官	備考
東京裁判所	東京府	1871年12月27日		佐々木高行	・東京府から訴訟事務を司法省が接収し始めたのは1871年8月18日。
東京開市裁判所	東京府	1872年2月3日	1873年2月13日	佐々木高行·宍戸環	・「外国交渉ノ訴訟ヲ審理セシム」(『司法』16頁)。 ・1873年2月13日に東京裁判所に接収。
神奈川裁判所	神奈川県	1872年8月5日			(3.01-23.00 E1-20.000 F10.00 C)
埼玉裁判所	埼玉県	1872年8月5日			
入間裁判所	入間県(埼玉県)	1872年8月5日	1873年6月24日		・1873年6月24日群馬裁判所と合併の上、熊谷裁判所になる。
足柄裁判所	足柄県(神奈川県)	1872年8月12日			
木更津裁判所	木更津県(現千葉県)	1872年8月12日			・のち千葉裁判所に合併。
新治裁判所	新治県(茨城南部·千葉 県北部)	1872年8月12日			-1875年6月19日に千葉裁判所管轄の区裁判所に改編。
栃木裁判所	栃木県	1872年8月12日			
茨城裁判所	茨城県	1872年8月12日			
印旛裁判所	印旛県(茨城県)	1872年8月12日	,		・1873年6月24日千葉裁判所に合併。
群馬裁判所	群馬県	1872年8月12日	1873年6月24日		-1873年6月24日入間裁判所と合併の上、熊谷裁判所になる。
宇都宮裁判所	宇都宮県(栃木県)	1872年8月12日	1873年6月24日		
兵庫裁判所	兵庫県	1872年9月13日			
山梨裁判所	山梨県	1872年9月19日		$\neg$	
京都裁判所	京都府	1872年10月7日			
大阪裁判所	大阪府	1872年10月20日			
静岡裁判所	静岡県	1872年10月27日	·		・開庁に至らず。
浜松裁判所	静岡県	1872年10月27日			・開庁に至らず。
額田裁判所	額田県(愛知県)	1872年10月27日		$\neg$	・開庁に至らず。
滋賀裁判所	滋賀県	1872年10月27日		$\neg$	・開庁に至らず。
三重裁判所	三重県	1872年10月27日			・開庁に至らず。
長崎裁判所	長崎県	1874年1月8日			
函館裁判所	北海道	1874年1月8日		$\neg$	
佐賀裁判所	佐賀県	1874年4月5日		— ++**	
新潟裁判所	新潟県	1874年12月27日		<b>一</b> 大木喬任	
福島裁判所	福島県	1874年12月27日			
鹿児島裁判所	鹿児島県	1875年12月13日			
山口裁判所	山口県	1875年12月13日			
高知裁判所	高知県	1875年12月13日	·		
宮城裁判所	宮城県	1876年3月2日			
鶴ヶ岡裁判所	鶴ヶ岡県	1876年3月9日			·

【表六】各区裁判所(1871年7月~1876年9月)

数判所名	管轄裁判所	設置時期	廃止時期	設置時の司法省長官	備者
大網支庁	木更津裁判所	1872年8月12日	1873年6月20日		・1872年9月5日に区裁判所へ改称。 ・廃止は大木司法卿期。
勝浦支庁	木更津裁判所	1872年8月12日	1873年1月10日	7	・1872年9月5日に区裁判所へ改称。
北条支庁	木更津裁判所	1872年8月12日	1873年8月31日		・1872年9月5日に区裁判所へ改称。 ・廃止は大木司法卿朝。
行田区裁判所	埼玉裁判所	1872年8月17日		7	是五成八八日及類別。
粕壁区裁判所	埼玉裁判所	1872年8月17日	1873年2月24日	7	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
深谷区裁判所	入間裁判所	1872年8月17日	1874年6月13日	7	-廃止は大木司法卿期。
大宮区裁判所	入間裁判所	1872年8月17日			552167 (1-1723FM)8
佐倉区裁判所	印旛裁判所	1872年8月23日	1873年6月20日	江藤新平	
関宿裁判所	印旛裁判所	1872年8月23日	1872年9月4日	7	332 37 31 -1/237/018
韮山区裁判所	足柄裁判所	1872年8月25日		7	
小見川区裁判所	新治裁判所	1872年8月31日		7	
谷村区裁判所	山梨裁判所	1872年10月19日	1873年4月24日		・廃止は大木司法卿期。
西宮区裁判所	兵庫裁判所	1872年11月2日	1875年3月27日	1	・廃止は大木司法卿期。
淀区裁判所	京都裁判所	1872年11月14日		7	BEALTH PARTING
園部区裁判所	京都裁判所	1872年11月14日		7	
加村区裁判所	千葉裁判所	1873年7月22日		<del> </del>	-1874年8月に一旦廃止も翌月再設置。
高崎区裁判所	能谷裁判所	1873年7月29日		-1	1074年6月12年已成五节五月中改直。
渋川区裁判所	熊谷裁判所	1873年7月29日		-	
太田原区裁判所	栃木裁判所	1873年9月2日	1875年3月31日	福岡孝弟	
足利区裁判所	栃木裁判所	1873年9月2日			
入間区裁判所	熊谷裁判所	1873年9月12日	1873年12月10日	-	・廃止の後、川越区裁判所に改称(1874年6月18日)
群馬区裁判所	熊谷裁判所	1873年9月12日	1873年12月10日	-{	・高崎区裁判所に合併。
大宮区裁判所	熊谷裁判所	1874年5月30日			(A) PO (A) 200 T (A)
平戸区裁判所	長崎裁判所	1874年7月8日		7	
福江区裁判所	長崎裁判所	1874年7月8日		7	
厳原区裁判所	長崎裁判所	1874年7月8日	···	7	
佐貫区裁判所	干葉裁判所	1874年9月24日			
唐津区裁判所	佐賀裁判所	1874年10月23日		7	
長岡支庁	新潟裁判所	1875年5月27日		7	
水街道支庁	茨城裁判所	1875年7月25日	1875年8月29日	7	
新発田支庁	新潟裁判所	1875年7月27日		7	
岛原区裁判所	長崎裁判所	1875年8月9日		大木喬任	
東京裁判所第一支庁	東京裁判所	1875年9月8日	7	7	・1875年12月13日に東京裁判所支庁が改組の上、増設されて いる。
東京裁判所第二支庁	東京裁判所	1875年9月8日		1	<u> </u>
東京裁判所第三支庁	東京裁判所	1875年9月8日			
大阪裁判所第一支庁	大阪裁判所	1875年12月10日			
大阪裁判所第二支庁	大阪裁判所	1875年12月10日	<u> </u>	7	
八日市場支庁	<b>子菜裁判所</b>	1875年12月12日		7	
佐賀区裁判所	佐賀裁判所	1876年3月5日		7	
武雄区裁判所	佐賀裁判所	1876年3月5日		7	
※司法省編『司法沿革!				<del></del>	<u> </u>

## 【表七】府県裁判所経費(明治7年3月) (国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任関係文書」収録「司法省明治七年運計表」より作成)

· ·		5.000天行王///成			有明冶七年建設	TAX JAY TENA	
			府県表 	践判所			
費目	京都府裁判所	兵庫裁判所	埼玉裁判所	熊谷裁判所	千葉裁判所	栃木裁判所	足柄裁判所
官員月給	859円	1318円_	806円	1286円50銭	1017円50銭	739円	509円50銭
等外月給	383円50銭	251円	181円50銭	367円	333円	217円	95円
旅費	205円17銭	287円1銭7厘	209円29銭5厘	216円6銭5厘	121円66銭	136円26銭5厘	66円4銭
諸傭給	108円79銭6厘	54円29銭	33円75銭	25円	32円54銭	56円24銭3厘	20円68銭
庁中備品	26円18銭7厘	6円1銭8厘	13円34銭5厘	91銭3厘	32円51銭	2円30銭8厘	17銭
小買物	63円39銭7厘		30円33銭7厘	39円23銭3厘	114円12銭8厘	71円14銭9厘	15円32銭1厘
賜物	記載なし	記載なし	1円50銭	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
書籍費	3円38銭	7円53銭	記載なし	記載なし	12円31銭2厘	記載なし	記載なし
免官賜物	3円50銭	記載なし	記載なし	8円50銭	記載なし	6円	記載なし
宿直賄料	28円65銭	16円43銭	9円1銭5厘	10円4銭	7円44銭	19円	6円51銭
営繕費	22円31銭8厘	40円11銭6厘	19円78銭1厘	4円27銭4厘	42円34銭5厘	2円35銭7厘	記載なし
官員宿代	78円50銭	92円37銭5厘	91円25銭	50円		78円37銭5厘	39円25銭
郵便税	12円64銭	11円31銭5厘	13円50銭	10円90銭	3円54銭	6円59銭	5円70銭
仕立便賃	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
人足賃	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	21円13銭7厘	13円31銭6厘	5銭
陸送費	11円32銭4厘	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
陸運費	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	3円77銭3厘
運送費	記載なし	1円63銭5厘	2円61銭6厘	11円45銭1厘	記載なし	記載なし	記載なし
囚人費	93円48銭4厘	37円80銭7厘	241円66銭8厘	32円55銭7厘	35円5銭8厘	45円81銭9厘	12円51銭6厘
出張所家賃	24銭2厘	2円25銭	記載なし	記載なし	2円99銭	5円12銭5厘	90銭8厘
家税	記載なし	記載なし	3円75銭	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
家賃	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
堂金	記載なし	記載なし	記載なし	3円	記載なし	記載なし	記載なし
外国人給料	記載なし	250円	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
外国人宿代	記載なし	30円	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
接待費	記載なし	39円43銭8厘	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
探索費	22円45銭	1円	記載なし	記載なし	記載なし	132円80銭7厘	12円29銭2厘
捕亡費	134円58銭3厘	87円16銭5厘	138円47銭8厘	6円90銭9厘			7円64銭8厘
焼失金	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	13円71銭	記載なし
合計額	2057円12銭1厘	2624円90銭3厘	1795円78銭5厘	2072円34銭2厘	2124円74銭7厘	1762円22銭7厘	795円5銭8厘

【表八】各区裁判所経費(明治7年3月) (国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任関係文書」収録「司法省明治七年運計表」より作成)

			(fact and bad fine	阳忠以其作王	221,000 2 6-1-30-2	区裁判所		1 0 1 × 11 × 1	10-711727			
費目	園部裁判所	淀区裁判所	西宮区裁判所	行田区裁判所	高崎区裁判所		大宮区裁判所	加村区裁判所	北条区裁判所	足利区裁判所	太田原区裁判	韮山区裁判所
						記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	162円	100円	75円
等外月給	85円	100円	記載なし	10円75銭5厘	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	58円	61円	33円
	7円15銭	71円55銭	65円87銭5厘			72円98銭3厘		72円32銭5厘	56円70銭	26円88銭	16円44銭	21円75銭
諸傭給	11円95銭	13円91銭	16円74銭	1円5銭5厘	18円74銭3厘	22円42銭6厘	13円	13円50銭	9円	15円25銭	10円62銭4厘	12円91銭4厘
	20円29銭	12円65銭9厘	記載なし	23円45銭9厘	5円49銭6厘	21銭	4円50銭1厘	記載なし	34円5厘	1円60銭	23円7銭3厘	48銭5厘
		23円64銭8厘	16円83銭	記載なし	42円23銭3厘	13円81銭3厘	9円39銭9厘	12円59銭5厘	9円53銭2厘	21円33銭2厘	16円83銭1厘	5円31銭
		記載なし	記載なし	記載なし			記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
			記載なし					記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
			記載なし		記載なし			記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
									3円72銭	5円89銭	4円38銭5厘	2円17銭
			記載なし						記載なし		4円36銭6厘	記載なし
	20円37銭5厘		13円50銭		44円62銭5厘			17円		23円75銭	18円25銭	7円50銭
郵便税		97銭	1円71銭				50銭	16銭	記載なし	60銭	1円9銭	1円14銭5厘
仕立便賃			記載なし					記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
人足賃										4円42銭	4円92銭	2円27銭8厘
					記載なし		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
			60銭				記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
			記載なし				記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
囚人費	18円27銭3厘		1円12銭2厘		22円99銭3厘		記載なし	記載なし		11円91銭1厘		4円62銭4厘
			記載なし		記載なし		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
家税	記載なし						記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
家賃				F- 111 T	1円	1円	1円10銭	記載なし	記載なし	記載なし	1円25銭	記載なし
堂金		記載なし			記載なし		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
外国人給料					記載なし		記載なし	記載なし	記載なし		記載なし	記載なし
					記載なし		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
接待費		記載なし	記載なし		記載なし		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
	52円65銭7厘		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	1円80銭
	47円58銭5厘		50円50銭		記載なし	11円16銭1厘		記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	3円41銭6厘
焼失金		記載なし	記載なし				記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
合計額	449円99銭1厘	392円47銭3厘	168円53銭2厘	71円27銭2厘	185円32銭5厘	162円93銭6厘	59円94銭3厘	121円70銭7厘	93円45銭	331円63銭3厘	286円29銭2厘	171円39銭2厘

京都裁判所管轄:園部裁判所・淀区裁判所/兵庫裁判所管轄:西宮区裁判所/埼玉裁判所管轄:行田区裁判所/熊谷裁判所管轄:高崎区裁判所・深谷区裁判所・大宮区裁判所

【表九】大蔵省決算表

第九期 1875年7月-1876年6月     不明   6920万3242円403銭   #	第八期 1875年1月-6月 8632万1077円57銭 6613万4772円121銭 25万9365円353銭	第七期 1874年1月-12月	第六期 1873年1月-12月 銭 8550万7244円624 6267万8600円832銭 76万7382円623銭	月-1872年12月 (銭 5044万5172円969 5773万24円704銭	会計年度   歳入   歳出   満出   うち司法
111万1504円880 銭	25万9365円353銭	88万3787円550銭	76万7382円623銭	46万4835円201銭	うち司法省決算分

(内閣記録局編『法規分類大全』42巻財政門(4)より作成)

## 【表一〇】新治県聴訟課官員の転官状況

新治県聴訟課官員	新治県聴訟課官員任命年月日と官 等	新治県聴訟官員としての官 等	司法省官員として任命	司法省官員としての官等
牧野重正	1872年2月2日	九等出仕	1872年9月1日	権解部
大前重臣	1872年2月22日	十二等出仕	同上	権中属
唐木一精	1872年3月9日	十四等出仕	同上	権小解部
中原正道	1872年4月8日	十五等出仕	同上	権中解部
花香恭法	1872年4月9日	十三等出仕	同上	十三等出仕
松崎循	1872年4月25日	十四等出仕	同上	十二等出仕
寺門広行	1872年5月10日	十三等出仕	同上	十三等出仕
市川重胤	1872年5月29日	十二等出仕	同上	十二等出仕
磯野静	1872年6月23日	十四等出仕	同上	十四等出仕

<sup>※</sup>千葉県警察史編さん委員会編『千葉県警察史』一巻、三六六頁(千葉県警察本部、一九八一年)所載の表を改訂した。

# 【表一一】田中司法卿期における司法行政改革

日付	内容
1880年9月7日	検事局を各地に設置することが決定。
1881年2月2日	代言人試験委員の設置。
1881年4月28日	金沢裁判所に検事設置。
1881年5月17日	名古屋・熊谷・松本・松山・広島・水戸・松江・弘前・静岡・高知・熊本・福岡・鹿児島に検事設置。
1881年8月22日	地方裁判所各支庁に検事設置。
	達警罪の裁判宣告に対する上訴に限定的規定を設ける。 控訴上告及証人呼出費用の予納方を規定。
	治罪法中書類送達の制限。 裁判管轄の規定。
1881年9月20日	陪席判事員数を規定。 准現行犯の家宅捜索制限。
	予審判事家宅捜索を治安判事に委託すること。 司法警察官令状に関する取扱規定。
	選警罪裁判  は三府五港の市区を除く府県警察署・警察分署にて行う。    裁判官・検察官・司法警察官が巡査・兵員要求する際の手続きを規定。
	長崎上等裁判所長岡内重俊罷免。 西成度大審院判事を東京控訴裁判所長へ任命。
1881年10月15日	清岡公張判事を大阪控訴裁判所長へ任命。中島錫胤判事を長崎裁判所長へ任命。中島錫胤判事を長崎裁判所長へ任命。 青木信审判事を函館控訴裁判所長へ任命。
	小畑美稲を名古屋控訴裁判所長へ任命。
	西岡逾明判事を宮城控訴裁判所長へ任命。  坂本政均判事を広島控訴裁判所長へ任命。
1881年10月20日	大審院・裁判所書記局その他訟廷の掌務心得を定める。
1881年10月24日	渡辺驥検事を大審院検事長とし、各控訴裁判所に検事長を置く。
1881年10月31日	大審院・裁判所属官を廃+B12:B29して書記を置く。
91/11特异公共是174年	司法必『司法公共計『1020年/佰集配传初版1070年》)と3/46時

司法省『司法沿革誌』(1939年(原書房復刻版1979年))より作成。

1897   1997	[2]	京	9月13 9月19 11月1 11月1 12月2 5月5E 5月22 6月4E 6月4E 10月11 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11
1月29日	超级 新新斯斯 电影 新新新新新新新新新 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	本	9月19 9月19 10月2 11月1 12月2 5月22 6月4日 6月4日 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 1
19.20日	超過 所 所	本本   日日   日日   日日   日日   日日   日日   日日	9月19 10月2 11月1 12月2 5月5日 6月4日 6月4日 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 1
1月29日	照 京都新新政務等新政務的新新新報報報報報報報應應應應應應應應應應應應應應應 數數數數數數數數數數數數數數數數	京	9月19 9月19 11月1 11月1 12月2 5月22 6月4日 6月25 6月25 6月10 11月1 11月1 11月1 11月1 12月 12月
1973   1931日	超過 新新班 斯斯斯 改新戏 改新新新新 植新新 傳統 新立新 改 废 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧 奧	大人 医皮肤	9月13 9月19 11月1 12月2 5月5E 5月22 6月4E 6月4E 6月25 6月25 6月10 11月1 11月1 11月2 5月18
1970   一种	据	及	9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 5月25 6月4日 6月4日 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1
1973   1931   1932   1933	所 所 所	海域 (1)	9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 5月52 5月52 5月22 6月4日 10月11 11月1 11月1 11月1 11月2 5月18
19.70   19.20   19.	据文 新新斯斯 克斯斯斯 克斯斯斯斯 医肝 医肝溶液 医肠肠 医肠肠 医肠肠 医肠肠 医肠肠 医肠肠 医肠肠 医肠肠 医皮肤	京	9月19 10月2 11月1 12月2 5月5日 5月22 6月4日 6月25 6月18 11月1 10月11 11月1 11月1 12月1 12月1 12月1
1月2日   一部当成合   一部   一部   一部   一部   一部   一部   一部   一	超数	及	9月19 9月19 11月1 12月2 12月2 5月5E 5月22 6月4E 6月4E 6月25 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1 1
1月2日	報報	大田	9月19 9月19 11月1 11月1 12月2 5月5E 5月2E 5月2E 6月4E 6月4E 11月1 11月1 11月1 11月1 11月2 5月18
月月日   一個學習所   一位的   一	所	及	9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 5月25 5月25 6月4日 6月4日 11月1 11月1 11月1 11月1
1月3日   一	所	海域 医	9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 5月52 5月52 5月22 6月4日 11月1 11月1 11月1 11月1 11月1
月日日	所 (2) 数据新新文学 的 化 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的	法压区 数据	9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 11月1 10月11 11月1 11月11 11月11 11月11
1月13  日	所	法住区裁判所	9月19 9月19 10月2 11月1 12月2 5月22 6月4日 6月45 6月13 9月10 11月1 11月1 11月2 5月18
1月1日	新雄 新華	水に	9,9,13 9,9,19 10,9,2 11,9,1 12,9,2 5,7,5,2 5,7,2 5,7,1 10,9,1 11,
1月13  日   上田文歌判所   松本教判所   新設 (新像合の別   1月29日   上田文歌判所   松本教判所   新設   新設   新設   新設   1月31日   上田文歌判所   松本教判所   新設   1月31日   上级区数判所   大原裁判所   新设   1月31日   上级区数判所   大原裁判所   新设   1月31日   大级区数判所   大河区数判所   元市区数判所   元市级   11月31日   元市区数判所   元市级判所   元市级   11月31日   元市区数判所   元市区数判所   元市级   11月31日   元市区数判所   元市级   11月31日   元市级   11月31日   元市区数判所   元市级   11月31日   元市区数判所   元市区数判所   元市场   11月31日   元市场   11月31日   元市区数判所   元市场   11月31日   11	所	海市区 数数 地面	9,9,19 9,9,19 10,9,2 11,9,1 11
1月12   上田文統 (	超级 珍新街新新 化 政 新 新 新 教	海域区	9月19 10月2 10月2 12月2 5月5E 5月22 6月4E 6月4E 6月13 9月10 9月10 11月1 11月1 11月1 11月2 5月18
日日日 日日日 日日日 日日日 日日日 日日日 日日日 日日日	超過 超級 新新斯斯 克斯斯 克斯斯 化二氯甲基甲基 医甲基甲基 医甲基氏 医皮肤		9月13 9月19 11月1 12月2 12月2 5月52 5月22 6月45 6月45 10月11 11月1 11月1 11月1
1月3日	報報 (		9月19 10月2 11月1 12月2 12月2 5月25 5月25 6月4日 6月4日 11月1 11月1 11月1 11月2
1月30日   上田区敷型所   拉数公上級書 新数   新数   新数   新数   新数   新数   新数   1月30日   上田区敷型所   松本裁判所   新数   新数   1月31日   元级区数型所   松山栽判所   新数   2月11日   元级区数型所   松山栽判所   新数   2月11日   开级区数型所   松山栽判所   新数   2月11日   不是区数型所   松山栽判所   新数   2月11日   不是区数型所   松山栽判所   新数   2月11日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月11日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月11日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月10日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月10日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月26日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月26日   大河区数型所   松小栽型期所   新数   2月26日   大河区数型所   成级数判所   新数   2月26日   大河区数型所   成级数判所   新数   2月26日   大河区数型所   成级数判所   新数   2月26日   大河区数型所   成级数判所   新数   2月26日   大河区数型所   核心电数判所   新数   2月26日   大河区数型所   松小栽型用所   松莉   3月27日   大河区数型所   松小栽型用所   松粉   3月28日   大河区数型所   松小栽型用所   松粉   3月28日   大河区数型所   松山栽型用所   松粉   3月28日   大河区数型所   松山栽型用所   松粉   3月28日   公司区数型所   大河级型用所   松粉   3月28日   公司区数型用所   松粉   3月28日   公司区数型所   松阳数型用所   松粉   3月28日   公司区数型所   松阳数型所   张数   3月28日   公司区数型所   张数   3月28日   公司区数型所   张数   3月28日   公司区数型所   张数   3月28日   公司区数型用所   张数   3月28日   3月28	報報 化二氢甲基苯甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基		9月19 10月2 11月1 12月2 5月5日 5月22 5月22 6月4日 6月45 6月13 9月10 10月11 11月11 11月2
1月30日   上田区政治   一	超级多新新新取客酒,新新新改新改改新新新新新香新新。 数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数		9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 5月25 5月25 5月25 5月25 11月1 11月1
1月3日	組織 多新新新斯克斯 化苯克斯克斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯		9,9,19 9,9,19 10,9,2 11,9,1 11,9,1 6,9,4,1 10,9,1 11,9,1 11,9,1 11,9,1
1月29日   上田区数判所   金线の上級書   新設   孫命の別   上田区数判所   金板   新設   新設   新設   新設   日   日   日   日   日   日   日   日   日	選及新新新 取 多 新		9月19 9月19 10月2 11月1 11月1 5月52 5月52 5月22 6月45 6月45 6月45
1月29日   上田区数判所   金额公上数集 新数   新数   新数   新数   新数   新数   新数   新数	選及 多新語素新改 整 新 新 新 新 新 新 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表		9月19 9月19 10月2 11月 12月2 5月55 6月45 6月46 9月10
1月29日	報 逐新新新斯克格斯 數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數數 數數數數數數數數數數數數數		9月19 9月19 10月2 11月1 12月2 5月25 6月45 6月25 9月10
1月29日   一	報 多新新新 成 政		9,9,13 9,9,19 10,9,2 11,9,1 12,9,2 5,9,5,6 5,9,5,6 6,9,2,5 6,9,2,5 6,9,2,5
1月29日	海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海海	冰田區區 以	9月19 9月19 9月19 11月2 12月2 5月25 6月4日 6月4日
1月29日   上田医典判所   松本數判所   新設   新設   新設   新設   新設   新設   新設   新	· 改档 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	冰氏区數判所 適田 医数判所 通田 医数判所 通知 医数型所 数操医数型所 中少量 医数型所 引 数是 医数型所 引 数是 医数型所 引 数是 医数型所 引 数是 医数型所 到 数 方 新足 医数判所 明 4 医 数型所 明 4 医 数型所 明 4 医 数型所 明 4 医 数型所	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2 5月22 6月4日 6月25
1月29日   一上田区裁判所   一	· 改善 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	冰氏区数判所	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2 5月5日 6月4日
1月29日   一上田区裁判所   一	後 被 被 被 被 を を を を を を を を を を を を を	3   本在区数判所   通田区を行   通田区を行   通田区を行   通田区を行   通田区を行   通田区を   一	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2 5月5日 6月4日
日日日	·	本年区裁判所   一部   一部   一部   日田   本年区裁判所   日田   中ノ島区裁判所   日田   中ノ島区裁判所   日田   中ノ島区裁判所   日田   中ノ島区裁判所   日田   東京区裁判所   日田   東京区裁判所   日田   東京区裁判所   日田   東京区裁判所   日田   東京区域   東京区域	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2 5月55
1月10	多数	は、	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2 5月5日
日日日	本語 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	は、	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2 5月55
日日日	多数 新数数 新数数 新数数 新数数 数数组 7.	本在区數判所 通田支行 通田支持 通田区数判所 通知山区裁判所 数質区裁判所 日 高深区裁判所 日 中人島区裁判所 日 丸亀区裁判所	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2
月日	多数	本在区裁判所 通用区裁判所 通用区裁判所 通知区裁判所 基質区裁判所 基度的裁判所 中上数区裁判所 九集区裁判所	9月13 9月19 10月2 11月1 12月2
1月29日   上田文武   管廷の上級筆   新設		本庄区裁判所 通用支行 通用区数判所 福度数型所 高级区数判所 高级区数判所 高级区数判所	9月19 9月19 10月2 11月1 12月2
月日	襂搟檘難 湬錽錽蜧餟 葐	本庄区裁判所 通田支持 通田支持 通田区裁判所 福知山区裁判所 籍類包及裁判所 高梁区裁判所 中少島区裁判所	9月13 9月19 10月2 11月1
月日	莎裤 簡素新工 改改改改改设设设	本庄区裁判所 酒田及介 酒田区裁判所 福知山区裁判所 较質区裁判所 政策区裁判所	9月13 9月19 10月2
月日日         裁判所         位数判所         位数 表 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的	移推 斑斑斑 類類類類類	本庄区裁判所 酒田支疗 酒田区裁判所 稳知山区裁判所 数質区裁判所	9月13 9月19
1月29日   上田支件   松本   新設   新設   新設   新設   新設   新設   新設   新	移 <del>旅</del> 領領領領 領	本住区裁判所 酒田支庁 酒田支貯 酒田区裁判所 福知山区裁判所	9月13 9月19
1月29日   上田支行   松本裁判所   新設   新設   新設   新設   新設   1月29日   上田支付   日   公本裁判所   新設   日   公本   公本裁判所   新設   日   公和区裁判所   本原区数判所   本原区数判所   本原区数判所   本原区数判所   本原区数判所   公和数判所   新設   日   公和区数判所   公和数判所   新設   日   公和区数判所   公本数判所   新設   日   公和区数判所   公本数判所   5   5   5   5   5   5   5   5   5	移設	本庄区裁判所 酒田支庁 酒田区裁判所	9月13
1月29日   上田支行   松地野名   新設   新設   新設   新設   上田支行   日   日   日   日   日   日   日   日   日	移設	本庄区裁判所 酒田支庁	0 El 12
月日日         裁判所名         管辖の上級等         新設           1月29日         上田支件         新設         新設           1月29日         上田支件         新設         新設           2月1日         西泉区裁判所         松本裁判所         新設           2月1日         在泉区裁判所         地域報期所         新設           2月1日         在泉区裁判所         地方版及区裁判所         新設           2月1日         在泉区裁判所         地方版数         新設           2月1日         大瀬区裁判所         地方版数         新設           2月1日         大瀬区裁判所         地方版数         新設           2月1日         大瀬区裁判所         人地区裁判所         新設           3月2日         人市区裁判所         長崎区裁判所         新設           6月19日         大河区裁判所         長崎区裁判所         新設           9月18日         内原区裁判所         長崎区裁判所         新設           10月24日         大河区裁判所         板区裁判所         新設           11月21日         大河区裁判所         地域数判所         新設           11月21日         大河区裁判所         地域数判所         新設           11月21日         大河区裁判所         投入支援政裁判所         新設           11月21日         大河区裁判所         投入支援政裁判所         新設           大島区裁判所         大島区裁判所         新設	1971 140	本圧区裁判所	_
1月29日   上田支件   松本教判所   新設   新設   新設   上田支件   上田支件   上田支件   上田支件   上田支件   新設   上田支件   上田支件   新設   上田支件   上田支件   新設   新設   五条区裁判所   大阪裁判所   新設   五条区裁判所   大阪裁判所   新設   大洲区裁判所   大阪裁判所   新設   大洲区裁判所   大阪裁判所   新設   大洲区裁判所   大阪裁判所   新設   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区数判所   大田区数判所   大田区数判所   大田区数判所   京都裁判所   京都裁判所   京都设   京都设   京都   京都设   京都设   京都   京都设   京都   京都			
日日		国家文化	
1月29日   上田支行   松本裁判所   新設   新設   上田支付   日   日   日   日   日   日   日   日   日		記事と	17.17
月日日         裁判所名         管辖の上級筆         新設           1月29日         上田支行         公本裁判所         新設           1月29日         上田支行         公本裁判所         新設           2月1日         完成是区裁判所         公人股区裁判所         新設           2月1日         在原区裁判所         人地数判所         新設           2月1日         在原区裁判所         人地数判所         新設           2月1日         在原区裁判所         人地数数判所         新設           2月1日         大海区裁判所         人地数判所         新設           2月1日         大海区裁判所         公地区裁判所         新設           3月29日         人上区级裁判所         公地区裁判所         新設           6月19日         人地区裁判所         公市区裁判所         新設           9月18日         小浜区裁判所         公市区裁判所         新設           9月19日         营商区裁判所         依地区裁判所         新設           10月24日         大町区裁判所         他人本裁判所         新設           11月21日         大町区裁判所         股市         新設           11月21日         大町区裁判所         放政裁判所         新設           11月21日         大町区裁判所         投入营区裁判所         新設           11月21日         大田区裁判所         企業利益         新設           12月21日         大田区裁判所         企業		米沢文丁	4.11.0
月日日         裁判所名         管辖の上級等         新設           1月29日         上田支行         新設         新設           1月29日         上田支行         新設         新設           2月3日         西泉区裁判所         松山栽判所         新設           2月1日         工具区裁判所         大阪裁判所         新設           2月1日         工具区裁判所         大阪裁判所         新設           2月1日         工具区裁判所         大阪裁判所         新設           2月1日         工具区裁判所         松江裁判所         新設           2月1日         工業区裁判所         松江裁判所         新設           2月1日         大田区裁判所         松江裁判所         新設           3月2日         大田区裁判所         長崎数判所         新設           6月19日         大田区裁判所         長崎数判所         新設           9月18日         小坂区裁判所         京都設         新設           10月24日         大河尾及裁判所         京都設         新設           11月21日         大町区裁判所         市設         新設           11月21日         大町区裁判所         協設         新設           12月24日         水引区裁判所         新設         新設           12月24日         水引区裁判所         協設         新設           12月24日         水引区裁判所         協設         新設		本中区数判所	1
1月29日   大田文子   位数の上級筆 新設   新設   上田文子   大田区裁判所   新設   新設   上田文子   大田区裁判所   大田区裁判所   大田区裁判所   九市区裁判所   市设   五市区裁判所   九市区裁判所   九市区裁判所   九市区数判所   五市区   五市区   九市区   五市区		大宮区裁判所	4.H5E
1月29日   上田支行   松本裁判所 新設   新設   新設   上田支付   日   日   日   日   日   日   日   日   日		太田区裁判所	!
月日日         裁判所名         管辖の上級等         新設           1月29日         上田支行         新設         新設           1月29日         上田支行         新設         新設           2月1日         石泉区裁判所         松本裁判所         新設           2月1日         石泉区裁判所         松山裁判所         新設           2月1日         大湖区裁判所         本設         新設           2月1日         大湖区裁判所         地設         新設           2月1日         大湖区裁判所         地方設         新設           2月1日         大湖区裁判所         地方設         新設           3月29日         人二区裁判所         基地到所         新設           4月24日         人国区裁判所         長崎田区裁判所         新設           6月19日         外深区裁判所         石市股裁判所         新設           9月19日         古田区裁判所         在地区裁判所         新設           10月24日         大河区裁判所         市政         新設           11月21日         大河区裁判所         地方設         新設           11月21日         大河区裁判所         松本裁判所         新設           11月21日         大河区裁判所         松本裁判所         新設           11月21日         大河区裁判所         松本裁判所         新設           11月21日         大河区裁划所         松本裁判所         新設 </td <td>Ť</td> <td>大島区裁判所</td> <td>-</td>	Ť	大島区裁判所	-
月日日         裁判所名         管辖の上級等         新設           1月29日         上田支作         新設           1月31日         五条区裁判所         新設           2月1日         西条区裁判所         新設           2月1日         在风区裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         村家区裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         松江裁判所         新設           2月1日         在外区数判所         松江裁判所         新設           2月1日         外工区裁判所         松江裁判所         新設           2月1日         外工区裁判所         松江裁判所         新設           3月2日         人戶区裁判所         人地区裁判所         新設           6月19日         大地区裁判所         人地区裁判所         新設           9月18日         小原区裁判所         成市区裁判所         新設           9月19日         产河区数判所         京教         新設           10月24日         大河区裁判所         市政         新設           11月21日         大町区裁判所         新設         新設           11月21日         大町区裁判所         新設         新設           11月21日         大町区裁判所         版出         新設           11月2日         大町区裁判所         原民总裁判所         新設 <td></td> <td>七尾区裁判所</td> <td>3 🗎 97</td>		七尾区裁判所	3 🗎 97
1月29日   大田 医型	10館裁判所 新設	江刺区裁判所	1月71
1月29日	新設:25箇所		
月日日	<b>室児島裁判所</b> 分類	水引区裁判所	12月2
1877   15   15   15   15   15   15   15	2本裁判所 新設	大町区裁判所	11,92
1月29日   大田支行   大田支行   新設   新設   新設   新設   1月29日   上田支行   大田支行   新設   新設   五田 反	41数137 新数	対する特性所	
1月29日		十二百万株出界	100
月日日         裁判所名         管辖の上級等         新設           1月29日         上田支行         公本裁判所         新設           上田支付         上田支付         新設         新設           2月1日         五条区裁判所         公本裁判所         新設           2月1日         工条区裁判所         公人国区裁判所         新設           2月1日         工条区裁判所         本方線区裁判所         新設           2月1日         工条区裁判所         公人国及裁判所         新設           2月17日         洋桑区裁判所         公市区裁判所         新設           2月17日         八田区裁判所         公市股村         新設           3月29日         八田区裁判所         基础规则所         新設           4月24日         施原区裁判所         長崎裁判所         新設           6月19日         大地区裁判所         長崎政裁判所         新設           9月18日         外田区裁判所         公市股款         新設           9月18日         原因会数型所         会市股票         新設           18元息区裁判所         会市股票         新設           18元息区裁判所         会市股票         新設           18元息区裁判所         会市股票         新設           18元息         会市股票         会市股票           18元息         会市股票         会市股票           18元息         会市股票         会市股票	初数	- 他	T
月日日         裁判所名         管辖の上級等         新設           1月29日         上田支作         公本裁判所         新設           6度運区裁判所         6度運区裁判所         新設           7月31日         西条区裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         分版裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         本方級裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         松口裁判所         新設           2月1日         在外区裁判所         松口裁判所         新設           2月17日         株子裁判所         松口裁判所         新設           2月17日         大田区裁判所         新設           3月29日         大田区裁判所         新設           4月24日         大田区裁判所         長崎教判所         新設           6月19日         大田区裁判所         長崎教判所         新設           8月10日         外田区裁判所         大田区裁判所         新設           10月         大田区裁判所         公本裁判所         新設		阿爾冈撒門所	9月19
月日日         裁判所名         管轄の上級等         新設           1月29日         上田支行         大田支行         新設           1月29日         上田支行         新設         新設           2月1日         西条区裁判所         新設           2月1日         江桑区裁判所         新設           2月1日         江桑区裁判所         大阪裁判所         新設           2月1日         花桑区裁判所         大阪裁判所         新設           2月1日         林庭区裁判所         松江教判所         新設           2月1日         林庭区裁判所         松江教判所         新設           2月1日         林庭区裁判所         松江教判所         新設           3月2日         人門区裁判所         私前股           4月24日         無原区裁判所         長崎裁判所         新設           6月19日         大地区裁判所         松木裁判所         新設           6月19日         大地区裁判所         松木裁判所         新設           6月19日         大地区裁判所         松木裁判所         新設           7人港区裁判所         大地区裁判所         新設           9月18日         小浜区裁判所         名市股市         新設           187         大地区裁判所         大地区裁判所         新設	新設	鹿児島区裁判所	1
月日日         裁判所名         管辖の上級審           1月29日         上田支行         松本裁判所           1月29日         上田支行         松本裁判所           6月27日         多度達区裁判所         松山裁判所           741島区裁判所         大田支付         大阪裁判所           2月1日         五条区裁判所         本户裁判所           2月1日         任業山区裁判所         本户裁判所           2月17日         米子裁判所         松江裁判所           2月17日         米子裁判所         从市区裁判所           2月17日         大五区裁判所         長崎裁判所           4月24日         旅田区裁判所         長崎裁判所           4月24日         旅田区裁判所         投海裁判所           6月19日         大道区裁判所         投海裁判所           8月10日         然田区裁判所         投海裁判所           8月10日         然田区裁判所         投海裁判所	新設		9.FI.E
	Ţ	熱田区裁判所	8月10
月日         裁判所名         管辖の上級審           1月29日         上田支行         公本裁判所           上田支行         公本裁判所         公本裁判所           多度運区裁判所         公山裁判所           72月1日         五条区裁判所         大版裁判所           2月1日         五条区裁判所         大原裁判所           2月1日         在外区裁判所         大原裁判所           2月1日         并公区裁判所         公司裁判所           2月17日         并交区裁判所         公司裁判所           3月29日         人戶区裁判所         公司裁判所           人地区裁判所         公司裁判所         公司裁判所           3月29日         大地区裁判所         公司裁判所           人區区裁判所         公司裁判所         公司裁判所		大垣区裁判所	6月19
月日日         裁判所名         管辖の上級審           1月29日         上田文介         松本裁判所           1月29日         上田区裁判所         松本裁判所           多度達区裁判所         人工股系的         松山裁判所           2月1日         工条区裁判所         大阪裁判所           2月1日         任务区裁判所         大阪裁判所           2月1日         任务区裁判所         大阪裁判所           2月1日         任务区裁判所         松江裁判所           2月17日         大安区裁判所         松江裁判所           2月17日         大五田区裁判所         弘前政裁判所           大田区裁判所         弘前数判所		機原区裁判所	
月日         裁判所名         管额の上級鑑           1月29日         上田文广         公本裁判所           1月31日         五年区裁判所         公本裁判所           1月31日         五条区裁判所         公人或规划所           2月1日         五条区裁判所         本户裁判所           2月14日         在以区裁判所         本户裁判所           2月17日         并築区裁判所         本户裁判所           2月17日         共業及因裁判所         松江裁判所           2月17日         大工裁判所         公前区裁判所           2月17日         大工裁判所         公前政裁判所           2月17日         大工裁判所         公前政裁判所		大曲区裁判所	
月日         裁判所名         管辖の上級鑑           1月29日         上田支行         公本裁判所           上田支付         公本裁判所           上田支付         公本裁判所           上田支付         公本裁判所           多度運区裁判所         公山裁判所           1月31日         西条区裁判所           大洲区裁判所         大阪裁判所           2月1日         在条区裁判所           2月14日         篠山区裁判所           2月17日         件套区裁判所           2月17日         供套区裁判所           2月17日         供套区裁判所           2月17日         代数区裁判所           2月17日         代数区裁判所		八戸区裁判所	3月26
月日         裁判所名         管辖の上級審           1月29日         上田支行         松本裁判所           上田支付         上田支付         松本裁判所           上田支付         公本裁判所         公工裁判所           多度運应裁判所         公山裁判所         公山裁判所           1月31日         工業区裁判所         大阪裁判所           2月1日         工業区裁判所         大阪裁判所           2月14日         後山区裁判所         神戸裁判所           2月17日         工業区裁判所         松江裁判所           2月17日         工業公裁判所         松江裁判所	新設		T
月日		1 米の象技品	2 A 17
月日         裁判所名         管辖の上級報           1月29日         上田文市         公本裁判所           多度運区裁判所         公本裁判所           6条区裁判所         公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司公司		対路内部世界	5
月日         裁判所名         管辖の上級審           1月29日         上田支衛門         松本裁判所           5度建区裁判所         各度建区裁判所         松山裁判所           7知底裁判所         松山裁判所		世界区数型所	2 2 1 1 1
月日     裁判所名     管辖の上級審       1月29日     上田支付 上田支付 上田区裁判所     松本裁判所       5度運区裁判所     香蕉運区裁判所       1月31日     西條区裁判所       **空初島区裁判所     松山裁判所		大炮区裁判所	9
月日     裁判所名     管辖の上級審       1月29日     上田支門     松本裁判所       上田支門     松本裁判所       多度運函裁判所     例(1裁判所)		字和島区裁判所	-
		西条区裁判所	1 H 31
月日	1	多度津区裁判所	_
月日   裁判所名			1717.
月日   裁判所名   管膜の上級器	١	200 上田支庁 40-4-4-4-1	
	-	3  裁判所名  管麒の上記	1 1 2

※1881年10月6日に司法制度が改革され、上等裁判所が控訴裁判所、地方裁判所が始審裁判所、区裁判所を治安裁判所 とされ、支庁は廃止されている。 ※司法省編『司法沿革説』より作成。

	)〇四年)より作成。	法史∬有斐閣	近代民
1888年5月—		員委員	
1888年5月一		委員	
1888年5月一		委員	
1887年12月一	大審院刑事第二	委員	<b>F</b>
1887年11月一	大審院民事第一局	委員	
コ		委員	
1887年11月一		委員	
1887年11月一		委員	
コ		委員	
١	元老院議官	委員	張
1887年11月-1888年4月		委員	
1887年11月一		委員	郎
1887年11月—	司法大臣	委員長	山田顕義
1887年4月-1887年11月		委員	蜂須賀茂韶
1887年4月一		委員	モッセ
1887年4月一	内閣法律顧問	委員	ロエスレル
1887年4月一		<b>委</b> 員	
1	外務省在勤弁理公使	副長	陸奥宗光
١		委員書記	
1		委員書記	
	司法省参事官	委員書記	
-1887		委員書記	
1886年8月-1887年11月		委員書記	今村和郎
1886年8月一	司法省法律顧	委員	ルードルフ
1886年8月一	司法省法律	委員	カークウッド
1886年8月 —	内閣法	委員	7,
1886年8月 —	司法次官	委員	
듸		委員	西園寺公望
1886年8月 - 1887年11月		委員長	
在任期間	員会での役職兼任の役職	法律取調委	
		会構成メンバー	[表一三]法律取調委員会

箭木正裕[近代民事訴訟法史』(有斐閣、二○○四年)より作成。

# 参考文献一覧

# 【史料】

磯部四郎「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」(『法学協会雑誌』三一巻八号、 一九一三年)

伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』

伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』

井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』

江藤家所蔵「江藤新平文書」

円城寺清編『大隈伯昔日譚』(立憲改進党党報局、一八九五年)

大日方純夫編『明治建白書集成』七巻

大槻文彦『箕作麟祥君伝』(丸善株式会社、一九〇九年)

加藤弘蔵『立憲政体略』(一八六八年)

金谷治校訂『論語』(岩波書店、一九六三年)

神田孝平訳『和蘭政典』(一八六八年)

木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』

京都府立総合資料館所蔵「京都府庁文書」

京都府立総合資料館所蔵「京都府令書」

京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』 政治行政編 (京都府、 九七二年)

國學院大學日本文化研究所編『井上毅伝』

國學院大學日本文化研究所編『近代日本法制史料集』力

国立公文書館所蔵「司法省職員一覧表」

国立公文書館所蔵「公文録」

国立公文書館所蔵「公文類聚」

国立国会図書館所蔵「袖珍官員録」

国立国会図書館所蔵「職員録」

国立国会図書館所蔵『帝国議会衆議院議事速記録』二巻

国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」

国立国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任関係文書」

国立国会図書館憲政資料室所蔵「三条実美関係文書」

国立国会図書館憲政資料室所蔵「宍戸璣関係文書」

佐賀県立図書館所蔵「江藤新平関係文書」

司法省『司法省日誌』

司法省蔵版『明治前期大審院刑事判決録』二三巻(文生書院、 一九 八 八

島善高編『副島種臣全集』二巻(慧文社、二〇〇四年)

多田好問編『岩倉公実記』中(一九〇六年、 原書房復刻一九六八年

千葉県史編纂審議会編『千葉県史料』近代編、 明治初期二(千葉県、 九六九年)

津田茂麿『明治聖上と臣高行』(自笑会、一九二八年)

津田真一郎『泰西国法論』(江戸開成所、一八六八年)

鶴巻孝雄編『明治建白書集成』六巻

東京大学史料編纂所編『保古飛呂比』

内閣官報局編『法令全書』(一八八九年)

内閣記録局編『法規分類大全』

内閣文庫所蔵「岩倉具視文書」

中野礼四郎編『鍋島直正公伝』第三巻(侯爵鍋島家編纂所、 九 一九年)

日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』一巻

日本史籍協会編『大久保利通文書』

日本史籍協会編『大久保利通関係文書』

日本史籍協会編『木戸孝允日記』

日本史籍協会編『木戸孝允文書』

日本史籍協会編『百官履歴』上下

日本大学編『山田顕義関係文書』

春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻

兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史』第五巻 (兵庫県、 九八〇年)

法務省法務図書館所蔵「教師質問録初編」

**法務省法務図書館所蔵「司法職務定制」** 

的野半助『江藤南白』上下(南白顕彰会、一九一四年、 マツノ書店、 二〇〇六年復刻版)

松方峰雄・大久保達正編『松方正義関係文書』

箕作麟祥『刑法』(一九八七年)

メリーランド大学ブランゲ文庫所蔵『条約改正関係日本外交文書』

文部省『維新史』(明治書院、一九四一年)

早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』

早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』

早稲田大学鶴田文書研究会編『刑法編集日誌・日本帝国刑法草案』 (早稲田大学出版部、

九七二年)

早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』

# 論文】

浅古弘「刑法草案審査局小考」(『早稲田法学』五七巻三号、 一九八二年)

六年) 新井勉「旧刑法の編纂」一二(『法学論叢』九八巻一号・九八巻四号、 一九七五年・ 九七

新井勉「旧刑法における内乱罪の新設とその解釈」(『日本法学』七二巻四号、 二〇〇七年)

飯尾潤『日本の統治構造』(中央公論新社、二〇〇七年)

家永三郎『司法権独立の歴史的考察』(日本評論新社、 一九六二年)

五百旗頭蘸『条約改正史』(有斐閣、二〇一〇年)。

池田勇太「明治初年における木下助之の百姓代改正論について」(『史学雑誌』 二〇〇九年) 一八巻六

石井良助 「新刑法の制定」(石井良助『明治文化史二 法制編』(洋々社、 一九五四年)

稲田正次『明治憲法成立史』上(有斐閣、一九六〇年)

岩下哲典『江戸のナポレオン伝説』(中央公論新社、 一九九九年)

岩谷十郎「旧刑法編纂過程」(『慶応義塾大学大学院法学研究科論文集』二六号、 九 八六

一九九七年) 岩谷十郎「旧刑法編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」(『法制史研究』 四七巻、

岩谷十郎『明治日本の法律家と法解釈』(慶応義塾出版会、二〇一二年)

二年) 鵜飼政志「明治維新の理想像」(鵜飼政志・川口暁弘編『きのうの日本』、 有志舎、 <u>\_</u>

梅渓昇『お雇外国人』(講談社、二〇〇七年)

大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』(東京大学出版会、二〇一〇年)

大久保泰甫『ボワソナアド』(岩波書店、一九七七年)

大庭裕介「江藤新平の政治行動」(『国士舘史学』一三号、二〇〇六年)

大庭裕介「旧刑法認識の諸相と明治中期の元老院」(『風俗史学』五六号、 二〇一四年)

小笠原幹夫「箕作麟祥とフランス法学」(『一滴』七号、 一九九九年)

小川和也『牧民の思想』(平凡社、二〇〇八年)

小倉紀蔵『朱子学化する近代日本』(藤原書店、二〇一二年)

小幡圭祐 「明治初期大蔵省勧農政策の展開」(『歴史』 | 一五号、二〇一〇年)

小幡圭祐 「明治初年井上馨と大蔵省勧農政策」(『日本歴史』七五三号、二〇一一年)

小幡圭祐 「明治初年大蔵省勧農政策と大隈重信」(『歴史』一一八号、二〇一二年)

笠原英彦『明治国家と官僚制』(葦書房、一九九四年)

笠原英彦『明治留守政府』(慶應義塾大学出版会、二〇一〇年)

柏原宏紀『工部省の研究』(慶應義塾大学出版会、二〇一〇年)

柏原宏紀「開明派官僚の登場と展開」(明治維新史学会編『維新政権の創設』、 有志舎、

〇 一 一 年)

勝田政治『廃藩置県』(講談社、二〇〇〇年)

勝田政治『内務省と明治国家形成』(吉川弘文館、二〇〇二年)

門松秀樹 『開拓使と幕臣』(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)

菊山正明 『明治国家形成と司法制度』(御茶ノ水書房、一九九三年)

狐塚裕子 「教部省の設立と江藤新平」 (佐々木隆・福地惇『明治日本の政治家群像』

弘文館、一九九三年)

「明治一〇年代前半の元老院」 (『日本歴史』 七七一号、 二〇一二年)

における近代と現代』日本評論社、、一九六二年) 久保田穣「明治司法制度の形成確立と司法官僚制」 (利谷信義・吉井蒼生夫・水林彪編 『法

小早川欽吾「刑法典の編纂過程」(小早川欽吾『明治法制史論 一九四〇年) 公法之部下巻』、 巖松堂書

坂本一登「明治天皇の形成」(明治維新史学会編『近代国家の形成』、有志舎、二〇一二年)

佐々木克『志士と官僚』(講談社、二〇〇〇年)

七戸克彦「法典調査会の構成メンバー」(『ジュリスト』|三三一号、二〇〇七年)

七戸克彦「現行民法典を創った人々(1)」(『法学セミナー』五三七号、二〇〇七年)

島善高『律令制から立憲制へ』(成文堂、二〇〇九年)

白羽祐三「民法典論争の理論的性格」(『法学新法』一〇〇巻一号、 一九九四年)

杉谷昭『江藤新平』(吉川弘文館、一九六二年)

鈴木正裕『近代民事訴訟法史』(有斐閣、二〇〇四年)

関口栄一「司法省と大蔵省」(『法学』五〇巻一号、一九八六年)

染野義信『近代的展開における裁判制度』(勁草書房、一九八八年)

瀧井一博『伊藤博文』(中央公論新社、二〇一〇年) 高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』二九巻一号、一九九三年)

田村譲「明治民法典に関する一考察」(『帝京法学』一二九巻、 一九八〇年)

団藤重光『刑法の近代的展開』(弘文堂書房、一九四八年)

手塚豊「明治初年の民法編纂」(司法省秘書課編『司法資料』 別冊二一号、 一九四四)

手塚豊『明治法学教育史の研究』(慶応通信、一九八九年)

手塚豊『明治刑法史の研究』中(慶応通信、一九八五年)

内藤謙「日本における「古典学派」刑法理論の形成過程」(法学協会編『法学協会記念論文

集』第二巻、有斐閣、一九八三年)

中野目徹「太政官制の構造と内閣制度」(明治維新史学会編『近代国家の形成』、 有志舎、

二〇一二年) 中村菊男「民法典論争の経過と問題点」上中下 (『法学研究』二九巻、 七 八号、 一九

五六年) 中村英郎「近代的司法制度の成立と外国法の影響」(『早稲田法学』四二巻一・二号、 一九

中村尚美『大隈財政の研究』(校倉書房、一九六八年)

六六年)

中元崇智「『土佐派』の『明治維新観』 形成と『自由党史』」 (『明治維新史研究』 一六号、

〇〇九年)

中山勝『明治初期刑事法の研究』(慶応通信、一九九〇年)

西川誠「廃藩置県後の太政官制改革」(鳥海靖・三谷博・西川誠・ 矢野信幸編 『明治立憲政

治の形成と変質』、吉川弘文館、二〇〇五年)

[春夫 「刑法制定史にあらわれた明治維新の性格] (『比較法学』 三巻一 (六八年)

沼田哲『元田永孚と明治国家』(吉川弘文館、二〇〇五年)

野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」(『日仏法学』一号、一九六一年)

坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』(山川出版社、 一九八五年)

七七年) 福島正夫「司法省職務定制の制定とその意義」(『福島正夫著作集』一巻、 勁草書房、 九

藤田正「明治五年の司法省視察団」(『史叢』三七号、一九八六年)

藤田正 「大久保利通の 「国民国家」」(明治維新史学会編『明治維新の政治と権力』吉川弘

文館、一九九二年)

藤田正「明治初年の「公議」「公論」と太政官」(明治維新史学会編『講座明治維新三、

新政権の創設』、有志舎、二〇一一年)

藤田正「明治一三年刑法の近代的性格」 (『法制史研究』四七号、 一九九七年)

藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』(慶應義塾大学出版会、二〇〇一年)

藤原明久「京都府と京都裁判所との裁判権限争議」(上下)(『神戸法学会雑誌』三四二三・

四、一九八四年)

牧野英一『刑事学の新思潮と新刑法』(警眼社、一九〇九年)

松井芳郎 「条約改正」 (福島正夫編 『日本近代法体制の形成』 下、日本評論社、 一九八二年)

松尾正人 「明治初年の国法会議」(『日本歴史』四一二号、一九八二年)

松尾正人 「維新官僚の形成と太政官制」(近代日本研究会編『官僚制の形成と展開』、 山川

出版社、一九八六年)

松尾正人『維新政権』(吉川弘文館、一九九五年)

松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年)

真辺将之「近代国家形成期における伝統思想」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』 第四

分冊、四七号、二〇〇一年)

真辺将之『西村茂樹研究』(思文閣、二〇一一年)

三日月章 「司法制度」(石井紫郎編『日本近代法史講義』、青林書院新社、 一九七二年)

三橋猛雄『明治前期思想史文献』(明治堂書店、一九七六年)

三田奈穂 「旧刑法「数罪倶発」条成立に関する一考察」(『政治法学論究』、 七六巻、二〇〇

八年)

三田奈穂「旧刑法の成立と村田保」(『政治法学論究』七九巻、二〇〇八年)

三谷太一郎『近代日本の司法制度と政党』(塙書房、 一九八〇年)

毛利敏彦『明治維新政治史序説』(未来社、一九六七年)

毛利敏彦『明治六年政変の研究』(有斐閣、一九七八年)

毛利敏彦『江藤新平』(中央公論社、一九八七年)

毛利敏彦 『明治維新政治外交史研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)

毛利敏彦『佐賀藩と幕末維新』(中央公論新社、二〇〇八年)

森田朋子『開国と治外法権』(吉川弘文館、二〇〇五年)

号、二〇一〇年) 山口亮介「明治初期における「司法」の展開過程に関する一試論」(『法政研究』七七巻三

〇一〇年) 山口亮介「明治初期における「司法」の形成に関する一考察」(『法制史研究』五九号、二

維新政権の創設』、有志舎、二〇一一年) 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(明治維新史学会編『講座明治維新三、

湯川文彦「明治初年外交事務の形成」(『明治維新史研究』七号、二〇一一年)

論社、一九八一年) 横山晃一郎「刑罰・治安機構の整備」(福島正夫編『日本近代法体制の形成』上巻、

吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本経済評論社、 一九九六年)